

## 別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

### 第1 趣旨

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地がその創意工夫を活かして行う地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

### 第2 都道府県等の役割

- 1 都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、産地における農作物の収益力向上や生産基盤の強化に向けた取組の方向性を定めるとともに、これに沿った産地パワーアップ計画となるよう地域協議会長等に対して指導・助言を行うものとする。
- 2 地域協議会長等は、産地パワーアップ計画の作成に当たって、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとなるようにすることはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 取組主体は、取組主体事業計画の作成に当たっては、生産コスト削減や高収益な作付体系への転換、ハウス・園地等の再整備、土づくりの展開といった取組を通じ、産地の収益力向上及び生産基盤の強化につながるものとなるよう留意するものとする。
- 4 都道府県知事及び地域協議会長等は、都道府県事業計画、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査に当たっては、都道府県又は地域協議会等の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者が主となり審査するなど精度を高めるように努めるものとする。

### 第3 都道府県事業実施方針の基準

本要綱第4第2号ウの別記2に定める基準は、1に掲げる趣旨に即しており、かつ、2及び3に掲げる事項が定められていることとする。

#### 1 都道府県事業実施方針の趣旨

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減、販売額の増加などの産地の収益力強化を進めるとともに、中小・家族経営が保有する園芸施設・機械・園地の再整備・長寿命化等や堆肥の活用等により産地の生産基盤の強化を図り、生産体制を一層強化することが必要である。

このため、都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、都道府県、市町村及び農業者団体等の関係機関が一体となって、産地における農作物の収益力向

上及び生産基盤強化に向けた取組を推進していくものとする。

## 2 都道府県事業実施方針の内容

都道府県事業実施方針は、別添参考様式1号により作成し、同方針においては、本事業が最大限効果を発揮できるよう、当該都道府県において本事業を実施する目的、対象作物、本要綱別表2のメニューに掲げる事業の実施方針、本事業の推進・指導並びに管内の地域協議会長等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等に係る方針及び体制を明確にするものとする。

また、都道府県知事は、都道府県事業実施方針の作成に当たり、次の点に留意するものとする。

- (1) 取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。
- (2) 地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとする。
- (3) 地域一体となった集中的な取組となるよう努めること。
- (4) 事業完了後も効果が持続することを期待できる取組であって、対外的にその効果が確認できるものへの重点化を図ること。

## 3 その他都道府県事業実施方針に定めるべき事項

都道府県事業実施方針には、2に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

### (1) 取組要件

都道府県知事は、地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的に事業を行うために、取組要件を定めるものとする。

### (2) 取組内容及び対象経費等の確認方法

都道府県知事は、管内の各取組主体が適切に事業を実施しているか及び助成対象経費は適切かを確認するための検査の方法、必要な確認書類、保存期間等を都道府県事業実施方針に明記するものとする。

なお、確認書類は必要かつ最小限のものとする。

### (3) 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定

都道府県事業計画に位置付ける産地パワーアップ計画（生産基盤強化対策に限る。）の認定に当たっては、重点的に取組を実施すべき地域や作物等を定めるとともに、ポイント制等の透明性の高い方法により、あらかじめ優先順位等の設定を行うものとする。

### (4) 取組主体助成金の交付方法

都道府県知事は、取組主体助成金の交付方法を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

また、市町村長、地域協議会長等を経由して取組主体助成金を交付する場合は、併せて、その交付方法を都道府県事業実施方針に定めるものとする。

### (5) 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

都道府県知事は、事業実施に当たって取組主体に対して課すべき条件等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

#### 第4 産地パワーアップ計画の基準

本要綱第4第2号エの別記2に定める基準は、次のとおりとする。

- 1 次の項目が全て記載されていること。
  - (1) 収益性向上対策（本要綱別表2のⅠの1及びⅡの1の事業をいう。以下同じ。）
    - ア 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
    - イ 産地の収益性の向上のための取組内容
    - ウ 取組により期待される効果及びその実現のために地域の関係者が果たす役割
    - エ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容
  - (2) 生産基盤強化対策（本要綱別表2のⅠの2及びⅡの2の事業をいう。以下同じ。）
    - ア 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
    - イ 産地の生産基盤の強化のための取組内容
    - ウ 取組により期待される効果及び実現のために地域の関係者が果たす役割
    - エ 生産装置の継承者（作業受託組織を含む。）又は生産装置の継承・強化に向けた取組の内容若しくは生産技術の継承・普及に向けた取組の内容（本要綱別表2のⅠの2の（6）の事業を実施する場合にあっては、全国的な土づくりの展開の取組の内容）
- 2 生産コストの削減、高付加価値化等を通じて産地の収益性の向上又は生産基盤の強化に資する計画と認められること。
- 3 都道府県事業実施方針に即したものであること。
- 4 1の（1）のアの産地の範囲が第7の面積要件等を満たしていること。  
ただし、生産基盤強化対策を実施する産地については、この限りではない。
- 5 産地パワーアップ計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
  - (1) 収益性向上対策
    - ア 次の①から⑦までのいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。  
ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①から⑦までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。
      - ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
      - ② 販売額又は所得額の10%以上の増加
      - ③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
      - ④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%
      - ⑤ 農産物輸出の取組について、
        - (ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上

の増加

(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上又は輸出向けの年間出荷量 10 トン以上

⑥ 労働生産性の 10%以上の向上

⑦ 農業支援サービス事業体の利用割合の 10%以上の増加かつ 50%以上とすること

イ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性の向上の取組が行われること。

ウ 中心的な経営体又は団体の取組は、産地パワーアップ計画の目的の実現のために必要なものであり、かつ、将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

## (2) 生産基盤強化対策

ア 産地において、生産基盤の強化に係る成果目標として、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

イ 各取組主体において、生産基盤の強化に係る成果目標として、次に掲げる①から⑥までのうちから 1 つ以上設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加

② 共通 8 の 6 に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加

③ 生産コストの低減

④ 労働生産性の向上

⑤ 契約販売率の増加

⑥ 地力の向上

ただし、⑥については、本要綱別表 2 の I の 2 の (6) の事業を実施する場合のみ選択でき、かつ必須とするものとする。

ウ 目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手（作業受託組織を含む。）に継承したもの、又は確実に継承することが見込まれるものであること。（本要綱別表 2 の I の 2 の (6) の事業を除く。）

## 第 5 事業の内容等

### 1 収益性向上対策

別紙 1 のとおりとする。

### 2 生産基盤強化対策

別紙 2 のとおりとする。

### 3 実施期間

(1) 産地パワーアップ計画の実施期間は 3 年以内とする。

(2) 取組主体事業計画の実施期間は 2 年以内とする。

ただし、鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備

の整備を通じた分みつ糖産地の強化の計画については、（１）及び（２）ともに５年以内とする。

#### 4 上限額

産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体事業計画の１年度当たりの補助金等の上限額は１事業あたり２０億円とする。

### 第６ 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の１及び２に掲げる場合の取組に係る目標年度は、それぞれ、当該１及び２に定めるところによるものとする。

#### 1 都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合（ただし、２の（２）から（４）及び３の場合を除く。）

事業実施年度から起算して５年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度とする。この場合においては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

#### 2 果樹、茶及び永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物をいう。以下同じ。）（以下「果樹等」という。）の取組

（１）果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組（ただし、１の場合を除く。）については、事業実施年度から１０年後とする。

（２）果樹の改植に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度から５年後とする。

（３）茶の改植等及び改植等に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度の３年後とする。

（４）永年性工芸作物の改植及び改植に係る栽培管理、労務管理等の技術実証の取組については、事業実施年度の３年後とする。

### 第７ 面積要件

本要綱別表２のⅠの１及びⅡの１の事業における採択要件のうち別記２に定める面積要件は、共通３のとおりとする。

### 第８ 全国事業実施方針兼基金造成計画書の作成及び承認の手続

基金管理団体は、別紙様式第１号により、全国事業実施方針兼基金造成計画書（以下「全国実施方針」という。）を作成し、農産局長に提出し、承認を受けるものとする。なお、全国実施方針に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、これに準じた手続により行うものとする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 基金管理団体の変更
- 3 基金造成計画額の増減

## 第9 業務方法書の作成等

### 1 業務方法書の作成

基金管理団体は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を共通4を参考に作成し、別紙様式第2号により農産局長に提出するものとする。

- (1) 造成した基金に関する事項
- (2) 都道府県事業実施方針の承認に関する事項
- (3) 基金管理団体から都道府県への助成金の交付に関する事項
- (4) 都道府県から基金管理団体への事業実施状況等の報告に関する事項
- (5) その他業務運営に必要な事項

### 2 業務方法書の承認

- (1) 農産局長は、基金管理団体から申請のあった1について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、基金管理団体に通知するものとする。
- (2) 基金管理団体は、業務方法書を変更しようとするときは、1に準じて手続を行うものとする。

この場合において、農産局長が行う承認の手続については、2の(1)に準じるものとする。

## 第10 事業実施の手続

### 1 都道府県事業実施方針の提出

都道府県知事は、別添参考様式1号により都道府県事業実施方針を作成し、別紙様式第3号により基金管理団体に提出するものとする。

### 2 都道府県事業実施方針の承認

- (1) 基金管理団体は、1により提出された都道府県事業実施方針について、その内容が適切であると認められる場合には、地方農政局長等に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に通知するものとする。

都道府県知事は、都道府県事業実施方針の承認を受けた後、地域協議会長等に都道府県事業実施方針を通知するものとする。

- (2) 都道府県実施方針の重要な変更は、対策の追加及び各対策の基本方針のうち成果目標に関わる内容の変更とし、この場合、(1)に準じた手続により行うものとする。

### 3 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、都道府県事業実施方針に即し、収益性向上対策にあつては別添参考様式2-1号により産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）を、生産基盤強化対策にあつては別添参考様式2-2号により産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）を作成し、別紙様式第4号により都道府県知事に提出するものとする。同計画においては、取組主体が別添参考様式3-1号及び別添参考様式3-2号により作成する取組主体事業計画（収益性向上タイプ又は生産基盤強化タイプ）を位置付けなければならない。

ただし、別紙2のⅡの(10)のアの取組については、市町村長を經由して都道府県知事に提出するものとする。

なお、産地パワーアップ計画（生産基盤強化対策）については、地域協議会等単位で計画作成をするものとする。

#### 4 取組主体事業計画

##### (1) 収益性向上対策（効果増進事業を除く。）及び生産基盤強化対策

取組主体は、収益性向上対策にあつては別添参考様式3-1号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち生産支援事業・整備事業）を、生産基盤強化対策にあつては別添参考様式3-2号により取組主体事業計画（生産基盤強化タイプを作成し、別紙様式第5号により地域協議会長等に提出するものとする。

##### (2) 収益性向上対策のうち効果増進事業

都道府県協議会長又は地域協議会長は、別添参考様式3-3号により取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を作成し、別紙様式第6号により都道府県知事に提出するものとする。

#### 5 都道府県事業計画

(1) 都道府県知事は、3の産地パワーアップ計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、都道府県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長等に通知するとともに、別添参考様式4号により都道府県事業計画を作成し、別紙様式第7号により地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。

(3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県事業計画の協議終了後に、当該都道府県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を承認し、別紙様式第8号により、地域協議会長等に対して通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、都道府県事業計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

ア 産地パワーアップ計画の成果目標の変更

イ 都道府県知事が実施する事業内容の変更

ウ 取組主体事業計画の次に掲げる変更

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 取組主体の変更

(5) 地域協議会長等は、(3)により都道府県知事より産地パワーアップ計画の承認を受けた場合は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画の承認を行うものとする。

## 6 事業の着手

本要綱別表 2 のⅡの事業における本要綱第 6 第 2 項第 2 号アただし書きの交付決定前の着手に当たっては、別紙様式第 9 号により交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。

## 第 11 都道府県助成金の交付決定

### 1 基金事業

#### (1) 都道府県助成金の交付申請

都道府県知事は、本事業の都道府県助成金の交付を受けようとするときは、別紙様式第 10 号により申請書を基金管理団体に提出するものとする。

また、都道府県助成金の変更交付申請を行う場合は、別紙様式第 11 号により、変更申請書を基金管理団体に提出するものとする。

#### (2) 都道府県助成金の交付決定

基金管理団体は、1 の申請書の提出があったときは、審査の上、助成金の交付対象となる都道府県事業計画を決定し、都道府県知事に都道府県助成金の交付決定の通知を行うものとする。

### 2 整備事業

補助金の交付申請及び交付決定は、本要綱第 9 から第 11 までに定めるところによるものとする。

## 第 12 助成金の請求及び支払

### 1 基金事業

#### (1) 取組主体助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は、別紙様式第 12 号（収益性向上対策のうち効果増進事業にあつては、別紙様式第 13 号）により取組主体助成金請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

#### (2) 取組主体助成金の概算払請求

取組主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別紙様式第 14 号により取組主体助成金概算払請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとする。

#### (3) 都道府県助成金の請求

都道府県知事は、取組主体から提出のあった取組主体助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の支出が適当と判断される場合は、別紙様式第 15 号（概算払請求を行う場合は、別記様式第 16 号）により都道府県助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

#### (4) 都道府県助成金の支払

基金管理団体は、都道府県知事から都道府県助成金請求書の提出があった



場合は、その内容を確認の上、速やかに都道府県知事に対して都道府県助成金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

#### (5) 取組主体助成金の支払

都道府県知事は、基金管理団体から都道府県助成金の支払を受けた場合は、都道府県事業実施方針に定める交付方法により、取組主体助成金請求書の提出者に助成金を支払うとともに、支払額を別紙様式第 17 号により通知するものとする。

### 2 整備事業

補助金の請求及び支払は、本要綱第 9 から第 11 までに定めるところによるものとする。

## 第 13 助成金の返納

### 1 基金事業

都道府県知事は、本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体又は共同申請者（以下「取組主体等」という。）が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が助成金の交付後に判明した場合には、当該取組主体等に指示を行い、基金管理団体に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

### 2 整備事業

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた取組主体が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該取組主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

## 第 14 事務の委託

基金管理団体は、当該基金管理団体の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、本要綱別表 2 の I のメニューに係る事務の一部を当該基金管理団体以外の者に委託することができるものとする。

## 第 15 事業実施状況報告等

### 1 取組主体事業実施状況報告

取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別紙様式第 18 号により取組主体事業実施状況報告を作成し、翌年度の 6 月末日までに地域協議会長等（収益性向上対策のうち効果増進事業にあっては、別紙様式第 19 号により都道府県知事）に提出するものとする。

### 2 産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告

地域協議会長等は、1 の取組主体からの取組主体事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別紙様式第 20 号により、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の 7 月末日までに、都道府県知事に

報告するものとする。

また、地域協議会長等は、事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

### 3 都道府県事業実施状況報告

都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業に限る。）及び2の地域協議会長等からの産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別紙様式第21号により、都道府県事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県知事は、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会及び取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

地方農政局長等は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施状況の報告について、別紙様式第22号により、遅滞なく基金管理団体に提出するものとする。

地方農政局長等は、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

### 4 基金管理状況報告

基金管理団体は、毎年度、四半期ごとに、本要綱第7第3項第1号により造成した基金の収支について、基金管理状況報告書を作成し、事業実施年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日時点のものをそれぞれその日から30日を経過した日までに農産局長に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

### 5 その他

基金管理団体及び地方農政局長等は、都道府県知事に対し、1から3までに定める報告以外に、必要に応じ、地域協議会長等又は取組主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 第16 事業の評価

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、別紙様式第18号により地域協議会長等（収益性向上対策のうち効果増進事業にあっては、別紙様式第19号により都道府県知事）に報告するものとする。

なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

2 地域協議会長等は、1の取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価するとともに、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を当該年度の7月末日までに、別紙様式第20号により都道府県知事に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。

なお、収益性向上対策において、第4の5の(1)のアの②及び⑥に基づき成果目標を設定している場合又は生産基盤強化対策において、第4の5の(2)のアのうち総販売額の維持又は増加の成果目標を設定している場合については、以下の算定式により、価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないとき又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

[販売額の10%以上の増加の場合]

$$\text{価格補正後の販売額} = \text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}$$

$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

[所得額の10%以上の増加の場合]

$$\text{価格補正後の所得額} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}) - \text{生産コスト}$$

$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

[労働生産性の10%以上の向上の場合]

$$\text{価格補正後の労働生産性} = (\text{目標年度の実績の販売単価} \times \text{補正係数} \\ \times \text{目標年度の実績の数量}) \div \text{労働時間}$$

$$\text{補正係数} = \text{地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価} \\ \div \text{地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価}$$

3 都道府県知事は、1（収益性向上対策のうち効果増進事業に限る。）及び2の地域協議会長等から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別紙様式第21号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、地域協議会長等及び取組主体を指導するものとする。

4 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、産地パワーアップ計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合（果樹の改植における中間的な評価にあつては、成果目標の達成が困難と見込まれる場合。4において同じ。）には、地域協議会長等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第 15 の 2 と併せて 7 月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第 15 の 3 と併せて 8 月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。

また、地域協議会長等は、取組主体事業計画に掲げた取組目標の全部又は一部が達成されていない場合には、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、都道府県知事は、地域協議会長に対し産地パワーアップ計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、5 の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

5 地方農政局長等は、3 の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

6 地方農政局長等は、4 の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

7 地方農政局長等は、5 の点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

8 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が 80% に満たなかった産地パワーアップ計画を有する地域協議会等を公表するものとする。

また、都道府県知事、地方農政局長等は、成果目標の達成率が 80% に満たなかった地域協議会等が作成する次年度以降の産地パワーアップ計画について、厳格な審査を行うものとする。

なお、成果目標の達成率が 80% に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の取組主体事業計画も同様に厳格な審査を行うものとする。

9 国及び基金管理団体は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

## 第17 評価結果の配分基準への反映

- 1 評価結果の反映は、都道府県ごとに第16に基づき農産局長が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の各成果目標に対する達成率の過去5か年の平均値に基づき共通8及び共通9の配分基準の都道府県ポイントに反映するものとする。
- 2 評価結果を反映したポイントは、都道府県知事から提出のあった都道府県事業計画額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達成度	ポイント
95%以上	+1ポイント
80%以上 95%未満	0ポイント
40%以上 80%未満	-1ポイント
40%未満	-2ポイント

## 第18 推進指導体制等

### 1 指導及び監督等

- (1) 農産局長は、本要綱別表2のIの基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき、各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- (4) 国は、都道府県知事に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

### 2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。  
ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

## 第19 その他

### 1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

### 2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、地域協議会長等又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、地域協議会長等及び取組主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、地域協議会長等又は取組主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、基金管理団体に報告するものとする。

### 3 本事業の実効性確保のための措置

産地パワーアップ計画を作成する地域協議会等は、本事業の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講じることとする。

(1) 原則として、次に掲げるいずれかの者を地域協議会等の構成員に位置付けるよう努めるものとする。

ア 担い手農業者組織（都道府県稲作経営者会議等をいう。）の会員たる担い手

イ 都道府県農業法人協会の会員たる農業法人

ウ 指導農業士（都道府県知事の認定を受けた者であって、農業経営士や普及指導協力員を含む。）

エ 青年及び女性農業者（地域で活躍する農業青年クラブの会員等の青年農業者又は、女性農業委員、農業協同組合の女性役員、農業女子プロジェクトメンバー等の女性農業者をいう。）

(2) 地域協議会等の構成員の選定に当たっては、地域の農業生産の状況を踏まえつつ、地域の主たる産品の担い手の意見が反映されるよう配慮するものとする。

### 4 本事業の採択基準等

共通6のとおりとする。

### 5 その他

(1) 基金事業に係る助成金の返納等は、業務方法書に基づき、基金管理団体に対して行うものとする。

ただし、基金解散後にあつては、地方農政局長等の指示を受け、都道府県知事がこれを国に納付するものとする。

(2) 都道府県事業実施方針の軽微な変更については、都道府県知事から基金管

理団体への提出をもって、基金管理団体の承認があったものとみなすこととする。

この場合、基金管理団体は地方農政局長等に写しを提出するものとする。

(3) 農業共済等の積極的活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

## 別紙1

### 収益性向上対策の事業内容等

#### I 基金事業

##### 1 生産支援事業

###### (1) 助成対象となる取組の範囲

本要綱別表2のIの1の(1)の生産支援事業に掲げる取組とする。

###### (2) 取組主体

ア 生産支援事業の取組主体は、本要綱別表2のIの1の(1)の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表2のIの1の(1)の取組主体欄の(5)から(7)までの者は、産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

###### (3) 補助率

生産支援事業の補助率は、本要綱別表2のIの1の(1)の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、本要綱別表2のIの1の(1)の補助率欄で定める補助率を上限に、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案して別に補助率を設定することができるものとする。

その場合にあつては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に補助率を明示するものとする。

###### (4) 助成対象経費

生産支援事業の助成対象経費は、メニューごとに次に掲げるものとする。

###### ア 農業機械等の導入及びリース導入

第4の5の(1)のアに掲げる取組に必要な農業機械等の導入及びリース導入に要する経費であつて、次の基準を満たすものとする。

(ア) 本体価格が50万円以上の農業機械等(アタッチメントを含む。)であること。

(イ) 原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

###### イ 生産資材の導入等

(ア) 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材(パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。)の購入に要する経費



(イ) 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃

ウ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

(ウ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 本体価格が 50 万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に対する助成

(オ) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(カ) 種苗の購入に係る経費

エ その他の留意点

きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行うものであり、かつ、肥培管理を行い栽培するものとする。また、都道府県において、あらかじめ、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

(5) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 共通

(ア) 取組主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は AGMIRU の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ) 地域協議会等は、農業機械等による事故を防止する観点から、取組主体に対して農作業安全に係る研修に参加するよう指導することとする。

(ウ) 都道府県知事は、対象とする農業機械等で同種同能力のものについて申請によって助成額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考に上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

(エ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

(オ) 取組主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

(キ) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3

月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、取組主体(取組主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface(複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み。以下「API」という。)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 取組主体は、共通7により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(イ) 助成対象の農業機械等は、次の①又は②のいずれかに限るものとする。

① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等

② 「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる農業機械等(当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。)

(ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(エ) 取組主体は、農業機械等の導入を行った場合は、本要綱第31第2項に定める財産管理台帳の写しを、地域協議会長等に対しても提出するものとする。地域協議会長等は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

② 取組主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担(事業費-助成金) / 当該農業機械等の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(カ) 機械導入を行う者のうち、本要綱別表2のIの取組主体欄1の(5)の農業者は、次の全てに該当すること。

① 青色申告(所得税法(昭和40年法律第33号)第143条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を得て行う所得税に係る確定申告又は修正申告をいう。以下同じ。)を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ウ 農業機械等をリース導入する場合

(ア) 申請方式については、取組主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、取組主体が選定した農業機械等の購入を行ったリース事業者(共同申請者)へ支払うこととする。

(イ) 農業機械等のリース期間は、産地パワーアップ計画の事業実施期間(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内とする。

(ウ) リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」という。)については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

リース物件購入価格(税抜き) × 助成率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」  
÷「法定耐用年数」)×助成率(1/2以内)

「リース料助成額」＝(「リース物件購入価格(税抜き)」－「残存価格」)  
× 助成率(1/2以内)

(エ) 農業機械等のリース導入に対する助成を行う地域協議会等は、本事業が適切に行われるよう、取組主体事業計画書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配慮するものとする。

(6) 生産資材の導入等に係る留意事項

ア 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃については、地域の標準的な農作業

受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

イ 生産資材の導入等の実施に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 生産資材等の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、法定耐用年数期間中は国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

## （7）特別枠

### ア スマート農業推進枠

#### （ア）取組対象

支援対象は、生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組とする。

#### （イ）取組内容

ICTやロボット技術等の先端技術導入に対して、優先枠を設定するものとする。また、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）における成果目標を以下に掲げる水準に設定する場合は、当該先端技術の導入支援に併せ、当該特別枠の予算の範囲内で、1年間に限り、（ウ）に掲げるスマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加して助成することができるものとする。

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの15%以上の削減
- ② 販売額又は所得額の15%以上の増加
- ③ 労働生産性の15%以上の向上
- ④ 農業支援サービス事業体の利用割合の15%以上の増加かつ50%以上とすること

（ウ）助成対象経費は、次に掲げるものとする。

- a 旅費  
取組主体に属する構成員、外部専門家に対する旅費
- b 報償費  
講師謝礼（オペレーター養成費、技術コンサルタント料）等
- c 役務費  
分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費
- d 雑役務費  
保険料
- e 需用費  
消耗品費、印刷製本費
- f 使用料賃借料  
会場借上料等

(エ) 導入・定着関連費用等の補助率は定額とし、1 取組主体当たり 100 万円を限度額とする。

#### イ 施設園芸エネルギー転換枠

##### (ア) 取組対象

施設園芸産地において、従来の燃油依存の経営から脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等を導入することにより、経営力を強化する取組とする。

##### (イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、当該特別枠の予算の範囲内で、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）及び循環扇等の内部設備の導入及びリース導入を支援する。

- ① 省エネ機器の導入面積を産地の 50%以上に拡大
- ② 燃油使用量の 15%以上の低減

(ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は施設園芸品目とし、助成対象経費は次に掲げるものとする。

- ① 省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器及び内部設備の導入及びリース導入に要する経費
- ② ①の取組を行う場合の施工に要する経費

ただし、省エネ機器を有さないパイプハウス等については、省エネ機器の導入又はリース導入を必須とし、内部設備のみの導入又はリース導入は不可とする。

(エ) 当該特別枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。

#### ウ 持続的畑作確立枠

##### (ア) 取組対象

畑作地域において、経営規模の拡大や需要の高い作物への転換、生産体系の抜本的な改革等に必要となる省力機械化作業体系を導入することにより、持続的な生産体系を確立し、生産基盤の強化が見込まれる取組とする。

##### (イ) 取組内容

産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において以下の成果目標を設定した場合、当該特別枠の予算の範囲内で、助成対象作物の農業機械等の導入及びリース導入を支援する。

- ① サツマイモ基腐病が発生した当該地域の 10 a 当たり収量を 10%以上増加
- ② ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付割合を 10 ポイント以上増加、又は 50%以上増加

- ③ 種子用ばれいしょのり病率低減の取組を作付面積の 50%以上で実施
- ④ 豆類又はばれいしょの導入比率を 2 ポイント以上増加
- ⑤ 需要が見込まれる品目・品種への 10%以上の転換  
(対象品目の作付実績がない場合は、輪作対象面積の 10%以上の導入)
- ⑥ てん菜の直播率の 10%以上の増加
- ⑦ 基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を 10 ポイント以上増加

(ウ) 産地パワーアップ計画における対象作物は、地域の畑作生産体系を構成する基幹作物のうち麦及び大豆を除く作物とし、助成対象経費は、かんしょ、ばれいしょ、畑地に作付けされる豆類及びてん菜等の省力機械化作業体系を構築するために必要となる農業機械等の導入及びリース導入に要する経費とする。ただし、てん菜については、移植栽培から直播栽培への変更、基幹作業の外部化又は共同化に必要な農業機械等の導入及びリース導入に要する経費に限る。また、かんしょについては、育苗に必要な生産資材の導入に要する経費も対象とする。

(エ) (ウ) の基幹作物は、地域の輪作を構成する主要な輪作作物として、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

(オ) 取組主体の事業計画の実施期間は 1 年とする。

(カ) その他の本取組の実施基準は、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3308 号農林水産事務次官依命通知）の規定を準用するものとする。

## 2 効果増進事業

### (1) 助成対象となる取組範囲

本要綱別表 2 の I の 1 の (2) の効果増進事業に掲げる取組とする。

### (2) 取組主体

効果増進事業の取組主体は、本要綱別表 2 の I の 1 の (2) の取組主体欄に掲げる者とする。

### (3) 補助率

効果増進事業の補助率は、本要綱別表 2 の I の 1 の (2) の補助率欄に定めるとおりとする。

### (4) 助成対象経費

効果増進事業の助成対象経費は、次に掲げるものとする。

#### ア 計画策定等に要する経費

##### (ア) 旅費

協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費

##### (イ) 報償費

講師謝礼等

##### (ウ) 需用費



る。

- (ア) 対象品目の農産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。
- (イ) 食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。
- (ウ) 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。
- (エ) 複数の生産者との間で、事業実施から3年以上を契約期間とする基本契約（対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結していること。

ウ 同欄の（10）の「別記2に定める流通業者」は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上を契約期間とする基本契約（対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。）を締結しており、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

エ 同欄の（11）の都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体は、次のいずれかに該当し、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(ア) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

オ 同欄の（12）のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置付けられた者とする。

(ア) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

(イ) 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

(ウ) 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(エ) コンソーシアム規約が定められていること。



(オ) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(カ) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

(キ) 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

① 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

② 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

### (3) 対象地域

ア 整備事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

ただし、本要綱別表2のⅡのメニューの欄の1の(9)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設(施設園芸栽培技術高度化施設に限る。)については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

イ 野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合については、都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域内(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合、実施できる整備事業の内容は、共通2の基準に記載する施設を除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

### (4) 補助率

整備事業の補助率は、本要綱別表2のⅡの補助率欄に定めるとおりとする。

ア 本要綱別表2のⅡの補助率欄の1のただし書により別記2に定める場合は、対象作物がさとうきび又はパインアップルの場合とし、補助率を事業費の10分の6以内とする。

イ 本要綱別表2のⅡの補助率欄の1のただし書により別記2に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。

(ア) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合

(イ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

ウ 本要綱別表2のⅡの補助率欄の1のただし書の別記2に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。

(ア) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

(イ) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

- (ウ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合
- (エ) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

(5) 補助対象経費等

整備事業の補助対象経費や事務手続については、本要綱に定めるもののほか、「事務取扱」を準用するものとする。

なお、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとし、交付の対象となる附帯事務費の額及び補助対象範囲は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1日3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）を準用するものとする。

(6) 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通1のとおりとし、これを超えて助成することはできないものとする。

(7) 施設の補助対象基準

整備事業で整備する施設については、共通2に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

イ 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

ウ 取組主体は、整備事業の実施に当たり、共通7により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

また、本要綱別表2のⅡの採択要件欄の1の(3)の別記2に定める場合は、北大東島及び南大東島（以下「遠隔離島」という。）に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合とし、これに該当する場合は、投資効率の算定を要さないものとする。

エ 施設の整備に当たっては、都道府県知事及び地域協議会長等は、産地全体の収益性向上に資するものとなるよう、取組主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

オ 都道府県知事は、第 15 の 3 及び第 16 の 3 の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 23 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（ア）施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

（イ）処理加工施設において収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

カ 整備事業で実施する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

キ 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

ただし、既存施設の再編合理化の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

ク 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

（ア）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

（イ）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

（ウ）補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

- (エ) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- ケ 次に掲げるものは、助成の対象外とする。
- (ア) 施設の附帯施設のみの整備
  - (イ) 施設用地の整地や改良などの整備
  - (ウ) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
  - (エ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
  - (オ) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）
  - (カ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- コ 施設の能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- サ 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
- (ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
  - (イ) 必要に応じ、利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- シ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。
- ス 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
- (ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
  - (イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
  - (ウ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。  
なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- セ 対象作物が果樹の場合であって、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定

面積の総和の割合が、現に直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

ソ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、取組主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれなければならないものとする。

タ 稲、麦、大豆、子実用とうもろこし、果樹及び野菜を対象作物とする場合は、取組主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の取組主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月農林水産省生産局）の取組事項の内容を含むものとする。

チ きのこと及び山菜類を対象とする場合にあつては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合経営を行うものであり、かつ、肥培管理を行い栽培するものとする。また、都道府県において、あらかじめ、きのこと及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのを対象とする場合にあつては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあつては、野菜として取り扱うものとする。

ツ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

テ 土地利用型作物（稲、麦（小麦、大麦及び裸麦をいう。以下同じ。））、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）及び子実用とうもろこしをいう。）を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設及び集出荷貯蔵施設並びに稲、麦及び豆類を対象とした農産物処理加工施設を整備する場合は、都道府県は、取組主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

ト 国産原材料サプライチェーン構築の取組及び青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

ナ 本事業で導入する施設等は、原則、産地パワーアップ計画の対象区域内で生産される原材料を使用することとする。

ただし、本要綱別表2のⅡの1の取組主体欄の（7）に掲げる民間事業者の

取組については、都道府県知事が特に必要と認める場合に限り、施設等の全利用量の過半を占めることを条件に認めることができるものとする。

ニ 施設の利用料金については、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

ヌ 整備を行う者のうち、本要綱別表2のⅡの1の取組主体欄の(5)の農業者は、次の全てに該当する者とするものとする。

(ア) 青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

(イ) 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ネ 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、取組主体は、第15に定める取組主体事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写し(以下「共済制度等加入資料」という。)を地域協議会長等に提出するものとし、地域協議会長等は、取組主体から提出された共済制度等加入資料を産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告の提出にあわせて、都道府県知事に提出するものとする。

ノ 取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

ハ 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化することとする。

## (9) 施設の管理運営

### ア 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

### イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

### ウ 指導監督

都道府県知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、地域協議会長等、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるもの

とする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、地域協議会長等又は取組主体を十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名などを表示するものとする。

(10) 優先枠

ア 中山間地域の体制整備の取組

(ア) 取組内容

支援対象は、中山間地域の収益力強化に必要となる本要綱別表 2 のⅡのメニュー欄の 1 の取組とする。

(イ) 対象地域等

対象地域は、a から 1 までのとおり（以下「中山間地域等」という。）とする。

また、中山間地域所得向上計画（中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1140 号、28 農振第 1337 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）の第 2 に定める中山間地域所得向上計画、又は、中山間地域所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 生産第 1917 号、2 農振第 2613 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）の第 4 に定める計画であって、同要領第 3 に定める中山間地域所得確保推進事業実施計画に基づき策定された又は策定される予定の計画をいう。以下同じ。）と連携する産地パワーアップ計画の対象地域についても同様とする。

- a 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- b 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- c 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規

- 定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- d 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
  - e 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
  - f 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
  - g 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
  - h 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
  - i 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯
  - j 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
  - k 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く)
  - l 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域
- (ウ) 上限事業費
- 共通1のとおりとする。
- また、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画の上限事業費は、共通1の上限事業費の1.3倍(小数点第1位を四捨五入)とする。
- イ 農産物輸出に向けた体制整備
- 支援対象は、農産物輸出拡大に向けて、成果目標に第4の5の(1)のアの⑤に掲げる目標を設定した産地における体制整備の取組とし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。



## 別紙2

### 生産基盤強化対策の事業内容等

#### I 基金事業

##### 1 農業用ハウスの再整備・改修

###### (1) 取組要件

本事業は、新規就農者又は担い手（農業協同組合等の受け皿組織を含む。）への農業用ハウス（以下「ハウス」という。）の譲渡又はこれらの者が譲渡を受けた後の営農開始を目的として、ハウスの再整備・改修を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次のア及びイの要件を満たすものとする。

ア 再整備・改修の対象となるハウスが以下のいずれかに該当すること。

① 原則として5年以内に継承者（1及び2においてハウスや樹体等の譲渡を受け、又は受ける予定の新規就農者又は担い手をいう。）に譲渡される計画があること。

② 継承者が譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものであること。

イ 同一地域において、4の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

###### (2) 取組主体

ア 本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表2のIの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

###### (3) 補助率

本要綱別表2のIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案し、本要綱別表2のIの2の補助率欄で定める補助率を上限として、別に補助率を設定することができるものとする。

この場合において、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に当該補助率を明示するものとする。

###### (4) 助成対象経費

産地において、後継者不在のハウスを継承者に継承するため、又は継承後の営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

ア ハウスの再整備・改修

既存のハウスにおける強度や作業性の向上等に要する経費として次に掲げるものとする。

(ア) 既存のハウス（ハウスの種別を問わない。）のパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入に要する経費

(イ) パイプハウスの再整備に必要な資材の購入に要する経費

(ウ) (ア) 又は (イ) の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

(エ) (ア) 又は (イ) の取組を行う場合のパイプハウスの解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

イ 機械設備等の導入及びリース導入

既存のハウス又はアにおいて再整備・改修するハウスに設置する次の (ア) に掲げる機械設備の導入費及びリース費であって、(イ) 及び (ウ) に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 補助対象機械設備等

養液栽培装置、複合環境制御装置、変電設備、自動カーテン装置、底面給水装置、立体栽培装置、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培装置、地中暖房兼土壤消毒装置、多目的細霧冷房装置、ヒートポンプ等

(イ) 本体価格が 50 万円以上の機械設備等であるものとする。

(ウ) 原則、新品であるものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（パソコン等）の導入に係る経費

(ウ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 本体価格が 50 万円未満の機械設備等の導入又はリース導入に対する助成

(オ) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(カ) 種苗の購入に係る経費

(5) ハウスの再整備・改修に係る留意事項

ア 本事業により再整備・改修したハウスを継承者に譲渡する場合、その譲渡額は、「当該ハウスの残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とすることとする。

イ ハウスの再整備・改修に対する助成は、既存ハウスとおおむね同等のハウス面積の確保に必要なものに限るものとする。また、再整備・改修するハウスの強度や作業性、機械設備等の内容については、事業実施地区の気候や品目等を勘案し、(1) のアの①の計画の下、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できるものとする。

ウ ハウスの再整備・改修に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

エ ハウスの再整備・改修を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、法定耐用年数期間中は国の共済制度（国の共

済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

オ 再整備・改修したハウスについて、確実に継承が行われ、継承後においても善良なる管理者の注意をもって施設の適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って、その効率的な運営が行われるよう留意することとする。

カ 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として再整備・改修する場合については、別紙1のⅡの（8）のヌについて留意することとする。

#### （6）機械設備等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 機械設備等のリース導入については、継承後に本事業を活用する場合に限る。

イ 機械設備等の導入及びリース導入に当たっては、農業機械等の導入・リース導入に準じて、別紙1のⅠの1の（5）について留意することとする。（ただし、1（5）のイの（イ）を除く。）

## 2 果樹園・茶園等の再整備・改修

### （1）取組要件

本事業は、継承者への樹体等の譲渡又は継承者が樹体等の譲渡を受けた後の営農開始を目的として、当該樹体等に係る樹園地の再整備・改修を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 再整備・改修の対象となる樹園地が以下のいずれかに該当すること。

① 原則として5年以内に継承者に樹体等を譲渡する計画があること。

② 継承者が樹体等の譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものであること。

イ 同一地域において、4の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

### （2）取組主体

ア 本要綱別表2のⅠの2の取組主体欄に定める者とする。

イ 本要綱別表2のⅠの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

### （3）補助率

ア 本要綱別表2のⅠの2の補助率欄に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案し、本要綱別表2のⅠの2の補助率欄で定める補助率を上限として、別に補助率を設定することができるものとする。

この場合において、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に補助率を明示するものとする。

イ 本要綱別表2のⅠの2の補助率欄の別記2に定める場合は、継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植等を行う場合とし、補助率及び補助額は、別表1のとおりとする。

ただし、果樹においては、優良な品目又は品種への改植等及び樹園地の若返

り等のために行う同一品種への改植等に限るものとする。

(4) 助成対象経費

産地において、後継者不在の樹園地において樹体等を継承者に継承するため、又は継承後の円滑な営農を開始するために必要となる以下の経費を支援する。

ア 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する資材費及び役務費

イ 果樹等の改植等に要する経費

ウ 樹体支持設備や被害防止設備等の導入、再整備又は改修に必要な資材の購入に要する経費

エ ウの取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

オ 既存樹園地の設備の解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）

カ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(ウ) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費

(5) 果樹園・茶園等の再整備・改修に係る留意事項

ア 本事業により再整備・改修した樹体等を継承者に譲渡する場合は、その譲渡額は、「当該樹体等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とすることとする。

イ 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすることとする。

ウ 果樹等の改植等を行う場合の対象品目及び品種は、都道府県事業実施方針にその選定理由とともに明記するものとする。また、果樹においては、当該都道府県における主要品目の品種であることとする。

エ 樹園地の若返り等のために行う果樹等の同一品種への改植等を行う場合の対象品目及び品種は、ウに加えて、次の全てに該当するものとする。

(ア) 競争力のある品種であると認められること。

(イ) 需要に応じた生産量の維持が必要と認められること。

また、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の作成に当たっては、改植等の取組の対象品目及び品種を明記するものとし、その選定に当たっては、次の全てに該当するものとする。

a 当該産地における主要品目の品種であること。

b 当該産地において生産量の維持が必要と認められること。

オ 樹園地の若返り等のために行う果樹等の同一品種への改植等を行う樹園地は、品質向上等が期待される技術を導入する予定である又は既に導入されているものとする（本事業により導入する場合を除く。）。

カ 果樹等の改植等の実施面積は、樹園地ごとの合計面積がおおむね2 a 以上であるものとする。

- キ 果樹の取組において、ウ及びエの対象品目並びに品種の選定その他果樹の改植等の取組に当たっては、果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画との整合を図るものとする。
- ク 樹園地の再整備・改修に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
- ケ 再整備・改修した樹園地について、確実に樹体等の継承が行われ、継承後においても善良なる管理者の注意をもって適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って、その効率的な運営が行われるよう留意することとする。

### 3 農業機械の再整備・改良

#### (1) 取組要件

本事業は、作業受託等により後継者不在の農地等における生産機能が効率的かつ円滑に継承されることを目的として、農業機械の再整備・改良を実施するものとし、事業の実施に当たっては、次の全ての要件を満たすものとする。

- ア 継承者（3において新規就農者、担い手又は農作業受託組織をいう。）が、継承後5年後も営農を継続することが確実と見込まれること。
- イ 同一地域において、4の生産装置の継承・強化に向けた取組が実施されていること。（同様の取組が実施されている場合を含む。）

#### (2) 取組主体

- ア 取組主体は、本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。
- イ 本要綱別表2のIの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に位置付けられていること。

#### (3) 補助率

本要綱別表2のIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

#### (4) 助成対象経費

##### ア 農業機械の再整備

作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の導入又リース導入に要する経費

##### イ 農業機械の改良

作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の改良に要する経費（資材費、役務費に限る。）

#### (5) 農業機械の再整備・改良に係る留意事項

- ア 導入又はリース導入できる機械及び改良を実施する機械は、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の活用予定面積の作業に必要な能力のものに限る。
- イ 助成対象としない経費
  - (ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - (イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォー

- クリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費
- (ウ) 本体価格が50万円未満の農業機械等(アタッチメント含む。)の導入又はリース導入に対する助成
- (エ) 他の国からの補助金を受けた(又は受ける予定の)経費
- ウ 市販され、又は既に取組主体が所有しているものを活用しての農業機械等の改良を行う場合において、取組主体が自ら改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。
- エ 農業機械の再整備・改良の取組を実施するに当たっては、農業機械の導入又はリース導入に準じて、別紙1のIの1の(5)について留意すること。(但し、1(5)のイの(イ)を除く。)

#### 4 生産装置の継承・強化に向けた取組

##### (1) 取組主体

生産装置(ハウス、樹園地における樹体等、農業機械その他産地の生産基盤を維持・強化するために必要な施設等をいう。以下同じ。)の継承・強化に向けた取組の取組主体は、本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

##### (2) 補助率

生産装置の継承・強化に向けた取組の補助率は、本要綱別表2のIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

##### (3) 助成対象経費

生産装置の継承・強化に向けた取組の助成対象経費は、メニューごとに次に掲げるものとし、原則として、1、2及び3の取組を実施する場合にはアの取組を必須の取組とする。

##### ア 産地における継承・強化体制の構築

助成対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、産地において継承・強化体制を構築するための以下の取組に要する会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、雑役務費、備品費等とする。

##### (ア) 推進会議の開催

(イ) 園芸施設、樹園地の最適な再整備・改修の検討、作業工程の合理化、作業受託等の推進に必要な調査、分析、設計

##### イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング

助成対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、生産装置の継承ニーズの把握及びマッチングを行うための以下の取組に要する備品費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、旅費、謝金、役務費、雑役務費、通信・運搬費、委託費等とする。

##### (ア) ニーズ把握の調査、分析

(イ) 新規就農者、担い手への広報用資料作成、セミナー開催等の情報提供

(ウ) 継承のあっせん、貸付けの事務手続

(エ) その他生産装置の継承ニーズの把握及びマッチングに資する取組

#### ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理

助成対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、農業協同組合等の受け皿組織が本事業によりハウス、樹園地における樹体等を継承後、新規就農者又は担い手に貸付けを行うまでの間、良好な状態で維持するために必要な備品や生産資材の購入、管理作業等に要する備品費、資材費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、役務費、雑役務費、委託費等とする。

#### エ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業機械等及び農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（パソコン等）の導入に係る経費

(ウ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 取組主体の役職員の賃金

#### (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組の留意事項

ア 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

イ 生産資材の導入等の実施に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 2で果樹等の改植等を実施した場合は、その実施面積における(3)のウの経費のうち改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に相当する経費は助成対象外とする。

### 5 生産技術の継承・普及に向けた取組

#### (1) 取組主体

生産技術の継承・普及に向けた取組の取組主体は、本要綱別表2のIの2の取組主体欄に掲げる者とする。

#### (2) 補助率

ア 生産技術の継承・普及に向けた取組の補助率は、本要綱別表2のIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

イ 本要綱別表2のIの2の補助率欄ただし書の別記2に定める場合は(3)のイの(ウ)の取組を行う場合とし、補助率は1/2以内とする。

#### (3) 助成対象経費

##### ア 栽培管理、労務管理等の技術実証

助成対象経費は、栽培管理、労務管理等の技術実証のために必要な以下の取組に要する分析機器・農業機械の導入又はリース導入、果樹等の改植等（新植を含む。5において同じ。）に係る経費のほか、別表2に掲げる経費のうち、会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、役務費、雑役務費、備品費、資材費等とする。

- (ア) 会議の開催
- (イ) 実証技術の調査・分析
- (ウ) 実証に直接必要な分析機器・農業機械の導入又はリース導入、ほ場の借上げ、備品・事務機器・生産資材の購入、果樹等の改植等
- イ 技術継承・普及のための研修等による人材育成
  - 助成対象経費は、技術継承・普及のための研修等のために必要な以下の取組に要する別表2に掲げる経費のうち、会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、備品費、資材費、賃金等、給与、報酬、職員手当等、役務費、雑役務費、委託費等とする。
  - (ア) 座学による研修やほ場における実地研修、農業用ハウス等の自力施工・保守管理の技能取得に必要な実地研修（OJT研修含む）等の実施及び研修効果の測定
    - なお、実出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料に助成対象経費が含まれている場合には、当該受講料等のうち助成対象経費に相当する金額を控除するものとする。
  - (イ) 研修等受講希望者の募集のための広報用資料作成、イベント開催等の情報提供
  - (ウ) 取組主体の構成員が参加する研修会やセミナー、農業生産現場における実地研修等（（ア）により実施するものを除く。）（受講費を含む。）
- ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援
  - (ア) 助成金の上限額は1産地パワーアップ計画当たり5百万円とする。
  - (イ) 助成対象経費は、農業機械の安全取扱技術を向上するために必要な以下の取組に要する農業機械のリース導入及びレンタル導入（aに必要なものに限る。）に係る経費、農業機械改良費（aに必要なものに限る。）のほか、別表2に掲げる経費のうち、会場借料、備品費、通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、給与、報酬、職員手当等、委託費、役務費、雑役務費等とする。
    - a 大型特殊免許（農耕車に限る。）やけん引免許（農耕車に限る。）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等の開催
      - なお、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に助成対象経費が含まれている場合には、当該受講料等のうち助成対象経費に相当する金額を控除するものとする。
    - b 技術研修受講希望者の募集等
- エ 助成対象としない経費
  - (ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - (イ) 農業機械の導入（リース導入を含む。ただし（3）のウの取組は除く。）及び備品・事務機器の購入における技術実証、研修等以外に使用可能な汎用性の高いものの導入・購入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベ



- ルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費
  - (ウ) 他の国からの補助金を受けた(又は受ける予定の)経費
  - (エ) 取組主体の役職員の賃金
  - (オ) ウの取組における受講者が支払う経費(免許試験受験料等)
- (4) 生産技術の継承・普及に向けた取組の留意事項
- ア 作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。
  - イ 生産技術の継承・普及に向けた取組に係る対象資材の購入等に当たっては、公正な選定を行うこととする(例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等)。
  - ウ 果樹等の改植等を実施する場合にあっては、実施面積が1カ所当たり地続きでおおむね2a以上であるものとする。
  - エ 果樹等の改植等を行う樹園地は、品質向上等が期待される技術を導入する予定であること又は既に導入されているものとする。
  - オ 果樹における改植等の対象品目及び品種の選定その他果樹の改植等の取組に当たっては、果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画との整合を図るものとする。
  - カ 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、別紙1のIの1の(5)に準じるものとする。
  - キ 農業機械の安全取扱技術の向上支援で実施する研修では、大型特殊免許(農耕車に限る。)やけん引免許(農耕車に限る。)の取得を目的とした研修を行うこととし、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得等も行うことができるものとする。

## 6 全国的な土づくりの展開

### (1) 助成対象となる取組の範囲

全国的な土づくりの展開に係る堆肥(ペレット堆肥を含む。以下同じ。)、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭(以下「堆肥等」という。)を実証的に活用するための以下の取組とする。ただし、同一ほ場での取組は2年以内とし、かつ、既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする。

ア 堆肥等の実証的な活用に向けた実証ほの設置

イ 堆肥等の実証的な活用の効果確認のための土壌分析

ウ ア及びイの取組の効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等の取組

### (2) 取組主体

本要綱別表2のIの2の取組主体欄に定める者とする。

### (3) 補助率

定額。ただし、堆肥等の農地施用に要する機械(以下「堆肥散布機械等」という。)のリース導入を行う場合にあっては、リース導入する堆肥散布機械等のリース物件購入価格の1/2以内を加算するものとする。(堆肥等を実証的に活用す

る面積に 10 a 当たり 30 千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10 a 当たり 35 千円）を乗じた額と堆肥散布機械等のリース導入に係る費用を加算した額を都道府県への交付額の上限とし、都道府県は当該交付額の範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとする。また、取組主体計画を 2 カ年で作成する場合は、単年度ごとに交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。）

#### （4）助成対象経費

助成対象経費は別表 2 に掲げるもののうち以下のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ア 土壌分析に必要な検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）、分析費及び分析委託費

イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費（保管場所の借上費を含む。）及び散布費（堆肥散布機械等のリース・レンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）

ウ 堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導経費（旅費、役務費、備品費、消耗品費、資料印刷費、会議費等）

#### （5）事業の実施に係る留意点

ア 本事業において実証的に活用する堆肥等は、以下の条件を満たすものとする。

（ア）実証ほ場において、新たに施用を行うものとする。慣行の栽培条件と比較して同種かつ同量の堆肥等を施用する取組については対象としない。

（イ）堆肥及び土壌改良資材については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。）第 22 条に基づき特殊肥料として届出がなされたもののほか、肥料法第 4 条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第 16 条の 2 に基づき指定混合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。）、又は地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 11 条第 1 項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和 59 年 10 月 1 日農林水産省告示第 2002 号）に基づき適切な品質表示がなされたものとする。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の維持・増進効果が認められるものとする。

（ウ）堆肥については、病原微生物による汚染や混入する種子による雑草の発生を防止する観点から、十分に腐熟させた堆肥（切り返しを適切に行い、堆肥中心部だけでなく表層部も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分取る等により生産された堆肥）とする。

（エ）緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込みまで行うものを対象とする。

（オ）バイオ炭については、家畜ふん尿、木材、草本、もみ殻、稲わら、木の実、製紙汚泥又は下水汚泥由来のもので十分に炭化したものとする。また、その入手・使用に当たっては法令違反や不適切な手続がないものとする。

イ 助成対象としない経費

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入・購入（例：パソコン等）に係る経費

(ウ) 本体価格が 50 万円未満の農業機械（アタッチメント含む。）のリース導入に対する助成

(エ) 他の国からの補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(オ) 取組主体の役職員の賃金

ウ （１）のアの堆肥等を実証的に活用する場合は、堆肥の施用量の減少などによる地力低下がみられる場合であって、土壌分析結果に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては地域の偏りが生じることがないように留意するものとする。

エ 堆肥等の施用等に当たっては、以下に留意すること。

(ア) 堆肥の施用量は、地力増進法第 3 条に基づく地力増進基本指針第Ⅲその他地力の増進に関する重要事項の 1 に規定される家畜排泄物等の有機資源の堆肥化とその利用による土づくりの促進に定められた堆肥施用基準をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。

(イ) 堆肥の施用に当たっては、「牛等の排泄物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 4228 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産 1602 号、28 生畜第 1121 号及び 28 生畜第 1120 号消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長連名通知）を踏まえ、適切に対応するものとする。

(ウ) 土壌改良資材の施用量は、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。

(エ) 緑肥の播種量は、種苗会社のカタログや都道府県の栽培技術指針等に表示されている標準播種量を踏まえて設定するものとする。また、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体を全てすき込むこととする。

オ （１）のイの土壌分析は、（１）のアの実証ほの選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、当該実証ほにおいて実証の前後に実施するものとする。なお、（１）のイの取組については、（１）のアとは別の取組主体が実施することも可能とするが、この場合、当該取組主体は（１）のイの取組に加え、（１）のウの取組を行うものとする。

カ 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の作成は原則として都道府県協議会長が行うものとする。

キ 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、別紙 1 の I の

1の(5)に準じるものとする。

ク (4)のイの堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度に発注したものについても対象とする。

## II 整備事業

### (1) 補助対象となる施設の範囲

本要綱別表2のIIの2に掲げる(1)及び(2)の取組に必要な生産技術高度化施設とする。

### (2) 取組主体

ア 本要綱別表2のIIの2の取組主体欄に定めるものとする。

イ 本要綱別表2のIIの2の採択要件欄の別記2に定める要件等は、取組主体が産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプ)に位置付けられていること。

ウ 本要綱別表2のIIの2に掲げる(1)の取組を行う際には、当該産地において、本要綱別表2のIの2(4)の取組を併せて行うものであること。

### (3) 対象地域

整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域(以下「農用地区域」という。)及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

### (4) 補助率

本要綱別表2のIIの2の補助率欄に定めるとおりとする。

### (5) 補助対象経費

産地において、後継者不在のハウスを新規就農者又は担い手に継承する際に必要となる低コスト耐候性ハウスの再整備に要する経費(再整備に係る既存ハウスの撤去に要する経費を含む。)及び栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備に要する経費を対象とし、整備事業の補助対象経費や事務手続きについては、別紙1のIIの(5)を準用すること。

### (6) 上限事業費

別紙1のIIの(6)を準用すること。

### (7) 施設の補助対象基準

別紙1のIIの(7)を準用すること。

### (8) 整備事業の実施に係る留意点

ア 取組主体は、整備事業の実施に当たり、共通7により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

イ 施設の整備に当たっては、都道府県知事及び地域協議会長等は、生産装置の継承・強化又は生産技術の継承・普及に資するものとなるよう、取組主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

ウ 都道府県知事は、別記 1 第 15 の 3 及び第 16 の 3 の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合等）にあつては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 23 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

エ 整備事業で実施する施設は、後継者不在のハウスで新規就農者や担い手に継承するために再整備が必要な施設又は技術実証に必要な施設で、技術実証に必要な施設については、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

オ 整備を行う者のうち、本要綱別表 2 の II の 2 の取組主体欄の（5）の農業者は、次の全てに該当する者とするものとする。

（ア）青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

（イ）後継者が確保されている、又は本要綱別表 2 の I の 2 の（4）の取組により継承のための取組が行われること等、事業の継続性が担保されていること

カ 別紙 1 の II の（8）のア、イ、ケ、コ、サの（ア）、シ、ス、ソ、チ、ニ、ネ及びノについて留意すること。

別表1 生産基盤強化対策における果樹等の改植等の取組に係る補助率及び補助額

別紙2のIの2の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

1 果樹

補助対象経費		補助対象とする 栽植密度 (10a当たり本数)	補助対象とする 栽植密度の下限 (10a当たり本数)	補助率 (定額補助は10a当 たり単価)
1 次の(1)～(5)に係る改植を行うために必要な伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
(1) 省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知)の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業(以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。)により定められている省力樹形とする。	本事業において適用する補助対象とする栽植密度及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助とする。		
	上記以外の場合(注1)	—	—	1/2以内
(2) かんきつ類の果樹への改植( (1) の場合を除く。)	(3) 主要果樹(注2)への改植( (1) 及び(2) の場合を除く。)	本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
(4) りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられるものに限る)への改植( (1) の場合を除く。)				
(5) (1)～(4)のいずれにも該当しない改植				
2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費(注3)		—	—	定額(22万円)

注1: 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。

(1) 10a当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10a当たりの単収を、慣行の栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

2: 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

3: 1と2は同時に行うことを基本とし、2単独での実施は認めない。

## 2 茶

茶の改植等の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1月付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長、畜産局長通知）別紙6のⅡの第4の1に準ずるものとする。

補助対象経費	10a当たり単価
1 改植に伴う未収益支援①	141,000円
2 改植に伴う未収益支援②（注1）	181,000円
3 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
4 台切りに伴う未収益支援	70,000円
5 改植支援	152,000円
6 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	100,000円
7 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
8 有機栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
9 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	50,000円

注1： 改植に伴う未収益支援②を受ける場合は、次の取組を行うこと。

- (1) 40a以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと
- (2) 次のアからオまでの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
  - ア ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
  - イ 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
  - ウ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
  - エ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
  - オ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

注2： 上記の1から9までに挙げる支援内容のうち、次に掲げる表において○がついている組み合わせについては、同時に取り組むことができる。

支援内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1					○			○	○
2					○			○	○
3						○		○	○
4								○	○
5	○	○						○	○
6			○					○	○
7								○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 永年性工芸作物（桑、ホップ、和紙原料作物）

補助対象経費

支援対象面積 10 a 当たり単価は 150,000 円とする。



別表2 生産基盤強化対策（基金事業）における助成対象経費

費目	対象メニュー	内容	注意点
備品費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費  ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  6 全国的な土づくりの展開	・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下「改正法」という。)」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところによ

			<p>り取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
報酬	<p>4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>6 全国的な土づくりの展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う報酬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
職員手当等	<p>4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>6 全国的な土づくりの展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当</li> <li>・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇</li> </ul>

			や各種手当は認めない。
会場借料	<p>4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア</p> <p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>6 全国的な土づくりの展開</p>	<p>・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
通信・運搬費	<p>4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ</p> <p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>6 全国的な土づくりの展開</p>	<p>・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</p>	<p>・切手は物品受払簿で管理すること。</p> <p>・電話等の通信費については、基本料を除く。</p>
借上費	<p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア</p> <p>6 全国的な土づくりの展開</p>	<p>・事業を実施するために直接必要な保管施設、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費</p>	<p>・全国的な土づくりの展開の取組にあっては、堆肥等の輸送、保管に直接必要なもののレンタル経費、堆肥散布機械等のリース・レンタル経費並びに実証に係るほ場借上費とする。</p>
印刷製本費	<p>4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア</p> <p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>6 全国的な土づくりの展開</p>	<p>・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</p>	

資料購入費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア  5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
資材費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ウ  5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ  6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な資材の購入経費	・全国的な土づくりの展開の取組にあつては、実証的に施用する堆肥等の購入代実証に直接必要なかかり増し経費に限る。
燃料費	6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・実証的に施用する堆肥等の散布等に必要機械作業に限る。
消耗品費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア  5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  6 全国的な土づくりの展開	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
旅費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ	○委員旅費 ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費	

	<p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>6 全国的な土づくりの展開</p>	<p>として、依頼した専門家に支払う経費</p> <p>○調査等旅費</p> <p>・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</p> <p>○費用弁償</p> <p>・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用</p>	<p>・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</p> <p>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。</p> <p>・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p>
謝金	<p>4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ</p> <p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>6 全国的な土づくりの展開</p>	<p>・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p>	<p>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</p> <p>・全国的な土づくりの展開にあっては、堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導に係る経費とする。</p>
委託費	<p>4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p> <p>5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ</p>	<p>・本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査・分析の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費</p>	<p>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</p> <p>・補助金の額の50%未満とすること。</p> <p>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</p>

	6 全国的な土づくりの展開		・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) イ、ウ  5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  6 全国的な土づくりの展開	・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	4 生産装置の継承・強化に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  5 生産技術の継承・普及に向けた取組 (3) ア、イ、ウ  6 全国的な土づくりの展開	○手数料 ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料  ○租税公課 ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。

別紙様式第1号（別記2第8関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

基金管理団体代表  
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業全国事業実施方針兼基金造成計画書の承認  
（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第  
3506号）別記2の第8の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業全国事業実施方針兼基金造成計画書

産地生産基盤パワーアップ事業 全国事業実施方針  
兼基金造成計画書

## 1 事業の目的

--

## 2 事業の内容

--

## 3 基金造成計画

経費	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	そ の 他 (B)	
産地生産基盤パワーアップ事業	円	円	円	
ア 事業費				
① 収益性向上対策	0	0	0	
② 生産基盤強化対策 うち、全国的な土づくりの展開	0	0	0	
イ 事務費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

（注）「イ 事務費」は、3,000万円以内とすること。

## 4 添付書類

- (1) 規約及び会計に関する規程
- (2) 業務方法書（案）



別紙様式第2号（別記2第9の1関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

基金管理団体代表  
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書の承認（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第9の1の規定に基づき、業務方法書を作成（変更）したので、下記の書類を添えて承認を申請する。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書  
（変更の場合）・業務方法書を変更する理由  
・変更箇所（業務方法書の新旧対照表）

別紙様式第3号（別記2の第10の1関係）

番 号  
年 月 日

基金管理団体  
代表 ○○○○ 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針の承認（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 \_\_\_\_\_

策定： 年 月 日

I 収益性向上対策

変更： 年 月 日

1 目的

--

2 基本方針

作物名	

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

--

6 取組主体助成金の交付方法

--

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

--

8 その他

--

都道府県名 \_\_\_\_\_

策定： 年 月 日

変更： 年 月 日

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

--

2 基本方針

作物名	

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

--

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

--

7 取組主体助成金の交付方法

--

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

--

9 その他

--

都道府県名 \_\_\_\_\_

策定： 年 月 日

変更： 年 月 日

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

2 基本方針

3 本事業の推進・指導方針・体制

4 取組要件

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

6 取組主体助成金の交付方法

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

8 その他

別紙様式第4号（別記2第10の3関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿  
（市町村長経由）

地域農業再生協議会  
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画（○○対策）の承認  
（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の3の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画書（○○タイプ）

（注1）収益性向上対策、生産基盤強化対策はそれぞれ別途申請すること。

なお、生産基盤強化対策のうち、全国的な土づくりの展開の取組のみを申請する場合は、件名の「（○○対策）」を「（生産基盤強化対策のうちの全国的な土づくりの展開の取組）」と記載すること。

（注2）別記2の別紙1のⅡの（10）のアの取組については、市町村長を経由して都道府県知事に提出すること。



産地生産基盤パワーアップ事業  
産地パワーアップ計画書(収益性向上タイプ)  
(産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇(西暦〇〇)~〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名

地域協議会名:  
代表者

整理No. \_\_\_\_\_





(別添1)

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体等の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他								
附帯事務費 (都道府県、市町村)																							
計																							
合計																							

b 生産支援事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械 (能力、台数)、リース機械 (能力、台数)、資材費等)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体等の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他								
計																							
合計																							

(注1) 「No」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 整備事業の附帯事務費の事業内容は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

(注3) 整備事業の「取組目標」欄には、共通9の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。生産支援事業の「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(注4) 生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること (機械導入以外の場合は「-」を記載)。

(注5) 整備事業で交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入すること。

(注6) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注7) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、設定目標の実現可能性を記入すること。

c スマート農業技術を円滑に導入・定着させるための取組

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (オペレーター養成費・賃金、技術コンサルティング料、保険料等)	総事業費 (円)				完了年月日	備考
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他		
計																	
合計																	

(注) 「No」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(別添2)

イ 整備事業

内訳

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体等の評価	地域協議会等の評価	都道府県等の評価	備考	目標の実現可能性
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他									
附帯事務費 (都道府県、市町村)																								
計																								
附帯事務費 (都道府県、市町村)																								
計																								
合計																								

(注1) 「No」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 附帯事務費の事業内容は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

(注3) 「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。

(注4) 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注5) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、設定目標の実現可能性を記入すること。

産地生産基盤パワーアップ事業  
産地パワーアップ計画書（収益性向上タイプのうち施設園芸エネルギー転換枠）  
（産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書）

策定： 年 月 日

地域協議会名 \_\_\_\_\_

整理番号 \_\_\_\_\_

1 産地パワーアップ計画

(1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

(2) 産地の燃油等の化石燃料からのエネルギー転換に向けた取組内容

(注) エネルギー転換や省エネ化を進めることで産地の収益性の向上に繋がる取組とするよう留意すること。

(3) 地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

(4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考
計					

(5) 計画の内容

ア 燃油等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大

地区名	対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証が できること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性						
			現状						目標											実績					
			年度	化石燃料を使用する加温機の導入面積	化石燃料を使用しない加温機の導入面積	化石燃料を使用しない加温機の導入面積割合	年度	化石燃料を使用する加温機の導入面積	化石燃料を使用しない加温機の導入面積	化石燃料を使用しない加温機の導入面積割合	年度	化石燃料を使用する加温機の導入面積	化石燃料を使用しない加温機の導入面積	化石燃料を使用しない加温機の導入面積割合											
				単位	ha	単位	ha	%			単位	ha	単位	ha	%										

(注) 「化石燃料を使用しない加温機の導入面積割合」欄は、「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」を「化石燃料を使用する加温機の導入面積」と「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」の和で除した割合とすることとし、加温をしない施設面積は入れないものとする。  
なお、化石燃料を使用しない加温機と化石燃料を使用する加温機をハイブリッド利用している場合には、「化石燃料を使用しない加温機の導入面積」のみにカウントするものとする。

イ 燃油使用量の15%以上の低減

地区名	対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証が できること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
			現状				目標				実績								
			年度	燃油使用量	単位	L	年度	燃油使用量	燃油使用量低減割合	単位	年度	燃油使用量	燃油使用量低減割合	単位					
				L		L	%			L	%								

(注1) 品目別に記載すること（複数品目ある場合は行を追加すること）。

(注2) (5) 計画の内容については、別記2の別紙1のIの1の(7)のイに基づき設定した成果目標に応じて、アまたはイから選択して作成し、不要なものは削ること。

(注3) 「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

(注4) 成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

(注5) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

(6) その他

--

2 事業計画 (実績)

(1) 総括表

	総事業費 (円)					備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
基金事業						
生産支援事業 (施設園芸エネルギー転換枠)						
合計						

(2) 取組一覧

別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

生産支援事業（施設園芸エネルギー転換枠）

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能力、台数)、資材費等)	総事業費 (円)					完了年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性				
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他													
合計																												

(注1) 「No.」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 「面積」欄には、実施面積を記載すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(注4) 「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること(機械導入以外の場合は「-」を記載)。

(注5) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

産地生産基盤パワーアップ事業  
産地パワーアップ計画書（収益性向上タイプのうち持続的畑作確立枠）  
（産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書）

策定： 年 月 日

地域協議会名 \_\_\_\_\_

整理番号 \_\_\_\_\_

1 産地パワーアップ計画

(1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

(2) 産地の持続的な生産体系の確立に向けた取組内容

(注) 産地の収益性の向上に繋がる取組とするよう留意すること。

(3) 地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

(4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所	取組内容	備考
計				

(5) 計画の内容

ア サツマイモ基腐病が発生した当該地域の10アール当たり収量を10%以上増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	かんしょの 面積	かんしょの 単位 収量	年度	かんしょの 面積	かんしょの 単位 収量	年度	かんしょの 面積	かんしょの 単位 収量	年度	かんしょの 面積	かんしょの 単位 収量					



イ ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付割合を10ポイント以上増加、又は50%以上に増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	ばれいしょの 作付面積 単位	抵抗性品種 作付面積 単位	年度	ばれいしょの 作付面積 単位	抵抗性品種 作付面積 単位	年度	ばれいしょの 作付面積 単位	抵抗性品種 作付面積 単位								
					ha	ha		ha	ha		ha	ha		ha	ha					

ウ 種子用ばれいしょのり病率低減の取組を作付面積の50%以上で実施

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	種子用 作付面積 単位	低減取組 実施面積 単位	年度	種子用 作付面積 単位	低減取組 実施面積 単位	年度	種子用 作付面積 単位	低減取組 実施面積 単位								
					ha	ha		ha	ha		ha	ha		ha	ha					

(注) り病率低減の取組実施面積とは、種馬鈴しよ検査実施要領(昭和49年8月31日付け49農畜第5333号)を参考に実施した自主検査等において、同要領第6の3に規定するバイラスリ病株残存率が0.1%未満であることが確認された原種ほ、採種ほ面積とする。

エ 豆類又はばれいしょの導入比率を2ポイント以上増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	経営全体の 面積 単位	豆類又は ばれいしょの 面積 単位	年度	経営全体の 面積 単位	豆類又は ばれいしょの 面積 単位	年度	経営全体の 面積 単位	豆類又は ばれいしょの 面積 単位								
					ha	ha		ha	ha		ha	ha		ha	ha					

オ 需要が見込まれる品目・品種への10%以上の転換

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	面積 単位	需要が見込まれる 品目・品種 面積 単位	年度	面積 単位	需要が見込まれる 品目・品種 面積 単位	年度	面積 単位	需要が見込まれる 品目・品種 面積 単位								
					ha	ha		ha	ha		ha	ha		ha	ha					

カ てん菜の直播率の10ポイント以上の増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	てん菜の 作付面積 単位	てん菜の 直播面積 単位	年度	てん菜の 作付面積 単位	てん菜の 直播面積 単位	年度	てん菜の 作付面積 単位	てん菜の 直播面積 単位								
					ha	ha		ha	ha		ha	ha		ha	ha					

キ 基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を10ポイント以上増加

地区名	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考	目標の 実現可能性
				現状				目標				実績								
				年度	面積	単位	外部化又は共同化	年度	面積	単位	外部化又は共同化	年度	面積	単位	外部化又は共同化					
						ha		ha			ha		ha			ha		ha		

(注) 「外部化又は共同化」欄には、外部化又は共同化を行う面積（育苗は、当該苗を作付けする面積。）を記載し、成果目標の算定等に当たっては、対象作物の作付面積に対する取組割合（%）を算出すること。

(注1) (5) 計画の内容については、別記2の別紙1のIの1の(7)のウに基づき設定した成果目標に応じて、ア～キから選択して作成し、不要なものは削ること。

(注2) 「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

(注3) 成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

(注4) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

(6) その他

2 事業計画（実績）

(1) 総括表

	総事業費 (円)	備考		
		国費		その他
基金事業				
生産支援事業（持続的畑作確立枠）				
合計				

(2) 取組一覧

別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

生産支援事業（持続的畑作確立枠）

No.	地区名	取組 主体名	助成対象 作物	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標 現状値 (〇年度)	事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能 力、台数)	総事業費					完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性
										(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他								
合計																						

(注1) 「No.」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 「面積」欄には、助成対象作物の面積を記載すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(注4) 「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること(機械導入以外の場合は「-」を記載)。

(注5) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

産地生産基盤パワーアップ事業  
産地パワーアップ計画書(生産基盤強化タイプ)  
(産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)~〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名

地域協議会名:  
代表者

整理No. \_\_\_\_\_

(注)全国的な土づくりの展開の取組を単独で申請(報告)する場合は、件名の「(生産基盤強化タイプ)」を「(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)」と置き換えること。





2 事業計画（実績）

(1) 総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳																			
		〇〇（西暦〇〇）年度								〇〇（西暦〇〇）年度											
		総事業費				総事業費				総事業費				総事業費							
		国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	
基金事業	農業用ハウスの 再整備・改修																				
	果樹園・茶園等の 再整備・改修																				
	農業用機械の 再整備・改良																				
	生産装置の継承・ 強化に向けた取組																				
	生産技術の継承・ 普及に向けた取組																				
	計																				
整備事業	〇〇																				
	計																				
合計																					

(注) 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(2) 取組一覧

別添のとおり。





産地パワーアップ事業  
産地パワーアップ計画書（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）  
（産地パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書）

策定： 年 月 日

地域協議会名 \_\_\_\_\_

整理番号 \_\_\_\_\_

1 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）

（1）土づくり地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、地域の関係者が果たす役割

都道府県内の土づくりと土壌の現状、土づくりに向けた課題と対応方針、土づくりにより期待される成果、地域の関係者が果たす役割を記載する

（2）全国的な土づくりの展開の取組の内容

No.	地区名（市町村名）	作物名	取組主体の名称	取組内容（用いる堆肥の種類・施用量、実証ほの設置数（面積）、分析項目等）	備考
	〇〇地区（市町村名）				
実証ほの設置数（面積）の合計					

（3）計画の内容

ア 総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標

対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）										地域（県又は国を含む）の価格（販売単価）		補正係数	価格補正後の実績	事後評価の検証方法（※定量的な検証ができること。）	達成率（%）	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性
	現状					目標					事業実施前年度	目標年度							
	年度	面積	総販売額	年度	面積	総販売額	年度	面積	総販売額	単位									
〇〇		単位	単位		単位	単位		単位	単位										
〇〇		ha			ha			ha											
〇〇		ha			ha			ha											
〇〇		ha			ha			ha											

（注1）産地の成果目標を総販売額の維持・増加を選択した場合は「地域（県又は国を含む）の価格（単価）」欄について記入する。また、この欄は事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格（販売単価）を記載すること。

（注2）産地の成果目標を総販売額の維持・増加を選択した場合は「補正係数」欄について記入する。また、この欄は事後評価時に使用し、「地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の価格（販売単価）÷地域（県又は国を含む）の目標年度の価格（販売単価）」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。

また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。

（注3）目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

イ地力の向上

No.	取組主体名	対象作物	取組面積		取組内容	成果目標						事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	
			単位	ha		現状		目標		実績							
						年度	数値	年度	数値	年度	数値						
		〇〇	ha		牛ふん堆肥の施用 実証(又はペレット 堆肥の施用実 証) 作物名: 〇〇カ所	RO	指標とする 土壌分析項 目(pH、 EC、CEC 等)	RO	指標とする 土壌分析項 目(pH、 EC、CEC 等)	RO	改善された 実証ほの数 (又は面 積)						
		〇〇	〇〇 ha														
		〇〇	〇〇 ha														
		〇〇	〇〇 ha														

(注1) ア及びイは対象作物毎に設定する。

(注2) イの「取組内容」については堆肥の種類(指定混合肥料及び混合堆肥複合肥料の場合は肥料の名称を含む)、作物毎の土づくりに取り組んだほ場の力所数を記載するものとする。

「成果目標」の欄には、地目や作物に応じた土壌の地力の向上に係る項目について、現状として取り組む前のほ場の平均値、改善目標値、実績として改善目標に達したほ場の面積又は力所数の割合を記載するものとする。

(注3) 成果目標(現状、目標、実績)の算出根拠となる資料(データ等)を添付すること。

(4) その他

2 事業計画(実績)

(1) 総括表

総事業費 (円)	年度別内訳													
	〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度					
	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他		
0	0	0	0	0	0					0				

(2) 取組一覧

別添のとおり。



別紙様式第5号（別記2第10の4関係）

番 号  
年 月 日

地域農業再生協議会長 殿

取組主体名  
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画の承認（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の4の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画書

(別添参考様式3-1号(別記2別紙様式第5号関係)(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

産地生産基盤パワーアップ事業  
取組主体事業計画書(収益性向上タイプ)  
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)~〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名 〇〇

取組主体名 〇〇  
代表者 〇〇

(収益性向上対策のうち基金事業(うち生産支援事業等)・整備事業)

産地生産基盤パワーアップ事業  
取組主体事業計画書(収益性向上タイプ)  
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1 取組主体の情報

地域協議会名	取組主体名	代表者氏名	区分
住所	〒	電話番号	

(注1)「区分」欄には、交付等要綱別表2に定める取組主体の区分を記入すること。

(注2)定款、規約等及び収支予算(又は収支決算)等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

2 産地パワーアップ計画

地域協議会 等名	整理 番号	地区名	作物 名	取組内容	面積	成果目標			事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (※定量的な検証ができること。)	備考
						現状	目標	実績		
						年度	年度	年度		
					単位					
					ha					

(注1)「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2)成果目標は、この計画を位置づける産地パワーアップ計画の成果目標(別記2の第4の5の(1)のいずれか)を記載すること。

(注3)中山間地域所得確保計画又は中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画である場合は、備考欄にその旨を記載すること。

3 事業計画(実績)

(1) 総括表

基金事業	整備事業	総事業費(円)												備考	
		年度別内訳													
		〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度				総事業費					
		国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他		
	生産支援事業														
	うち、農業機械等の購入、生産資材の購入等														
	うち、スマート農業導入・定着関連費用														
	計														
	整備事業														
	合計														

(注1)整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(注2)生産支援事業のうち、スマート農業推進枠の追加助成費を利用しない場合は、内訳を削ること。

○ 添付資料

1 基金事業

(1)生産支援事業は、別紙2及び別添1~3のうち該当するものを添付すること。

(2)整備事業は、別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、② 費用対効果分析、③ 施設の規模算定根拠、④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤ 位置、配置図、平面図、⑥ 施設の管理運営規程、⑦ 収支計画、⑧ 再編利用計画書(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

2 整備事業

別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、② 費用対効果分析、③ 施設の規模算定根拠、④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤ 位置、配置図、平面図、⑥ 施設の管理運営規程、⑦ 収支計画、⑧ 再編利用計画書(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

(2) 内訳

別添のとおり。

(別添1)

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	利用率 (〇年度)	収支率 (〇年度)	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他										
附帯事務費 (都道府県、市町村)																									
計																									
合計																									

b 生産支援事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械 (能力、台数)、リース機械 (能力、台数)、資材費等)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性	
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他									
計																								
計																								
合計																								

(注1) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 整備事業の附帯事務費の事業内容欄は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

(注3) 生産支援事業において果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること (産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る)。

また、「面積」欄は実施面積を記載すること。

(注4) 整備事業の「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記載すること。生産支援事業の「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(注5) 生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること (機械導入以外の場合は「-」を記載)。

(注6) 整備事業で交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入すること。

(注7) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注8) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

c スマート農業技術を円滑に導入・定着させるための取組

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	事業内容 (オペレーター養成費・資金、技術コンサルティング料、保険料等)	総事業費 (円)				完了年月日	備考
								国費	都道府県費	市町村費	その他		
計													
合計													

(注) 「No.」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(別添2)

イ 整備事業

内訳

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	利用率 (〇年度)	収支率 (〇年度)	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他										
附帯事務費 (都道府県、市町村)																									
計																									
合計																									

(注1) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 附帯事務費の事業内容欄は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

(注3) 「取組目標」欄には、共通8の整備事業における配分基準において定める達成すべき成果目標基準から選択したものを記入すること。

(注4) 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注5) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

4 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号) 及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

5. 「農業分野におけるA Iデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA Iデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

6. オープンAPIへの対応

- トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。
- 導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を  
□ 整備している (又は整備する見込みである)      □ 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー  
(令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)  
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社  
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができませんかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。



(収益性向上対策のうち基金事業うち生産支援事業(施設園芸エネルギー転換枠))

**産地生産基盤パワーアップ事業**  
**取組主体事業計画書(収益性向上タイプのうち施設園芸エネルギー転換枠)**  
**(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)**

**1 取組主体の情報**

地域協議会名	取組主体名	代表者氏名	区分
住所	〒 -	電話番号	

(注1) 「区分」欄には、交付等要綱別表2に定める取組主体の区分を記入すること。

(注2) 定款、規約及び収支予算(又は収支決算)等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

**2 産地パワーアップ計画**

地域協議会等名	整理番号	地区名	作物名	取組内容	面積	成果目標			事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (※定量的な検証ができること。)	備考
						現状 年度	目標 年度	実績 年度		
					単位 ha					

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2) 品目別に記載すること(複数品目ある場合は行を追加すること)。

(注3) 成果目標は、この計画を位置づける産地パワーアップ計画の成果目標(別記2の別紙1の1の1の(7)のイの(イ)のいずれか)を記載すること。

**3 事業計画(実績)**

(1) 総括表

基金事業	生産支援事業(施設園芸エネルギー転換枠)	総事業費(円)				備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

○ 添付資料

1 基金事業

(1) 生産支援事業は、別紙2及び別添1、3のうち該当するものを添付すること。

(2) 内訳

ア 基金事業

内訳

生産支援事業(施設園芸エネルギー転換枠)

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能力、台数)、資材費等)	総事業費(円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性
								現状値(○年度)	目標値(○年度)	実績(○年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他								
合計																							

(注1) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 「面積」欄には、助成対象作物の面積を記載すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(注4) 「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること(機械導入以外の場合は「-」を記載)。

(注5) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

4 誓約・同意事項

「燃油価格高騰対策の加入に関する誓約事項」について誓約する。

(次の「燃油価格高騰対策の加入に関する誓約事項」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。)

燃油価格高騰対策の加入に関する誓約事項

燃油価格高騰対策に加入しています。又は、今後、加入します。

5 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

(収益性向上対策のうち基金事業うち生産支援事業(持続的畑作確立枠))

**産地生産基盤パワーアップ事業**  
**取組主体事業計画書(収益性向上タイプのうち持続的畑作確立枠)**  
**(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)**

1 取組主体の情報

地域協議会名	取組主体名	代表者氏名	区分
住所	〒 -	電話番号	

(注1) 「区分」欄には、交付等要綱別表2に定める取組主体の区分を記入すること。

(注2) 定款、規約等及び収支予算(又は収支決算)等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

2 産地パワーアップ計画

地域協議会 等名	整理 番号	地区名	作物名	取組内容	面積	成果目標			事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (※定量的な検証ができること。)	備考
						現状 年度	目標 年度	実績 年度		
					単位 ha					

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2) 成果目標は、この計画を位置づける産地パワーアップ計画の成果目標(別記2の別紙1のIの1の(7)のウの(イ)いずれか)を記載すること。

3 事業計画(実績)

(1) 総括表

	総事業費 (円)	備考			
		国費	都道府県費	市町村費	その他
基金事業					
生産支援事業(持続的畑作確立枠)					
合計					

○ 添付資料

1 基金事業

(1) 生産支援事業は、別紙2及び別添1、3のうち該当するものを添付すること。

(2) 内訳

ア 基金事業

内訳

生産支援事業(持続的畑作確立枠)

No.	地区名	取組 主体名	助成対象 作物	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能 力、台数))	総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	備考	目標の 実現可能性
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他								
合計																							

(注1) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 「面積」欄には、助成対象作物の面積を記載すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(注4) 「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること(機械導入以外の場合は「-」を記載)。

(注5) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

4 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

整備事業の明細票

事業区分	
------	--

(注) 基金事業又は整備事業のいずれかを記載すること。

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的 (地域農業の現状、事業の必要性等)

※産地において問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。  
 ※産地の課題解決に向けて、本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。  
 ※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名 (品種名)	現状 (○年度)					取組後 (○年度)					備考
	作付面積			10a当たり収量	生産量	作付面積			10a当たり収量	生産量	
	合計	田	畑			合計	田	畑			
ha	ha	ha	kg	kg	ha	ha	ha	kg	kg		

(注1) 中山間地域等に該当する場合は、その指定状況を備考欄に記入すること。

(注2) 作物転換を行う場合は、当該取組の内容が分かるように記入すること。

3 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村	番地 ㎡		

#### 4 施設利用計画等

##### ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg ##	0 kg ##	0 % ##	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率(施設の処理量/目標年度の処理量)の欄には上段に全体の数値を、下段に括弧書きで導入する施設の数値を記入すること。

##### イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

##### ウ 施設の貸付に関する計画(取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入)

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

#### 5 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース(製品水分量)で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力(処理量)に対する実績処理量の割合を記入すること。

#### 6 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha,t,m等 (上限事業費) 千円/ha,t,m等	千円	

(注1)施設名は、共通2に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、共通12に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下端(上限事業費)は、導入する施設の共通12に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

## 7 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

## 8 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出

## 9 輸出の取組計画

ア 目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

イ 農産物輸出に向けた体制整備

取組内容	該当の有無	具体的内容及び確認方法	取得予定時期
G L O B A L G. A. P. 等の導入			
H A C C P等認定の取得			
ハラール認証の取得			
輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等			

(注) 「該当の有無」欄については、該当する取組内容について、○を記入すること。

10 クロスコンプライアンスの確認

クロスコンプライアンスの内容	該当の有無	コンプライアンス点検方法及び要件確認内容	備 考
生産工程管理手法の導入		(例) 整備した施設を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることにより確認する。	

(注1) 「該当の有無」欄については、該当するコンプライアンスについて、○を記入すること。

(注2) 施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、その旨を備考欄に記入すること。



基金事業(生産支援事業のうち機械導入)の明細票  
(取組に参加する者及び取組内容)

1 取組に参加する者

(1) 中心的経営体(受け手)

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号	
	住所	〒 ー	

(2) 本取組に参加する農業者等(出し手)

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号	
	住所	〒 ー	

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号	
	住所	〒 ー	

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)	電話番号	
	住所	〒 ー	

2 具体的な取組内容

(1) 作付体系の転換(中心的経営体(受け手)への作業面積の集約計画)

	番号	現状		取組後	
		作物名	面積	作物名	面積
中心的経営体 (受け手)	1	(例) 水稲	○ ha	水稲	○ ha
本取組に参加する 農業者等 (出し手)	2	水稲	○ ha	ー	○ ha
	3	水稲	○ ha	ー	○ ha
	4	水稲	○ ha	ー	○ ha
	計	水稲	○ ha	ー	○ ha

(2) 現在利用している農業機械の利用再編方針

	番号	農業機械名(型式)	方針	備考
中心的経営体 (受け手)	1	(例) トラクタ(○○○○○) 田植機(○○○○○) コンバイン(○○○○○)	用途変更 <u>継続利用</u> 下取 廃棄 用途変更 <u>継続利用</u> 下取 廃棄 用途変更 継続利用 <u>下取</u> 廃棄	
本取組に参加する 農業者等 (出し手)	2	(例) コンバイン(○○○○○)	用途変更 譲渡 <u>廃棄</u>	
	3	コンバイン(○○○○○)	用途変更 譲渡 <u>廃棄</u>	
	4	コンバイン(○○○○○)	用途変更 譲渡 <u>廃棄</u>	

注: 既存の農業機械の利用をどう変更するのか記載してください。

(3) 新たに導入を希望する農業機械の概要

農業機械の種類	希望する性能	必要となる理由
コンバイン	OPS	作業面積の拡大に対応するため。

注: 新たにどのような機械の導入が必要となるのか記載してください。

別添参考様式3-2号(別記2様式第5号関係)

(生産基盤強化タイプのうち生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及(基金事業・整備事業))

産地生産基盤パワーアップ事業  
取組主体事業計画書(生産基盤強化タイプ)  
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)~〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名 〇〇

地域農業再生協議会等名 〇〇  
代表者 〇〇

(生産基盤強化タイプのうち農業用ハウスの再整備・改修、果樹園・茶園等の再整備・改修、農業機械の再整備・改良の取組用(基金事業・整備事業))

**産地生産基盤パワーアップ事業**  
**取組主体事業計画書(生産基盤強化タイプ)**  
**(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)**

**1 取組主体の情報**

地域協議会名		取組主体名		代表者氏名		区分	
住所	〒	—		電話番号			

(注1)「区分」欄には交付等要綱別表2に定める取組主体の区分を記入すること。

(注2) 定款、規約等及び収支予算(又は収支決算)等、活動内容が確認できる資料を添付すること。

**2 産地パワーアップ計画**

地域協議会 等名	整理 番号	地区名	作物 名	取組内容	面積	成果目標			事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (※定量的な検証ができること。)	備考	目標の 実現可能性
						現状 年度	目標 年度	実績 年度			
					単位 ha						

(注1)「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2) 果樹の改植を行う場合は、「作物名」欄に対象品目、品種を記載すること(都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る)。

(注3) 成果目標は、この計画を位置づける産地パワーアップ計画の成果目標(別記2の第4の5の(1)のいずれか)を記載すること。

**3 事業計画(実績)**

(1) 総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳												備考	
		〇〇(西暦〇〇)年度						〇〇(西暦〇〇)年度							
		総事業費 (円)						総事業費 (円)							
		国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他		
基金事業															
整備事業															
合計															

(注) 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

○ 添付資料

1 基金事業

○別添1~3のうち該当するものを添付すること。

○継承済又は継承が決まっている場合は、契約書等、継承内容の分かるものを添付すること。

2 整備事業

○別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

- ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、
- ② 費用対効果分析、
- ③ 施設の規模算定根拠、
- ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、
- ⑤ 位置、配置図、平面図、
- ⑥ 施設の管理運営規程、
- ⑦ 収支計画、
- ⑧ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

○継承済又は継承が決まっている場合は、契約書等、継承内容の分かるものを添付すること。

(2) 内訳

別添のとおり。

※(別添1)~(別添4)のうち、該当部分について記入すること。

(別添1)

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能力、台数)、資材費等)	総事業費					完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性						
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他														
計																														
合計																														

(注1) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること(産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る)。  
また、「面積」欄は実施面積を記載すること。

(注3) 「取組目標」欄には、以下の取組のうちいずれかを記載すること。

- ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加・重点品目(輸出有力品目、輸入代替品等)の生産開始又は当該品目販売額の増加・生産コストの低減・労働生産性の向上・契約販売率の増加・地力の向上

(注4) 生産支援事業の「費用対効果分析結果」欄は、機械導入の場合に記載すること(機械導入以外の場合は「-」を記載)。

(注5) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

(別添2)

イ 整備事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工程、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	利用率 (○年度)	収支率 (○年度)	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	目標の実現可能性											
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他																					
附帯事務費(都道府県、市町村)																																					
計																																					
合計																																					

(注1) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 附帯事務費の事業内容欄は、農産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

(注3) 「取組目標」欄には、以下の取組のうちいずれかを記載すること。

- ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加・重点品目(輸出有力品目、輸入代替品等)の生産開始又は当該品目販売額の増加・生産コストの低減・労働生産性の向上・契約販売率の増加・地力の向上

(注4) 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入するほか、備考欄に交付率及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注5) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

4 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、に印を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

(生産基盤強化タイプのうち生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及用(基金事業・整備事業))

**産地生産基盤パワーアップ事業**  
**取組主体事業計画書(生産基盤強化タイプ)**  
**(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)**

1 取組主体の情報

整理番号	地域協議会名		取組主体名	
	対象範囲		対象品目	

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

2 事業計画(実績)

(1) 総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳										備考					
		〇〇(西暦〇〇)年度					〇〇(西暦〇〇)年度										
		国費	都道府県費	市町村費	その他	総事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	総事業費 (円)		国費	都道府県費	市町村費	その他	
基金事業																	
整備事業																	
合計																	

(注1) 整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

(注2) 整備事業を行う場合は、別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

- ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、 ② 費用対効果分析、 ③ 施設の規模算定根拠、 ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、 ⑤ 位置、配置図、平面図、 ⑥ 施設の管理運営規程、 ⑦ 収支計画、 ⑧ 再編利(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、 ⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

(2) 事業の目的、効果、成果目標

ア 事業の目的

(注) 現状の課題(経緯・背景等)、事業を行う必要性等について記入すること。

イ 事業実施により期待される効果

ウ 事業の目標

目標の具体的内容	目標年度	事後評価の検証方法

エ 事業の実施による効果

(注) 事業評価時に記載すること。

(3) 事業内容

ア 事業の具体的な内容

--

イ 事業の実施スケジュール

実施時期	取組内容	備考
( 年) 月 月		

(注1) 適宜、行を追加すること。

(4) 経費の内訳

生産装置の継承・強化に向けた取組

ア 産地における継承・強化体制の構築

費目	総事業費(円)					備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング

費目	総事業費(円)					備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理

費目	総事業費(円)					備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

生産技術の継承・普及に向けた取組

ア 栽培管理、労務管理等の技術実証

費目	総事業費(円)					備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

イ 技術継承・普及のための研修等による人材育成						備考（経費の内訳及び経費の必要性）
費目	総事業費（円）	国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援						備考（経費の内訳及び経費の必要性）
費目	総事業費（円）	国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

（注1）不要な項目は削除すること。

（注2）適宜、行を追加すること。

○ 添付資料

1 基金事業

別紙2及び別添1～3のうち該当するものを適宜修正して添付すること。

2 整備事業

別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

- ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、 ② 費用対効果分析、 ③ 施設の規模算定根拠、 ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、 ⑤ 位置、配置図、平面図、 ⑥ 施設の管理運営規程、 ⑦ 収支計画、  
⑧ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

3 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

（次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、印にレ点を必ずご記入ください。）

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)

産地生産基盤パワーアップ事業  
取組主体事業計画書(生産基盤強化タイプ)  
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1 取組主体の情報

整理番号	地区名 (市町村名)	取組主体名
------	---------------	-------

2 事業計画(実績)

(1) 事業の目標(成果目標)

土づくり効果を 確認する項目 (成果目標)	対象作物	現状			目標			実績			事後評価の検証方法 (※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	取組主体の評価	備考	
		年度	項目	数値	年度	項目	数値	年度	項目	数値					
			指標とする 土壌分析項目 (pH、 EC、CEC 等)		指標とする 土壌分析項目 (pH、 EC、CEC 等)			指標とする 土壌分析項目 (pH、 EC、CEC 等)							

注: 堆肥等の施用対象とする作物毎に、地力の向上に係る項目について、現状として地区の平均値、目標値、実績として目標に達した実証ほの面積又は力所数の割合を記載するものとする。

(2) 事業の内容

1	対象作物名	
2	実証を行う ほ場数(面積) 及び場所	
3	施用する堆肥等の種類 (供給元)	
4	堆肥等の施用量・時期	
5	研修・指導の内容・回数 及び実施者	

注1: 2~4については対象作物毎に記載するものとする。(1~4を対象作物毎に一覧表にまとめたものを添付することに代えても良い。)

(3) 経費の内訳

項目	費目	経費の内訳	総事業費(円)				完了 年月日	備考
			国費	都道府県費	市町村費	その他		
堆肥等の施用実証								
令和〇年度								
令和〇年度 計			0	0				
令和〇年度								
令和〇年度 計			0	0				
合計			0	0				

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

○ 添付資料

堆肥散布機械のリース導入を実施する場合、別添1-1及び1-2を添付すること。

3 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。   
(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。



整備事業の明細票

事業区分	
------	--

(注) 基金事業又は整備事業のいずれかを記載すること。

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的 (地域農業の現状、事業の必要性等)

※産地において問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。  
 ※産地の課題解決に向けて、本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。  
 ※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名 (品種名)	現状 (○年度)					取組後 (○年度)					備考
	作付面積			10a当たり収量	生産量	作付面積			10a当たり収量	生産量	
	合計	田	畑			合計	田	畑			
	ha	ha	ha	kg	kg	ha	ha	ha	kg	kg	

(注1) 中山間地域等に該当する場合は、その指定状況を備考欄に記入すること。

(注2) 作物転換を行う場合は、当該取組の内容が分かるように記入すること。

3 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村	番地 ㎡		

#### 4 施設利用計画等

##### ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)	
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率	
			0 kg ##	0 % ##	kg ##	% ##	kg ##	% ##	

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に全体の数値を、下段に括弧書きで導入する施設の数値を記入すること。

##### イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2年目 (○年度)				3年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

##### ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稲収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

#### 5 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前 (○年度)		2年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

#### 6 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円	千円	
		上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha,t,m <sup>2</sup> 等		
		(上限事業費) 千円/ha,t,m <sup>2</sup> 等		

(注1) 施設名は、共通2に定める施設とする。

(注2) 上限事業費対象事業費Aの欄は、共通1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3) 上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の共通1に定める上限事業費を記入する。

(注4) 上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5) 上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6) 上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

#### 7 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

#### 8 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出

## 9 輸出の取組計画

ア 目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

イ 農産物輸出に向けた体制整備

取組内容	該当の有無	具体的内容及び確認方法	取得予定時期
GLOBALG. A. P. 等の導入			
HACCP等認定の取得			
ハラール認証の取得			
輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等			

(注) 「該当の有無」欄については、該当する取組内容について、○を記入すること。

## 10 クロスコンプライアンスの確認

クロスコンプライアンスの内容	該当の有無	コンプライアンス点検方法及び要件確認内容	備 考
生産工程管理手法の導入		(例) 整備した施設を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることにより確認する。	

(注1) 「該当の有無」欄については、該当するコンプライアンスについて、○を記入すること。

(注2) 施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、その旨を備考欄に記入すること。

基金事業 (生産基盤強化対策のうち機械導入) の明細票  
(取組に参加する者及び取組内容)

1 取組に参加する者

(1) 中心的経営体 (受け手)

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)		電話番号	
	住所	〒 -		

(2) 本取組に参加する農業者等 (出し手)

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)		電話番号	
	住所	〒 -		

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)		電話番号	
	住所	〒 -		

番号	氏名又は名称 (代表者氏名)		電話番号	
	住所	〒 -		

2 具体的な取組内容

(1) 作付体系の転換 (中心的経営体 (受け手) への作業面積の集約計画)

	番号	現状		取組後	
		作物名	面積	作物名	面積
中心的経営体 (受け手)	1	(例) 水稲	○ ha	水稲	○ ha
本取組に参加する 農業者等 (出し手)	2	水稲	○ ha	-	○ ha
	3	水稲	○ ha	-	○ ha
	4	水稲	○ ha	-	○ ha
	計	水稲	○ ha	-	○ ha

(2) 現在利用している農業機械の利用再編方針

	番号	農業機械名 (型式)	方針	備考
中心的経営体 (受け手)	1	(例) トラクタ (○○○○○) 田植機 (○○○○○) コンバイン (○○○○○)	用途変更 <u>継続利用</u> 下取 廃棄 用途変更 <u>継続利用</u> 下取 廃棄 用途変更 継続利用 <u>下取</u> 廃棄	
本取組に参加する 農業者等 (出し手)	2	(例) コンバイン (○○○○○)	用途変更 譲渡 <u>廃棄</u>	
	3	コンバイン (○○○○○)	用途変更 譲渡 <u>廃棄</u>	
	4	コンバイン (○○○○○)	用途変更 譲渡 <u>廃棄</u>	

注: 既存の農業機械の利用をどう変更するのか記載してください。

(3) 新たに導入を希望する農業機械の概要

農業機械の種類	希望する性能	必要となる理由
コンバイン	OPS	作業面積の拡大に対応するため。

注: 新たにどのような機械の導入が必要となるのか記載してください。

別添 1-1 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)  
(リース方式による機械等の導入の取組用)

(共同申請者→地域協議会長等)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース計画書

年 月 日

地域農業再生協議会長 殿  
(都道府県農業再生協議会長 殿)

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※ 導入する機械によって  
リース事業者が異なる場  
合はリース業者毎に作成  
してください。

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース計画書を作成したので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 本取組に係る助成金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 計画額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 取組の内容  
別添個票のとおり。

## 機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日 (※1)	～			(年)
	リース借受日から○年間 (※2)				(年)
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]					(円)
うちオプション分 (税抜き)					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]					(円)
うち税相当分					(円)
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]					(円)
リース物件保管場所					
リース事業者名					

注 1：※1 及び※2 については、いずれかを記入してください。

注 2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

注 3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注 4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

別添2-1 (別記2別紙様式第5号関係)  
(資材導入等の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の資材導入等計画書

年 月 日

地域農業再生協議会長 殿  
(都道府県農業再生協議会長 殿)

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業の資材導入等計画書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 計画額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 取組の内容  
別添個票のとおり。



別添 2-2 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)  
個票 (資材導入等の取組用)

(取組主体→地域協議会長等)

## 資材導入等計画書 (No.○)

### 資材導入等の取組

取組内容			事業費 (円)	うち助成金申 請額(円)	備考
具体的内容 (資材の名称等を具体的 内容を記載)	個数、面積又 は員数等	単価			
合計			0	0	

注：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

果樹の改植に係る計画書 (No.○)

園地 番号	(品目 種類)	事業内容	実施面積	事業量	事業費	助成単価 (定額・定率)	助成金	品質向上が期待される技術の内容 (既に導入している場合は導入した時期、当該年度に 導入予定の場合は導入する時期を併記)		備 考
1		改植	m <sup>2</sup>	本	円					
		未収益期間における 栽培管理	m <sup>2</sup>	本	円	220円/m <sup>2</sup>				
		小計			円					
2		改植	m <sup>2</sup>	本	円					
		未収益期間における 栽培管理	m <sup>2</sup>	本	円	220円/m <sup>2</sup>				
		小計			円					
3		改植	m <sup>2</sup>	本	円					
		未収益期間における 栽培管理	m <sup>2</sup>	本	円	220円/m <sup>2</sup>				
		小計			円					
合計		園地数	実施面積	事業量	事業費	補助率	助成金 合計			
改植	定額		m <sup>2</sup>	本	円					
	定率		m <sup>2</sup>	本	円	1/2以内				
	計		m <sup>2</sup>	本	円					
未収益期間における栽培管理 計			m <sup>2</sup>	本	円	220円/m <sup>2</sup>				

- (注) 1 「品目(品種)」欄には、りんごわい化栽培等を行う場合は、併せて「(わい化等)」等と記入すること。  
 2 「事業量」欄については、植栽する苗木の本数を記入すること。  
 3 「助成単価(定額・定率)」欄には、補助率が定額助成のものについては助成単価(〇〇円/m<sup>2</sup>)を、補助率が定率助成のものについては1/2以内と記入すること。  
 4 ① 「未収益期間における栽培管理」の「実施面積」欄には、支援対象となるものについて、改植の面積と同じ面積を記入すること。  
 ② 「事業費」の欄には、「実施面積」に220円/m<sup>2</sup>を乗じた額を記入すること。  
 5 「備考」欄には、助成金額から仕入れにかかる消費税相当額を減額した場合は、「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

別添 3-1 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)  
(機械等の導入の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入助成金計画書

年 月 日

都道府県知事 殿

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入計画書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 助成金請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 取組の内容  
別添個票のとおり。

## 機械導入計画書 (No.○)

機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
購入価格 (税抜き)	[1]	(円)		
	うちオプション分 (税抜き)	(円)		
購入価格 (税込み)	[2]	(円)		
購入費助成申請額	[3]	(円)		
購入物件保管場所				
備考				

注 1：「購入価格 (税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益 (税抜き) を控除した価格を記入してください。

注 2：「購入費助成申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$  以内の額を記入してください。

注 3：「備考」欄には、下取り価格又は処分益 (税抜き) を記入してください。

注 4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② 費用対効果分析
- ③ その他都道府県知事が必要と認める資料

別添3-1 (別記2別紙様式第5号関係)  
(スマート農業導入・定着の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業のスマート農業導入・定着の取組に係る計画書

年 月 日

地域農業再生協議会長 殿  
(都道府県農業再生協議会長 殿)

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業のスマート農業導入・定着の取組に係る計画書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 計画額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 取組の内容  
別添個票のとおり。

別添 4-1 (別記 2 別紙様式第 5 号関係)  
 個票 (スマート農業導入・定着の取組用)

(取組主体→地域協議会長等)

スマート農業導入・定着の取組に係る計画書  
 (No.○)

スマート農業導入・定着の取組

取組内容				事業費 (円)	うち助成金 申請額 (円)	取組の必要性※	備考
年月	具体的内容 (講座(講習会) の名称、購入品の種類・名称 等の具体的内容を記載)	個数、面積 又は員数等	単価				
合計							

注 1 : 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

注 2 : 「取組の必要性」欄は、当該取組を行う (物品を購入する) 必要性及び個数・員数の必要性を、取組目標の達成に絡め、「具体的な内容」欄の項目毎に記載すること。

別紙様式第6号（別記2第10の4関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会  
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画の承認（変更承認）申請について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の4の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業計画書

産地生産基盤パワーアップ事業  
取組主体事業計画書  
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇(西暦〇〇)~〇(西暦〇〇)年度

都道府県・市町村名 〇〇

地域農業再生協議会等名 〇〇

代表者 〇〇



(基金事業(うち効果増進事業))

産地生産基盤パワーアップ事業  
取組主体事業計画  
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1 総括表

事業区分	総事業費 (円)	年度別内訳				〇〇年度				〇〇年度									
		総事業費				総事業費				総事業費									
		国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他						
基金事業	効果増進事業																		
合計																			

(1) 計画策定等に要する経費

地域協議会 等名	事業内容	員数	単価	総事業費 (円)					備考
				国費	都道府県費	市町村費	その他		
合計									

(2) 技術実証に要する経費

地域協議会 等名	No.	地区名	対象作物名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施年度	目標 年度	取組目標	事業内容 (実証リース機械 〔能力、台数〕等)			総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	備考
									現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)	国費	都道府県費	市町村費	その他					
計																				
計																				
合計																				

(注1) 「取組目標」欄には、交付等要綱表2のIのメニュー欄の1又はIIのメニュー欄の1の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

(注2) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 □

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

○ 添付資料

実証機械リースの取組を行う場合は、別添1及び2を添付すること。

別添1 (別記2別紙様式第6号関係)  
(リース方式による機械等の導入の取組用)

(共同申請者→都道府県知事)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース計画書

年 月 日

都道府県知事 殿

【地域農業再生協議会長等名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※ 導入する機械によって  
リース事業者が異なる場  
合はリース業者毎に作成  
してください。

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース計画を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 機械リース計画額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 取組の内容  
別添個票のとおり。

## 機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日(※1)	～			(年)
	リース借受日から○年間(※2)				(年)
リース物件取得見込額(税抜き)		[1]			(円)
うちオプション分(税抜き)				(円)	
リース期間終了後の残価設定		[2]			(円)
リース料助成申請額		[3]			(円)
リース諸費用(金利・保険料・消費税)		[4]			(円)
うち税相当分				(円)	
機械利用者負担リース料(税込み)		[5]			(円)
リース物件保管場所					
リース事業者名					

注1：※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

注3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業計画（〇〇対策）の（変更の）  
妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の5の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業計画書

（注）収益性向上対策、生産基盤強化対策はそれぞれ別途申請すること。

なお、生産基盤強化対策のうち、全国的な土づくりの展開の取組のみを申請する場合は、件名の「（〇〇対策）」を「（生産基盤強化対策のうちの全国的な土づくりの展開の取組）」と記載すること。

番 号  
年 月 日

地域農業再生協議会長 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画（〇〇対策）の承認  
について

令和〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった産地パワーアップ計画（〇〇対策）について、  
産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）  
別記2の第10の5の規定に基づき、承認したので通知する。

記

添付書類 産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画書（〇〇対策）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（〇〇対策）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第10の6の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

産地生産基盤パワーアップ事業  
都道府県事業計画書(〇〇対策)  
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度 令和〇〇(西暦〇〇)~〇〇(西暦〇〇)年度

都道府県名 〇〇





- (注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
- (注2) (2)及び(6)の「地域(県又は国を含む)の価格(販売単価)」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格(販売単価)を記載すること。なお、分みつ糖の計画の場合は、販売価格に国内産糖交付金を加えること。
- (注3) (2)及び(6)の「修正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域(県又は国を含む)の事業実施前年度の価格(販売単価)÷地域(県又は国を含む)の目標年度の価格(販売単価)」により算出した値を記載し、「価格修正後の実績」欄には、「実績欄の価格(販売単価)×修正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格(販売単価)×修正係数×実績欄の数量×生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格修正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「修正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因による価格変動が生じないときは、価格修正は行わないものとする。
- (注4) (5)の「成果目標」欄については、別記2の第4の5の(1)の5に基づき設定した成果目標の内容を記載すること。
- (注5) 「都道府県の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。
- (注6) 取組のない場合であっても、(1)～(7)は削除しないこと。
- (注7) 中山間地域所得確保計画又は中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画である場合、特別特(スマート農業推進特)を利用する当該計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- (注8) スマート農業推進特を利用する計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。また、スマート農業推進特を活用して技術や円滑に導入・定着させるための取組を農業機械等の導入に併せて実施する場合は「スマート農業推進特」に取組内容を記入すること。
- (注9) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。
- (注10) 施設園芸エネルギー転換特を利用する計画の場合は、別添(施設園芸エネルギー転換特計画書(実施状況報告書兼評価報告書))を添付すること。
- (注11) 持続的畑作確立特を利用する計画の場合は、別添(持続的畑作確立特計画書(実施状況報告書兼評価報告書))を添付すること。
- (注12) 総合見聞は、評価報告の際に各取組ごとの都道府県の評価を記載すること。

## 2 事業計画(実績)

### (1) 総括表

地域協議会名	整理番号	事業区分	総事業費 (円)	年度別内訳															
				〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度							
				国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他				
		基金事業																	
		整備事業																	
		生産支援事業																	
		スマート農業推進特(追加助成)																	
		施設園芸エネルギー転換特																	
		持続的畑作確立特																	
		効果増進事業																	
		計																	
		整備事業計																	
合計		基金事業																	
		整備事業																	
		生産支援事業																	
		スマート農業推進特(追加助成)																	
		施設園芸エネルギー転換特																	
		持続的畑作確立特																	
		効果増進事業																	
		計																	
		整備事業計																	

地域協議会名	整理番号	事業区分	総事業費 (円)	年度別内訳															
				〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度				〇〇(西暦〇〇)年度							
				国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他				
		基金事業																	
		整備事業																	
		生産支援事業																	
		スマート農業推進特(追加助成)																	
		施設園芸エネルギー転換特																	
		持続的畑作確立特																	
		効果増進事業																	
		計																	
		整備事業計																	
合計		基金事業																	
		整備事業																	
		生産支援事業																	
		スマート農業推進特(追加助成)																	
		施設園芸エネルギー転換特																	
		持続的畑作確立特																	
		効果増進事業																	
		計																	
		整備事業計																	





e 持続的畑作確立枠

地域協議 会名	整理 番号	No.	地区名	取組 主体名	助成対象 作物	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能 力、台数))	総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	地域協議会 等の評価	都道府県 の評価	備考	目標の 実現可能性														
										現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他																							
計																																								
計																																								
合計																																								

(注)「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

f 効果増進事業

① 計画策定等に要する経費

地域協議 会等名	事業内容	員数	単価	総事業費 (円)					備考
				国費	都道府県費	市町村費	その他		
計									
合計									

② 技術実証に要する経費

地域協議 会等名	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (実証リース機械(能力、台数)等)	総事業費 (円)				完了 年月日	取組目標 の達成状況	取組主体 の評価	都道府県 の評価	備考																				
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他																									
計																																								
計																																								
合計																																								

(注1)「取組目標」欄には、本要綱別表2のIのメニュー欄の1又はIIのメニュー欄の1の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

(注2)備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。



(別添3)

地域協議会名	整理番号	取組主体名	事業概要	助成金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
				金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
						円	年	
						円	年	
						円	年	
						円	年	







キ 基幹作業（育苗・播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を10ポイント以上増加

地区名	整理番号	対象作物	助成対象作物	取組内容	成果目標												事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)	達成率 (%)	地域協議会等の評価	都道府県等の評価	備考	目標の 実現可能性
					現状				目標				実績									
					年度	面積	単位	外部化又は共同化	年度	面積	単位	外部化又は共同化	年度	面積	単位	外部化又は共同化						
							ha		ha			ha		ha								

(注1) 「外部化又は共同化」欄には、外部化又は共同化を行う面積（育苗は、当該苗を作付けする面積。）を記載し、成果目標の算定等に当たっては、対象作物の作付面積に対する取組割合（%）を算出すること。

(注2) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注3) (5)の「成果目標」欄については、別記2の別紙1のIの1の(7)のウに基づき設定した成果目標に応じて、ア～キから選択して作成し、不要なものは削ること。

(注4) 「地域協議会等の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。

(注5) 成果目標（現状、目標、実績）の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

(注6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。

2 その他







2 事業計画（実績）

(1) 総括表

地域協 議会名	整理 番号	事業区分	総事業費 (円)	年度別内訳																
				〇〇（西暦〇〇）年度								〇〇（西暦〇〇）年度				〇〇（西暦〇〇）年度				
				総事業費				総事業費				総事業費								
国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	(円)	国費	都道府県費	市町村費	その他		
	基金事業	農業用ハウスの再整備・改修																		
		果樹園・茶園等の再整備・改修																		
		農業機械の再整備・改良																		
		生産装置の継承・強化に向けた取組																		
		生産技術の継承・普及に向けた取組																		
		計																		
		整備事業																		
計																				
合計	基金事業	農業用ハウスの再整備・改修																		
		果樹園・茶園等の再整備・改修																		
		農業機械の再整備・改良																		
		生産装置の継承・強化に向けた取組																		
		生産技術の継承・普及に向けた取組																		
		計																		
		整備事業	〇〇																	
計																				

(注) 整備事業について、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

○ 添付書類

・ 地方農政局が必要と認める書類

(注) 整備事業が含まれる場合は、産地パワーアップ計画書（生産基盤強化タイプ）及び取組主体事業計画（別紙整備事業の明細票を含む）のほか、①施設の規模決定根拠、②施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）及び③費用対効果分析関係資料、その他地方農政局が必要と認める書類を添付すること。

(2) 内訳

別添のとおり。

(3) 事業の完了予定年月日

令和〇（西暦〇）年 〇 月 〇 日

(別添1)

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

地域協議会名	整理番号	No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能力、台数)、資材費等)	総事業費				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の実現可能性			
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費										その他		
計																													
計																													
合計																													

(注)「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

(別添2)

イ 整備事業（生産基盤強化タイプ）

(ア) 内訳

地域協議会名	整理番号	No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の実現可能性			
										現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	都道府県費	市町村費										その他		
附帯事務費（都道府県、市町村）																													
計																													
附帯事務費（都道府県、市町村）																													
計																													
合計																													

(注)「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

(イ) 収入予算（又は精算）

a 収入の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

b 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
整備事業					
合計					

(別添3)

地域協議会名	整理番号	取組主体名	事業概要	助成金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
				金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
						円	年	
						円	年	
						円	年	
					544	円	年	

産地生産基盤パワーアップ事業  
都道府県事業計画書（生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開）  
（都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書）

都道府県名 \_\_\_\_\_

変更： 年 月 日

II 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）

1 成果目標

(1) 全国的な土づくりの展開

ア 産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加）

地域協議会等名	整理番号	対象作物	産地の成果目標（総販売額又は総作付面積の維持又は増加目標）										事後評価の検証方法（※定量的な検証ができること。）	達成率（％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の実現可能性					
			現状					目標											実績				
			年度	面積 単位	総販売額 単位	年度	面積 単位	総販売額 単位	年度	面積 単位	総販売額 単位	年度							面積 単位	総販売額 単位			
				ha			ha			ha			ha										
				ha			ha			ha			ha										

イ 取組内訳（地力の向上）

地域協議会等名	整理番号	取組主体名	No.	対象作物	取組面積 単位	取組内容	成果目標										事後評価の検証方法（※定量的な検証ができること。）	達成率（％）	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考					
							現状					目標										実績				
							年度	数値 単位	年度	数値 単位	年度	数値 単位	年度	数値 単位	年度	数値 単位										
					ha																					
					ha																					

(注) 取組目標を複数選択している場合は、取組目標欄を追加すること。

ウ 総合所見

都道府県平均達成率（面積）	○%	都道府県平均達成率（総販売額）	○%	総合所見	.....
---------------	----	-----------------	----	------	-------

- (注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
- (注2) 「地域（県又は国を含む）の価格（販売単価）」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格（販売単価）を記載すること。
- (注3) 「補正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の価格（販売単価）÷地域（県又は国を含む）の目標年度の価格（販売単価）」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格（販売単価）×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。
- (注4) イの「成果目標」欄については、別記2第4の5の(2)のイに基づき設定した各取組主体が設定した成果目標を記載すること。
- (注5) 「都道府県の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状・課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。
- (注6) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。
- (注7) 総合所見欄は、評価報告の際に各取組ごとの都道府県の評価を記載すること。





(別添)

地域協議 会等名	整理 番号	No.	取組主体 名	対象作物	取組面積 単位 ha	取組内容	成果目標				総事業費 (円)				完了 年月日	事後評価の検証方 法(※定量的な検証 ができること。)	達成率 (%)	取組主体の評価	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考	目標の 実現可能性		
							現状		目標		実績													
							年 度	数値	年 度	数値	年 度	数値	単位	国費									都道府県費	市町村費
					ha																			
計																								
					ha																			
計																								
合計																								

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載し、その他の欄は取組主体事業計画等から転記すること。

(注2) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

### 3 都道府県附帯事務費の内訳表

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

(目) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金

(都道府県名：)

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※1 金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

※2 該当する(目)ごとに作成すること。

番 号  
年 月 日

基金管理団体  
代表 ○○○○ 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金交付申請書に  
ついて

令和○年度において、下記のとおり産地生産基盤パワーアップ事業を実施したいので、  
産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）  
別記2の第11の1の規定に基づき、都道府県助成金○○○円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

（注） 別記2別紙様式第7号の該当箇所を添付すること。

または、別記2別紙様式第7号の該当箇所を、別紙（様式自由）に取りまとめ、  
添付すること。

番 号  
年 月 日

基金管理団体  
代表 ○○○○ 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金変更等承認申請書  
について

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第11の1の規定に基づき申請する。

#### 記

#### 変更の理由

- (注) 1 記の記載要領は、別記2別紙様式第10号の記の様式に準ずるものとする。  
なお、添付書類については、都道府県助成金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更等承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2の第11の1の規定により申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱により、都道府県助成金○○○円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別紙様式第12号（別記2第12の1関係）  
（整備事業・生産支援事業）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名  
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る取組主体助成金の請求について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第12の1の規定に基づき 下記のとおり取組主体助成金を請求する。

記

- 1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び計画（又は実績）

（注1） 別紙様式として取組主体事業計画を添付する。

（注2） 「機械等のリース導入」と「機械等のリース導入以外」の取組を実施する場合は、1の請求額の下段に内訳を記載すること。

また、4の振込先を、「リース事業者」と「取組主体」に区分すること。

#### 4 振込先

<b>金融機関 (ゆうちょ銀行以外)</b>												
金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3ケタ)				支店名								
預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)						口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)						
<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座	<input type="checkbox"/>	別段	<input type="checkbox"/>	通知					
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
<b>ゆうちょ銀行</b>												
記号 (6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)						
1					※							1
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

別紙

事業概要	助成金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

別添 1-1 (別記 2 別紙様式第12号関係) (共同申請者→都道府県知事)  
(機械等のリース導入の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース助成金請求書

年 月 日

都道府県知事 殿

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※ 導入する機械によって  
リース事業者が異なる場  
合はリース業者毎に作成  
してください。

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース助成金請求書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 本取組に係る助成金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 助成金請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 取組の内容  
別添個票のとおり。



## 機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日 (※1)	～			(年)
	リース借受日から○年間 (※2)				(年)
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]					(円)
うちオプション分 (税抜き)					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]					(円)
うち税相当分					(円)
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]					(円)
リース物件保管場所					
リース事業者名					

注1：※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

注3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

別添2-1 (別記2別紙様式第12号関係)  
(資材導入等の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の資材導入等助成金請求書

年 月 日

都道府県知事 殿

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業の資材導入等助成金請求書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 助成金請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 取組の内容  
別添個票のとおり。

別添 2-2 (別記 2 別紙様式第12号関係)  
個票 (資材導入等の取組用)

(取組主体→都道府県知事)

## 資材導入等計画書 (No.○)

### 資材導入等の取組

取組内容			事業費 (円)	うち助成金申 請額(円)	備考
具体的内容 (資材の名称等を具体的 内容を記載)	個数、面積又 は員数等	単価			
合計			0	0	

注：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

別添 3-1 (別記 2 様式第12号関係)  
(機械等の導入の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入助成金請求書

年 月 日

都道府県知事 殿

【取組主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入計画書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 助成金請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 取組の内容  
別添個票のとおり。

## 機械導入計画書 (No.○)

機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
購入価格 (税抜き)	[1]			(円)
	うちオプション分 (税抜き)			(円)
購入価格 (税込み)	[2]			(円)
購入費助成申請額	[3]			(円)
購入物件保管場所				
備考				

注1：「購入価格 (税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益 (税抜き) を控除した価格を記入してください。

注2：「購入費助成申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$  以内の額を記入してください。

注3：「備考」欄には、下取り価格又は処分益 (税抜き) を記入してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② 費用対効果分析
- ③ その他都道府県知事が必要と認める資料

別紙様式第13号  
(効果増進事業)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会  
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る取組主体助成金の請求に  
ついて

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第  
3506号）別記2の第12の1の規定に基づき、下記のとおり取組主体助成金を請求する。

記

- 1 請求額                      金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び計画（又は実績）

（注）別紙様式のとおり。

#### 4 振込先

<b>金融機関 (ゆうちょ銀行以外)</b>												
金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3ケタ)				支店名								
預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)						口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)						
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
<b>ゆうちょ銀行</b>												
記号 (6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)						
1                   ※												
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

様式（効果増進事業）

事業の内容及び計画（又は実績）

1 総括表

	総事業費 (円)				年度別内訳										備考
					〇〇年度					〇〇年度					
	国費	都道府県費	市町村費	その他	総事業費 (円)				総事業費 (円)						
	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他			
効果増進事業	0				0					0					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 内訳

(1) 計画策定等に要する経費

地域協議会等名	事業内容	員数	単価	総事業費 (円)				備考
				国費	都道府県費	市町村費	その他	
				0				
合計				0	0	0	0	0

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 技術実証に要する経費

地域協議会等名	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施 年度	目標年度	取組目標	事業内容 (実証リース機械(能力、台数)等)			総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	備考
									現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)	国費	都道府県 費	市町村費	その他			
												0						
計											0	0	0	0	0			
計											0							
合計											0	0	0	0	0			

(注1) 「取組目標」欄には、交付等要綱別表2のⅠのメニュー欄の1又はⅡのメニュー欄の1の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

(注2) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。



3 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。□

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。)

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、地域協議会等は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農林水産省、都道府県、地域協議会等は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

○ 添付資料

機械リースを行う場合は、別添1、2を添付すること。

別添1 (別記2別紙様式第13号関係)  
(リース方式による機械等の導入の取組用)

(共同申請者→都道府県知事)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース助成金請求書

年 月 日

都道府県知事 殿

【地域農業再生協議会長等名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※ 導入する機械によって  
リース事業者が異なる場  
合はリース業者毎に作成  
してください。

産地生産基盤パワーアップ事業の機械リース助成金請求書を作成しましたので提出します。

記

- 1 取組主体事業計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 取組主体事業計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に助成金を返納します。
- 3 本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 4 助成金請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 取組の内容  
別添個票のとおり。

## 機械リース計画書 (No.○)

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日 (※1)	～			(年)
	リース借受日から○年間 (※2)				(年)
リース物件取得見込額 (税抜き) [1]					(円)
うちオプション分 (税抜き)					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税) [4]					(円)
うち税相当分					(円)
機械利用者負担リース料 (税込み) [5]					(円)
リース物件保管場所					
リース事業者名					

注1：※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2：リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

注3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名  
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る取組主体助成金の概算払請求  
について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506  
号）別記2の第12の1の規定に基づき 下記のとおり取組主体助成金の概算払を請求する。

記

- 1 請求額                      金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び計画（又は実績）

（注）別紙様式は、別記2別紙様式第12号に準ずるものとする。

番 号  
年 月 日

基金管理団体  
代表〇〇〇〇 殿

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る都道府県助成金の請求  
（実績報告）について

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
下記のとおり実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年  
12月12日付け4農産第3506号）別記2の第12の1の規定により、その実績を報告する。

併せて、精算額として産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金〇〇〇円の交付を  
請求する

記

- 注1 記の記載様式は、別記2別紙様式第10号に準ずるものとする。  
軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更区分を二段書  
とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 注2 添付書類については、都道府県助成金交付申請書又は変更承認申請書に添付したも  
のから変更があったものに限り添付すること。  
また、財産管理台帳の写しを添付すること。
- 注3 本請求書は、事業完了日から起算して1ヶ月以内又はその翌年度の4月10日まで  
のいずれか早い日までに報告すること。  
ただし、助成金の全額が概算払により交付された場合は、上記の規定にかかわらず、  
助成金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までに報告することとする。
- 注4 請求額がない場合は、件名の「請求」を「実績報告」とし、本文中の「併せて、  
精算額として産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金〇〇〇円の交付を請求す  
る。」を削除すること。

番 号  
年 月 日

基金管理団体  
代表〇〇〇〇 殿

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る都道府県助成金の請求について

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により、産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	国費 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-[(B)+(C)]		事業 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円		
ア 事業費										
イ 附帯事務費										
〇〇〇〇〇〇										
計										

番 号  
年 月 日

取組主体名  
代表〇〇〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、  
共同申請者双方に送付してください。

都道府県知事

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業に係る取組主体助成金額の通知に  
ついて

令和〇年〇月〇日付けで提出のあった取組主体助成金請求書について、下記のとおり取組主体助成金を交付したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第12の1に基づき通知します。

記

1 助成金請求額 金 円

2 助成金交付額の内訳  
別添のとおり。

3 助成金交付対象外額及びその理由（注）

助成金交付対象外額 円

助成対象外となった理由：

（注）助成金請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記入不要。

別紙様式第18号（別記2第15の1、第16の1関係）  
（整備事業・生産支援事業）

番 号  
年 月 日

地域農業再生協議会長 殿

取組主体名  
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業実施状況報告書（兼  
評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第15の1の規定（並びに第16の1の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業実施状況報告書兼  
評価報告書

（注）様式は、別記2別紙様式第5号に準ずるものとする。



別紙様式第19号（別記3第15の2、第16の2関係）  
（効果増進事業）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会  
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業実施状況報告書（兼  
評価報告書）の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第15の2の規定（並びに第16の2の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

#### 記

添付書類 令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業取組主体事業実施状況報告書兼  
評価報告書  
（注）様式は、別記2別紙様式第6号に準ずるものとする。

別紙様式第20号（別記2第15の2、第16の2関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会  
代表 ○○○○

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書（兼評価報告書）  
の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第15の2の規定（並びに第16の2の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書  
（注）様式は、別記2別紙様式第4号に準ずるものとする。

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施状況報告書（兼  
評価報告書）について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506  
号）別記2の第15の3の規定（並びに第16の3の規定）に基づき、関係書類を添えて提出  
します。

記

添付書類 令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県実施状況報告書兼  
評価報告書

（注）様式は、別記2別紙様式第7号に準ずるものとする。

番 号  
年 月 日

基金管理団体  
代表〇〇〇〇 殿

地方農政局長等

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施状況報告書に  
ついて

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記2の第15の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県実施状況報告書

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名  
代表 ○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業（令和○年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

令和○年度において、産地生産基盤パワーアップ事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設の利用の実績及び改善計画  
（改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策  
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改 善 目 標 (年)
整備 事業	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

産地生産基盤パワーアップ事業の整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 haにつき1,109千円 ただし、100ha未満の場合は1,972千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量 1 トンにつき502千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量 1 トンにつ き558千円 麦にあつては計画処理量 1 トンにつ き544千円
農産物処理加工施設 （稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき5,484千円
農産物処理加工施設 （茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量 1 トンにつき1,864千円
集出荷貯蔵施設 （りんご）		計画処理量 1 トンにつき468千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設 （なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき333千円
集出荷貯蔵施設 （かんきつ）		計画処理量 1 トンにつき210千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき90千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合 は135千円
集出荷貯蔵施設 （野菜）	きゅうり、なす、トマト及びびピーマンに限る。	計画処理量 1 トンにつき300千円、 ただし、150g未満のトマトにあつては 計画処理量 1 トンにつき678千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量 1 トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,886千円/ha
	防風施設	51,712千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	45千円/m <sup>2</sup>
	ほ場内地下水位制御システム	3,497千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 トンにつき3,552千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 万個につき10,212千円
種子種苗生産関連施設 （稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき1,236千円
種子種苗生産関連施設 （野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	39千円/m <sup>2</sup>
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量 1 トンにつき592千円

(注) 1 施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施工管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

共通2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表1及び2のIIの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
<p>耕種作物産地基幹施設整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。</li> <li>(b) 事業の実施に向けて、事業実施主体又は取組主体の体制・規模が整備されていること。</li> </ul> </li> <li>・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機</li> </ul> </li> </ul>
<p>育苗施設</p>	
<p>床土及び種もみ処理施設</p>	
<p>播種プラント</p>	
<p>出芽施設</p>	
<p>接ぎ木装置</p>	
<p>幼苗活着促進装置</p>	
<p>緑化及び硬化温室</p>	
<p>稚蚕飼育施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。</li> <li>・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。</li> </ul>
<p>特定蚕品種供給施設</p>	
<p>附帯施設</p>	
<p>乾燥調製施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物、土地利用型作物の種子（子実用とうもろこしの種子を除く。以下この表において同じ。）並びに地域特産物に係る施設とする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国</li> </ul>



	産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん施設	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。</li> <li>・整備に当たっては、大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</li> <li>・子実用とうもろこしの処理能力は、年間50トン以上とする。</li> </ul>
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん施設	

処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。</li> </ul>
附帯施設	
農産物処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。</li> <li>・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。</li> <li>原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。</li> <li>また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</li> <li>・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できるとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。</li> <li>なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。</li> <li>・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。</li> <li>・都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> </ul>
加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。</li> <li>・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。</li> </ul>

	<p>・茶の加工施設を民間事業者（収益性向上対策における食品事業者を含む。）が整備する場合については、民間事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する民間事業者並びに収益性向上対策において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条に基づく輸出事業計画（以下同じ。）に取り組む者（当該計画の認定を受けた食品事業者又は当該計画において連携体制に位置付けられた食品事業者）においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとする。この場合にあつては、産地との連携を図るとともに、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。</p>
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<p>・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</p> <p>・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合並びに輸出拡大を図るためにこれらの施設を整備する場合（ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組に限る。）は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。</p> <p>・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあつても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</p> <p>・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック</p>

	<p>本体は、交付の対象外とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。</li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。</li> <li>・都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。</li> </ul>
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。</li> </ul>
予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。</li> <li>・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。</li> </ul>
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</li> <li>・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール、パイラーと一体とすることで貯蔵施設として整備することができる。</li> </ul>
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。</li> </ul>
物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。</li> <li>・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の</li> </ul>

	乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設(大豆を対象作物とする場合に限る。)、(c)精米施設とする。</li> <li>・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。</li> <li>・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。  なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。</li> <li>(a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。</li> <li>(b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。</li> <li>(c) 取組主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。</li> <li>(d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体又は取組主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。</li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。</li> </ul>
農産物取引斡旋施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとする。</li> <li>(a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。</li> <li style="padding-left: 20px;">i 茶……………1,000ha</li> <li style="padding-left: 20px;">ii こんにゃく……………600ha</li> </ul>
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。</li> </ul>
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要施設とし、国産原材料サプライチェーンの構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等

	の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。</li> <li>なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。</li> </ul>
附帯施設	
用土等供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。</li> <li>・ 環境保全型農業を実施する場合にあつては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
用土供給施設	・ 育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・ 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・ 農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受電施設は含まないものとする。</li> <li>・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li> </ul>
防風施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受電施設は含まないものとする。</li> <li>・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li> </ul>
病害虫防除施設	・ 害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・ 農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・ 養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。</li> <li>・ 当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又は建物に設置又は併設するものとする。</li> </ul>
技術実証施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な新技術の実証に必要な栽培施設等とする。</li> <li>・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。</li> </ul> <p>また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。</p>
省エネルギーモデル温室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。</li> </ul> <p>また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。</p>
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。</li> <li>・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、ヒートポンプ、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。</li> <li>・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。</li> <li>・事業実施主体又は取組主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。</li> <li>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあつては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置</li> </ul>

	<p>できるものとする。ただし、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な設備とすること。</li> </ul>
<p>高度環境制御栽培施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。</li> <li>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> <li>・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。</li> <li>・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。</li> </ul> <p>空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。</li> <li>・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（令和2年12月改訂農林水産省生産局。以下「新技術指標」という。）に基づき立証できるものに限る。（なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。）また、1回の配分で導入できる地区数の上限は全国3地区までとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。</li> <li>・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。</li> </ul> <p>特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、</li> </ul>



	地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な設備とすること。
高度技術導入施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。</li> <li>・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨（アルミ骨を含む。）のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。</li> <li>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう。）の供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</li> <li>・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証できるものに限る。（なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。）また、1回の配分で導入できる地区数の上限は全国3地区までとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。</li> <li>・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。</li> <li>・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。</li> </ul>
栽培管理支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。</li> <li>・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。</li> <li>・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きよ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。</li> </ul>
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	

種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。

堆肥流通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。</li> </ul>
堆肥発酵熱等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。</li> </ul>
地域資源肥料化处理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。</li> <li>・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</li> <li>（b）製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌 1 kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。</li> </ul> </li> </ul>
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。</li> </ul>
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。</li> </ul>
附帯施設	

共通 3

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件

ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ha	<p>・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。</p> <p>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。</p> <p>なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。</p> <p>（a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ha以上に団地化されることが確実であること。</p> <p>（b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ha以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。</p>
	麦	北海道：60ha 都府県：30ha	
	豆類		
	大豆	20ha	
	雑豆	北海道：25ha	・種子に係る施設を整備する場

	落花生	都府県：10ha	合も同じとする。	
	子実用とうもろこし	5ha	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	
	種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。	
	稲	種子生産ほ場の面積が25ha		
	麦	種子生産ほ場の面積が15ha		
	大豆	種子生産ほ場の面積が5ha		
畑作物・地域特産物	いも類	北海道：50ha（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50haを乗じた面積） 都府県：25ha（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25haを乗じた面積）		
		ばれいしょ	北海道：25ha 都府県：10ha	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
		かんしょ	50ha	
	茶	10ha ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。		
	てん菜	50ha ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。		
	さとうきび	10ha ただし、事業実施地区が指定		

		地域の区域内にあること。	
	こんにゃく	10ha ただし、種苗用については30ha	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実に見込まれること。
	そば	5 ha	
	ハトムギ	10ha ただし、1 ha以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50%以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ha	
	染料作物	5 ha	
	その他地域特産物	2 ha ただし、菌類栽培施設、菌床製造施設を整備する場合は、延べ床面積とする。	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2 ha以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ha以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1 ha以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ha ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ha、落葉果樹で50haとする。 なお、都市近郊地域（農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合2 haとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が	

		主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5 ha ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ha、落葉果樹で50haとする。 なお、都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	上記以外の果樹	3 ha 都市近郊地域において事業を実施する場合3,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
野菜	露地野菜	10ha 都市近郊地域において事業を実施する場合2 haとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設野菜	5 ha 都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
花き	露地花き	5 ha 都市近郊地域において事業	

		を実施する場合2haとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設花き	3ha 都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	

イ 別記2別紙1のⅡ(10)ア(イ)に規定する中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ha ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10a以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。</li> <li>(a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ha以上に団地化されることが確実であること。</li> <li>(b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ha以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。</li> </ul>
	豆類		
	大豆	10ha ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆	北海道：25ha	・種子に係る施設を整備する



	落花生	都府県：10ha	場合も同じとする。
		2ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	子実用とうもろこし	2ha	
畑作物・地域特産物	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が10ha	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
	ばれいしょ	北海道：25ha 都府県：10ha	
		北海道：10ha 都府県：5ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ha	
		5ha	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ha	
	てん菜	20ha ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
なたね こんにやく ホップ	5ha		
	染料作物	3ha	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で露地栽培のもの	10ha	
	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹で施設栽培のもの	5ha	
	上記以外の果樹	3ha	
野菜	露地野菜	5ha	

	施設野菜	3 ha	
花き	露地花き	3 ha	
	施設花き	2 ha	

ウ イの中山間地域等において、交付等要綱別表2のⅠの1(1)に掲げる生産支援事業の対象となる取組のみを実施する場合は、5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ha以上であることとする。

エ 別記2別紙1のⅡ(10)アに規定する優先枠において、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画については、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

オ 稲から高収益作物等へ転換を図る場合にあつては、高収益作物等の面積要件を上記規模の1/2とすることができるものとする。

カ 複合品目にかかる取組の場合にあつては、事業に関係する全ての品目を合計した面積が、取組対象品目のうちア又はイに定める面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

キ 野菜、花き及び果樹の取組において、種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、基金管理団体〇〇〇〇（以下「基金管理団体」という。）が、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年 月 日付け4農産第 号。以下「交付等要綱」という。）に基づき行う産地生産基盤パワーアップ事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 基金管理団体は、その行う業務の重要性に鑑み、交付等要綱、産地生産基盤パワーアップ事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって農産局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付等要綱第3第2項第1号に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、都道府県に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

## 第2章 産地生産基盤パワーアップ事業の実施

### (都道府県事業実施方針の承認)

第3条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第10の2に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施方針について、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に対して通知するものとする。

なお、都道府県事業実施方針の軽微な変更は、都道府県知事から基金管理団体への提出をもって、基金管理団体の承認があつたものとみなす。この場合においては、基金管理団体は地方農政局長に写しを提出するものとする。

### (基金管理団体から都道府県への助成金の交付決定)

第4条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第11の1の(2)に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金交付申請書について、審査を行い、助成金の交付が適当を判断される場合は、速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対して助成金交付決定の通知を行うものとする。

また、基金管理団体は、都道府県の事業の執行に当たり、必要な指導・助言を行うものとする。

- 2 基金管理団体は、交付等要綱別記2第11の1の(1)後段の規定により都道府県助成金の変更交付申請を行う場合については交付等要綱別記2の第11の1の(2)に準じた手続きを行うものとする。
- 3 基金管理団体は、原則として、都道府県に都道府県別予算枠を提示した日から起算して6か月を経過しても、同予算枠において都道府県事業計画に位置付けられて

いない未計画額がある場合は、都道府県に対し速やかに執行見込額を検討させ、その結果、執行の見込みがない額が生じると判断した場合は、都道府県知事に対し都道府県別予算枠の減額提示を行うこととする。

- 4 前項により減額した都道府県別予算枠を財源とした再提示については、基金管理団体が別に定める都道府県別予算枠算定の考え方により、都道府県別予算枠の変更を行う。

#### (都道府県助成金の支払)

第5条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第12の1の(4)に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の交付が適当と判断される場合は、速やかに都道府県助成金を支払うとともに、都道府県知事に対して、支払額の通知を行うものとする。

- 2 基金管理団体は、都道府県に対して、取組主体又は共同申請者（以下「取組主体等」という。）が、取組主体事業計画を提出するに当たって、助成金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 3 基金管理団体は、都道府県に対して、前項ただし書により申請をした取組主体等が、交付等要綱別記2の第12の1の(1)の取組主体助成金請求書を提出するに当たって、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。

- 4 基金管理団体は、第2項ただし書により申請をした取組主体等が、交付等要綱別記2の第12の1の(1)の取組主体助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、取組主体等に対して、その金額（前項の規定により減額して取組主体助成金が申請された場合には、当該減額分を上回る部分の金額）について、速やかに都道府県知事に報告させるとともに、都道府県知事を通じて基金管理団体に返納するよう指示しなければならない。

また、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、取組主体等に対して、第1項の支払額の通知を受けた日から積算して3ヶ月後までにその旨を都道府県知事を通じて基金管理団体に報告するよう指示しなければならない。

#### (事業要望調査の報告)

第6条 基金管理団体は、農産局長の指示を受けた上で、都道府県に対して事業要望調査等を実施し、これに対する回答を求めることができるものとする。

- 2 基金管理団体は、前項の事業要望調査等を実施する場合にあっては、農産局長と協議の上、別に定めた都道府県別予算枠算定の考え方について、都道府県知事に対しあらかじめ明らかにするものとする。

#### (事務費)

第7条 基金管理団体の事務費の範囲は、共通5のとおりとする。

(助成金の返納)

第8条 本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体等は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った都道府県知事の指示を受け、基金管理団体に返納しなければならない。

2 都道府県知事は、取組主体助成金の交付を受けた取組主体等が、交付等要綱その他の法令等に違反したと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、基金管理団体への返納を命じることができるものとする。この場合には、都道府県知事は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組主体等に送付しなければならない。

3 前項の助成金の返還を命じられた取組主体等は、前項の期日までに命じられた額を基金管理団体に返納しなければならない。

4 都道府県知事は、第2項の期日を経過してもなお行わない場合には、取組主体等への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、地方農政局長からとるべき措置について指示を受け、その指示の内容について実施しなければならない。

5 基金管理団体は、第1項又は第3項により助成金の返納があった場合は、速やかに農産局長へ報告するものとする。

### 第3章 基金の管理

(基金の管理)

第9条 基金管理団体は、産地パワーアップ事業基金（以下「事業基金」という。）について、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 基金管理団体は、事業基金を農産局長の承認を受けた全国実施方針に係る都道府県が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の用途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、事業基金から行われなければならない。

3 基金管理団体は、事業基金から助成金を交付した事業実施主体及び取組主体ごとに助成金の交付対象となった取組の収支を明確にしておかなければならない。

4 基金管理団体は、事業基金を（金融機関名）・（預金種別）により管理する。

5 基金管理団体は、前項の管理から果実が生じることとなった場合は、事業基金に繰り入れるものとする。

6 基金管理団体は、本事業を終了した場合において、事業基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について、農産局等の指示を受けるものとする。

また、本事業が終了する前において、当該事業に補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく農産局長の指示を受けるものとする。

### 第4章 報 告

(都道府県から基金管理団体への事業実施状況の報告)

第10条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第15の3に定めるところにより、地方農政局長から事業実施状況報告の提出を受けた場合は、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、都道

府県知事に対して、必要な措置を講ずるものとする。

また、基金管理団体は、都道府県知事に対し、交付等要綱別記2の第15に定める報告以外に、必要に応じ、取組主体ごとの事業実施状況等について、提出を求められることができるものとする。

(基金管理団体から農産局長への基金管理状況の報告)

第11条 基金管理団体は、交付等要綱別記2の第15の4に定めるところにより、基金管理状況報告書を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

2 基金管理団体は、前項の基金管理状況報告書の作成に当たっては、都道府県、地域協議会等及び取組主体に対して、必要な報告を求めることができるものとする。

## 第5章 雑 則

(財産の管理等)

第12条 基金管理団体は、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を基金管理団体に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第13条 基金管理団体は、都道府県知事、地域協議会長等を通じて、本事業に係る助成金の交付を受けた者に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に準じて、本事業により取得等した財産(以下「取得財産等」という。)を、基金管理団体の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2 前項の規定の対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号の規定に準じ、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

3 取得財産等の処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条及び第3条に定める耐用年数に相当する期間とする。

4 本事業に係る助成金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事、地域協議会長等を通じて基金管理団体の承認を受けなければならない。

5 前項に規定する手続は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うこととし、基金管理団体は、あらかじめ、地方農政局長と協議を行わなければならない。

6 基金管理団体は、前2項の承認に当たって、承認委に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を基金管理団体に納付することを条件とすることができる。

- 7 都道府県知事又は市町村長自らが、取得財産等を処分しようとする時は、基金管理団体の承認を受けなければならない。
- 8 第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(帳簿の備付け等)

第14条 基金管理団体は、都道府県、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会長等及び取組主体に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導するものとする。

- 2 基金管理団体は、取得財産等が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するよう指導しなければならない。
- 3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 基金管理団体は、必要に応じて、都道府県知事及び地域協議会長に対し、助成金に係る経理内容を調査し、地域協議会長等及び取組主体への助成金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第15条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、農産局長の承認を受け、基金管理団体が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、農産局長の承認のあった日から施行する。

基金管理団体の事務費の範囲

区分	内 容
旅 費	○本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ○外部専門家に対する旅費
賃 金	○日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む。）（※）
共済費	○臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
報償費	○外部専門家に対する謝金
需用費	○消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費） ○印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ○修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	○通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ○振込手数料
使用料及び 賃借料	○会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
委託料	○交付等要綱別表3に係る事務の委託等 ただし、委託料の中に賃金等の人件費がある場合は、欄外の通知（※）が適用される。
雑費	○収入印紙代 等

※ 補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化についてによるものとする。



## 共通 6

### 収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

別記 2 の第 19 の 4 の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

#### I 整備事業

整備事業の採択基準は、次のとおりとする。

- 1 地方農政局長等との妥当性協議を終えた都道府県事業計画のうち、複数年計画の取組主体事業計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。
- 2 各取組主体事業計画について、共通 8 によりポイントを算定することとする。
- 3 取組主体事業計画の採択に当たっては、交付等要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、共通 8 の 2 から 5 までの合計ポイントが 16 ポイント以上の取組主体事業計画を選定するものとする。
- 4 優先枠の対象となる取組主体事業計画及びそれ以外の取組主体事業計画について、3 の審査の結果、適正と判断される取組主体事業計画を 3 で算定したポイントに、共通 8 に定める重点品目加算ポイントを加算した合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組主体事業計画が複数ある場合には、取組主体事業計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に並べ、予算額から 1 に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組主体事業計画から順に採択するものとする。

なお、予算の残額が取組主体事業計画に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で取組主体事業計画を採択することができる。

- 5 各都道府県のポイントの一番高い取組主体事業計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。
- 6 採択となった取組主体事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の取組主体事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

#### 第 2 予算の配分

採択された取組主体事業計画を事業実施主体ごとに合計し、その合計額を事業実施主体に配分するものとする。

#### II 基金事業

- 1 収益性向上対策の都道府県別予算枠算定の考え方は、共通 9 に定める基金事業配分基準を基に、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の取組主体事業計画から順に採択するものとする。なお、算定の具体的な考え方は、基金管理団体が、別記 2 の第 9 の 1 の規定により定めた業務方法書に基づき、農産局長と協議の上、定めるものとする。
- 2 生産基盤強化対策の都道府県別予算枠算定の考え方は、基金管理団体が、別記 2 の第 9 の規定により定めた業務方法書に基づき、農産局長と協議の上、定めるものとする。

費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体又は取組主体は、次に掲げる①から⑬までの施設等の導入を行う場合においては、イからエまでに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

- ① 育苗施設
- ② 乾燥調製施設
- ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④ 農産物処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設
- ⑥ 産地管理施設
- ⑦ 用土等供給施設
- ⑧ 農産物被害防止施設
- ⑨ 農業廃棄物処理施設
- ⑩ 生産技術高度化施設
- ⑪ 種子種苗生産関連施設
- ⑫ 有機物処理・利用施設
- ⑬ 農業機械

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（2（1）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

ウ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ 遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次の（ア）から（シ）までの当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、新市場獲得対策のうちの新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組において、推進事業と整備事業を同時に実施する場合において、当該推進事業の効果が施設整備の効果と一体不可分であるときに限り、推進事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

また、収益性向上対策において効果増進事業及び整備事業等を同時に実施する場合、効果増進事業及び生産支援事業を同時に実施する場合、効果増進事業と整備事業及び生産支援事業を同時に実施する場合又は生産基盤強化対策において基金事業（生産技術の継承・普及に向けた取組）と整備事業を同時に実施する場合において、当該効果増進事業又は基金事業の効果が整備事業等の効果と一体不可分である場合に限り、効果増進事業又は基金事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

(ア) 育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

(イ) 乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

(ウ) 農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋その他の効果

（雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見込むことができるものとする。）

(エ) 集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

- (オ) 産地管理施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋被害防止生産安定効果＋その他の効果
- (カ) 用土等供給施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (キ) 農産物被害防止施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋被害防止生産安定効果＋その他の効果
- (ク) 農業廃棄物処理施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (ケ) 生産技術高度化施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (コ) 種子種苗生産関連施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (サ) 有機物処理・利用施設
- i 耕畜連携部門  
年総効果額＝有機物生産量増加効果＋生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋地域生活環境改善効果＋廃棄物処理費節減効果＋その他の効果
  - ii 耕種部門  
年総効果額＝有機物生産量増加効果＋生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋廃棄物処理費節減効果＋その他の効果
- (シ) 農業機械  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

#### イ 各効果の算定方法

##### (ア) 生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。

この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。

年効果額＝（事業実施前の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））×生産規模拡大率－（事業実施後の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））

##### a 農業廃棄物の処理に係るコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：農業廃棄物処理施設）

なお、この場合における「事業実施前の処理及び輸送単価」は、地方公共団体又は処理業者への処理委託費及び指定場所までの輸送費の標準的単価とする。

また、処理単価と輸送単価が区分できない場合には、合計単価を処理単位欄に書くものとする。

年効果額＝事業実施前の処理及び輸送単価×事業実施前の処理量×生産規模拡大率－事業実施後の処理コスト単価×事業実施後の処理量

##### b 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：用土等供給施設、種子種苗生産関連施設）

年効果額＝事業実施により使用量を減少させる資材の節減額－事業実施により使用量を増加させる資材の増加額

##### c 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。

年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額

##### d 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。

年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額

- e 営農の作業の一部を担う施設ではなく、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産コスト節減効果を算定するものとする。

(イ) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。  
この効果額は作物の品質の向上に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝事業実施後の生産量×（事業実施後の販売単価－事業実施前の販売単価）

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における品質向上効果についても算定するものとする。
- b 農産物処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、この場合、以下において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。
- (a) 農産物を処理加工する場合  
年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売予定単価－事業実施前出荷量×事業実施前平均販売単価
- (b) 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合  
年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売単価－事業実施前加工品販売量×事業実施前加工品販売単価
- c 新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における品質向上効果を算出するものとする。

(ウ) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。  
この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝事業実施前販売単価×（計画生産量－事業実施前生産量）×所得率－生産コスト節減効果との重複額

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における生産力増加効果についても算定するものとする。
- b 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産力増加効果を算出するものとする。

(エ) 物流合理化効果

物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することに伴って流通費用が節減される効果である。  
この効果額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前物流経費－事業実施後物流経費）

- a 集出荷貯蔵施設（物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）の場合は、次の算定式を用いる。  
年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前輸送費×生産規模拡大率－事業実施後輸送費）
- b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。  
年効果額＝事業実施後処理量×事業実施後のバラ出荷率×（個袋入出庫経費－バラ出荷に係る入出庫経費）＋事業実施後貯蔵量×倉庫作業経費

(オ) 副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみがら等の副産物について堆肥等として利用されることにより、新たな価値が生み出される効果である。  
この効果額は、副産物の販売総額の年増減額等として算定するものとする。  
年効果額＝副産物販売予定数量×副産物販売予定単価－事業実施前の副産物販売額

(カ) 生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。

この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。

年効果額＝（事業実施前の作付面積－施設を導入しない場合の作付面積）×事業実施前の単収×事業実施前の販売単価×所得率－生産コスト節減効果（労働時間）との重複

(キ) 被害防止生産安定効果

被害防止生産安定効果は、当該施設を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果である。

この効果額は、気象災害等により見込まれる農産物所得減少額として算定するものとする。（対象：農産物被害防止施設）

年効果額＝（事業実施前における被害により出荷できなくなった量×事業実施前の販売単価＋事業実施前における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）－（事業実施後における被害により出荷できない量×事業実施前の販売単価＋事業実施後における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）

- a 気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の計算式に事業実施前の10年間の気象災害割合を乗ずるものとする。

(ク) 雇用創出効果

a 農家雇用創出効果

農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果である。

農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

b 雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果である。

農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定できるものとする。

(ケ) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業における収益の増加する効果である。

当該施設の整備に伴い、関連する産業における増益となる額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

(コ) 有機物生産量増加効果

有機物生産量増加効果は、施設等の導入により有機物の生産量が増加することに伴って、有機物の販売及び施用が増加する効果である。

この効果額は、増加した有機物生産量に販売単価を乗じ、有機物の製造に係る事業実施後の費用の差を引いた年増加額として算定するものとする。

年効果額＝（事業実施後有機物製造量－事業実施前有機物製造量）×地域内販売単価－（事業実施後維持管理費－事業実施前維持管理費）

(サ) 廃棄物処理費節減効果

廃棄物処理費節減効果は、生ゴミ、堆肥や食品産業等からの有機性廃棄物の飼料化により自治体や食品会社の廃棄物処理経費が削減される効果である。

この効果額は、当該施設における廃棄物処理量に処理単価を乗じることで算定する。

年効果額＝事業実施計画の廃棄物処理量×事業実施計画の処理単価

(注) i 生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合算定すること。

ii 処理単価は、事業実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(シ) その他の効果

(ア) から (サ) までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

a 上記の効果と重複していないこと。

b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

廃用損失額＝既存施設の取得価格×①残存率

①残存率：（耐用年数－使用年数）÷耐用年数

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

還元率＝{ i × (1 + i)<sup>n</sup> } ÷ { (1 + i)<sup>n</sup> - 1 }

i：割引率（資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数

n：総合耐用年数

割引率は、0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数＝①事業費の合計÷②年事業費の合計

①事業費の合計：各工種（施設、機械）の事業費を合計する。

②年事業費の合計：年事業費を合計する。

工種名（施設、機械）	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ②＝①／③
〇〇	①	③	②
△△	⋮	⋮	⋮
××	①'	③'	②'
合計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費（事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。）を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表

1の(1)のアの各施設等について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額

ア 直接効果

(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k = ②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削 減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労 働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤ + ⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③' 農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設  
運営に係る人件費  
(千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削除光 熱動力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削 減光熱動力費 $① \times ②$ (千円)	⑤導入施設運 営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 $(③' + ④) \times k - ⑤$ (千円)
合計					

③' 農家での削減光熱動力費計

④既存共同設運営

に係る光熱動力費  
(千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費				②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削 減諸資材費 ①×② (千円)	⑤導入施設運営に 係る諸資材費 (千円)	年効果額 (③'+④) × k - ⑤ (千円)
	(円/10a)	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)				
合 計								

③' 農家での削減諸資材費計

④既存共同設運営  
に係る諸資材費  
(千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 (①+②) × k - ③ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設  
の維持管理費  
(千円)

v コスト節減効果計

(単位：千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理節減効果	
計	

b 農業廃棄物の処理に係るコストの節減効果  
(農業廃棄物処理施設の場合)



作 目	①事業実施前の処理単価 (千円/t)	②事業実施前の輸送単価 (千円/t)	③事業実施前の処理量 (t)	④事業実施前のコスト (①+②)×③ (千円)	⑤新施設運営コスト (千円)	年効果額 ④'×k-⑤ (千円)
合 計						

④' 事業実施前のコスト計

c 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト節減効果  
(有機物処理・利用施設の場合)

作 目	肥料削減			土壌改良資材削減			有機物投入増加		⑨増加額 ⑦×⑧×⑩ (千円)	⑩事業実施後面積 (ha)	年効果額 ③'+⑥'-⑨' (千円)
	①化学肥料削減予定量 (袋/ha)	②化学肥料単価 (円/袋)	③削減額 ①×②×⑩ (千円)	④土壌改良資材削減予定量 (袋/ha)	⑤土壌改良資材単価 (円/袋)	⑥削減額 ④×⑤×⑩ (千円)	⑦有機物増加予定量 (t/ha)	⑧有機物購入単価 (円/t)			
合 計											

③' 削減額計

⑥' 削減額計

⑨' 増加額計

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含むものとする。

肥料削減、土壌改良資材削減の欄に該当しない場合にも、有機物投入増加の欄には記入する。

(用土等供給施設の場合)

作 目	購入用土等削減			自給用土等増加			⑦事業実施後面積 (ha)	年効果額 ③'-⑥' (千円)
	①購入用土等削減予定量 (袋/ha)	②購入用土等単価 (円/袋)	③削減額 ①×②×⑦ (千円)	④自給用土等増加予定量 (kg/ha)	⑤用土等購入単価 (円/kg)	⑥増加額 ④×⑤×⑦ (千円)		
合 計								

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	自家採種種子等削減			購入種子等増加			⑦事業実施後面積 (ha)	年効果額 ③'-⑥' (千円)
	①は種量 (kg/ha)	②自家採種種子等に係る単価 (円/kg)	③削減額 ①×②×⑦ (千円)	④は種量 (kg/ha)	⑤購入種子等単価 (円/kg)	⑥増加額 ④×⑤×⑦ (千円)		
合 計								

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

③' 削減額計

⑥' 増加額計

d 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る機械・施設の場合)

経営(作付)規模階層	①事業実施前各規模階層の作業面積(ha)	②規模階層別平均作業コスト(円/10a)	③事業実施前の作業コスト ①×② (千円)	④作業委託等予定面積(ha)	⑤作業受託等予定面積(ha)	⑥事業実施後の各規模階層の作業面積計 ①-④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の作業コスト ②×⑥ (千円)	年効果額 ③'×k-⑦' (千円)
○ha未満								
○～○ha								
○ha以上								
合計								

③' 事業実施前の作業コスト計

⑦' 事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営(作付)規模階層	①事業実施前各規模階層の作業面積(ha)	②規模階層別平均作業コスト(円/10a)	③事業実施前の作業コスト ①×② (千円)	④事業実施後の各規模階層作業面積計(ha)	⑤事業実施後の作業コスト ④×② (千円)	年効果額 ③'×k-⑤' (千円)
○ha未満						
○～○ha						
○ha以上						
合計						

③' 事業実施前の作業コスト計

⑤' 事業実施後の作業コスト計

e 生産コスト節減効果計

(単位:千円)

a	施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	
b	農業廃棄物の処理に係るコスト節減効果	
c	導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	
d	導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	
	計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg. 本. 箱/10a) (いずれかに○)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg. 本. 箱) (いずれかに○)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果  
（種子種苗生産関連施設の場合）

作目	①品種転換時 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①×② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

c 処理加工施設による品質向上効果  
i 農作物を処理加工する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額 ①×② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の（ウ）生産力増加効果では算定しないものとする。  
 ※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

ii 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額 ①×② (千円)	④事業実施前 加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前 加工品販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 加工品販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の（ウ）生産力増加効果では算定しないものとする。  
 ※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

d 品質向上効果計

(単位：千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
b 導入施設から供給される資材を利用することによる効果	
c 処理加工施設による効果	
計	

(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	⑤事業実施前	⑥事業実施後	⑦増加生産	⑧事業実施前	⑨所得率	⑩生産コスト節減効果 (労働費) との重複	年効果額
-----------	-------------	--------	--------	-------	--------	------	-----------------------	------

作目	①現況	②計画	③現況	④計画 (見込)	生産量	の生産量	量	平均販売単価		⑪重複労働 時間	⑫労賃単価	⑪×⑫	⑦×⑧ ×⑨-⑩
					①×③ (kg)	②×④ (kg)	⑥-⑤ (kg)	(円/kg)		(hr)	(円/hr)	(千円)	(千円)
合計													

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果  
（種子種苗生産関連施設の場合）

作目	①作付面積 (ha)	単収(kg/10a)			⑤増加生産量 ①×④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 (円/kg)	年効果額 ⑤×⑥ (千円)
		②現況	③計画(見込)	④増減 ③-②			
合計							

③の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

c 生産力増加効果計

(単位：千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果	
計	

(エ) 物流合理化効果

a 集出荷貯蔵施設（物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）に係る輸送費の増減

作目	出荷先	①事業実施前 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) ( kg)	②事業実施前 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	③事業実施後 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) ( kg)	④事業実施後 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	年効果額  (①×②×k - ③×④)  (千円)
合計						

b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作目	①事業実施後 処理量 ( t)	②バラ出荷 比率 (%)	③バラ出荷 量 ①×② ( t)	④個袋入出庫 賃金単価 (円/ t)	⑤フレコン又は 純バラ入出庫賃 金単価 (円/ t)	⑥賃金単価 差額 ④-⑤ (円/ t)	⑦入出庫費低 減額 ③×⑥ (千円)	⑧事業実施後 貯蔵量 ( t)	⑨倉庫作業賃 金単価 (円/ t)	⑩倉庫作業経 費低減額 ⑧×⑨ (千円)	年効果額  ⑦+⑩ (千円)

c 物流合理化効果計

(単位：千円)

a 輸送費低減効果	
b 乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	
計	

(オ) 副産物算出効果

副産物製品名	①事業実施前に同じ副産物 を販売していた場合の収益  (千円)	②販売予定数量  ( t)	③販売予定単価  (千円/ t)	年効果額  ②×③-① (千円)
合計				

(カ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

作付面積(ha)	④事業実施	⑤減少生	⑥事業実施	⑦所得率	⑧生産コスト節減効果(労働費)との重複	年効果額

作 目	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由	③増減 ①-②	前の単収 (kg/10a)	産量 ③×④ (kg)	前販売単価 (円/kg)		⑨重複労働時間 (hr)	⑩労賃単価 (円/hr)	⑨×⑩ (千円)	(⑤×⑥×⑦-⑧) (千円)
合 計												

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 生産力維持効果計

(単位：千円)

a 農業生産を維持する効果	
計	

(キ) 被害防止生産安定効果

a 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果  
(産地管理施設、農産物被害防止施設の場合)

作 目	事業実施前の被害の状況					事業実施後の被害の見込み			年効果額 ⑥-⑨ (千円)
	①被害により出荷出来なくなった量 (t)	②事業実施前の平均販売価格 (千円/t)	③被害により品質低下して出荷した量 (t/年)	④③の被害による平均販売単価下落額 (千円/t)	⑤事業実施前10年間における気象災害の割合 (%)	⑥事業実施前の被害額 (①×②+③×④)×⑤ (千円)	⑦被害により出荷できなくなる量 (t/年)	⑧被害により品質低下して出荷する量 (t/年)	
合 計									

b 被害防止生産安定効果計

(単位：千円)

a 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果	
計	

(ク) 雇用創出効果

a 農家雇用創出効果

施設名	農家雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/年)	年効果額 ③=①-② (千円)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典


b 雇用機会増加効果

施設名	雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/人・年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/人・日)	年効果額 ③=①-② (日)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典


c 雇用創出効果計

(単位：千円)

a 農家雇用創出効果	
b 雇用機会増加効果	
計	

(ケ) 地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 (千円)	②計画取引額 (千円)	③利益率 (%)	年効果額 (②-①) × ③ (千円)
計					

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。



データ出典


(コ) 有機物生産量増加効果

項目	計算式	数量	単位	備考(算出根拠)
事業実施後有機物製造量	①		t	事業計画資料より
事業実施前有機物製造量	②		t	事業計画資料より
有機物製造増加量	③=①-②		t	
地域内販売単価	④		円/t	事業計画資料より
維持管理費	⑤		円	事業計画資料より
有機物生産量増加効果額	⑥=③×④-⑤		千円	

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含み、事業内容に応じて有機物の種類を記入する。

(サ) 地域生活環境改善効果

a 衛生水準向上効果

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)
家畜排せつ物(廃棄物)当たり防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	円	定数
家畜排せつ物(廃棄物)量	②		t	事業計画資料より
衛生水準向上効果額	③=①×②		千円	

注：民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

b 水質保全効果

項目	計算式	数量	単位	備考(算出根拠)
経産牛	①		頭	事業計画資料より
ふん尿量	②		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
育成牛	③		頭	事業計画資料より
ふん尿量	④		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
〇〇〇	⑤		頭	事業計画資料より
ふん尿量	⑥		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
年間窒素発生量	⑦=①×②+③×④+⑤×⑥		kg/年	
流失比率	⑧	50	%	定数
処理必要N量	⑨=⑦×⑧		kg/年	
窒素浄化単価	⑩	4,700	円/kg	定数
水質保全効果額	⑪=⑨×⑩		千円/年	

c 地域生活環境改善効果計

(単位：千円)

a 衛生水準向上効果	
b 水質保全効果	
計	

(シ) 廃棄物処理費節減効果

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)
廃棄物処理費	①		t	事業計画資料より
処理単価	②		円/t	事業計画資料より
廃棄物処理節減効果額	③=①×②		千円/年	

注1：生ゴミ、食品残さを一体的に処理する場合に算出すること。

注2：処理単価は、実地地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(ス) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果計

(単位：千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位：千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト節減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 物流合理化効果	
オ 副産物産出効果	
カ 生産力維持効果	
キ 被害防止生産安定効果	
ク 雇用創出効果	
ケ 地域関連産業波及効果	
コ 有機物生産量増加効果	

サ 地域生活環境改善効果	
シ 廃棄物処理費節減効果	
ス その他効果	
合 計	

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業小計Ⅰ				
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他(設計書、工事雑費)Ⅲ				
合 計 (Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ)				
		②' 工事費計	③' 年工事費計	
総合耐用年数=②' /③' =			年	

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	

(4) 投資効果の総括

区 分	
①総事業費	千円
うち整備事業に係るもの	千円
うち推進事業に係るもの	千円
②年総効果額	千円/年
(増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。))と	千円/年(本事業の総事業費)

一体的に施行する場合の補正)	本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)	
③総合耐用年数	年	
④還元率		
⑤妥当投資額 ②/④	千円	割引率 0.04
⑥廃用損失額	千円	
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①		

整備事業における配分基準について

1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2 のとおりとする。

メニュー	施設等	類別													
		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
土地利用型作物（稲） （新規需要米を除く。 以下同じ。）	育苗施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	乾燥調製施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	農産物処理加工施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	集出荷貯蔵施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	産地管理施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	生産技術高度化施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
土地利用型作物（新規 需要米） （新規需要米は、輸出 用米など新市場等を 開拓する米をいう。以 下同じ。）	育苗施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	乾燥調製施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	農産物処理加工施設	A12	A13	A17											
	集出荷貯蔵施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	産地管理施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	用土等供給施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	生産技術高度化施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	種子・種苗生産関連施設	A12	A13	A14	A15	A16									
有機物処理・利用施設	A12	A13	A18												
土地利用型作物（麦）	乾燥調製施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	農産物処理加工施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B9	B10					
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	産地管理施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B9	B10					
	生産技術高度化施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9	B10				
	土地利用型作物（豆 類）	乾燥調製施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7						
穀類乾燥調製貯蔵施設		C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
農産物処理加工施設		C1	C2	C3	C7	C8	C9								
集出荷貯蔵施設		C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
産地管理施設		C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
生産技術高度化施設		C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
土地利用型作物（子実 用とうもろこし）	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	集出荷貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	産地管理施設	D1	D2	D3	D4	D5									
土地利用型作物（稲、 麦（大麦、裸麦及び小 麦をいう。以下同じ。） 及び豆類（大豆、雑豆 及び落花生をいう。以 下同じ。）の種子）	乾燥調製施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			
	種子・種苗生産関連施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			

畑作物・地域特産物 (いも類)	育苗施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F12	F13			
	産地管理施設	F1	F2	F3	F7	F6	F9	F10	F11	F12	F13				
	農産物処理加工施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F12	F13			
	集出荷貯蔵施設	F1	F2	F3	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13				
	農作物被害防止施設	F1	F2	F9	F10	F11	F12	F13							
	種子種苗生産関連施設	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	
	生産技術高度化施設	F1	F2	F3	F7	F8	F9	F12	F13						
	有機物処理・利用施設	F4	F5	F6	F7	F9	F10	F11							
畑作物・地域特産物 (甘味資源作物)	育苗施設	G1	G2	G3	G4	G6									
	農産物処理加工施設	G1	G2	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10					
	集出荷貯蔵施設のうちのん菜物 流合理化のための中間貯蔵施設	G5	G6	G7	G8	G9									
	農作物被害防止施設	G1	G2	G3	G4	G5	G6								
	種子種苗生産関連施設	G1	G2	G3	G4	G5									
	生産技術高度化施設	G1	G2	G3	G5	G6									
	有機物処理・利用施設	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G8	G9	G10					
	畑作物・地域特産物 (茶)	農産物処理加工施設のうち荒茶 加工機	H3	H5	H7	H11	H12	H14	H16	H17	H19				
農産物処理加工施設のうち仕上 茶加工機		H1	H7	H8	H11	H12	H14	H16	H17	H19					
集出荷貯蔵施設		H4	H7	H9	H13	H14	H16	H17							
産地管理施設		H1	H2	H6	H7	H10	H14	H15							
生産技術高度化施設のうち栽培 管理支援施設		H1	H2	H6	H7	H10	H14	H15							
農作物被害防止施設のうち防霜 施設、病害虫防除施設		H2	H3	H6	H7	H8	H14	H15	H18	H19					
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	育苗施設	I1	I2	I3	I4	I6									
	乾燥調製施設	I1	I2	I3	I4	I6									
	農産物処理加工施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	集出荷貯蔵施設	I1	I2	I3	I4	I6									
	産地管理施設	I1	I2	I3	I4	I5	I6								
	生産技術高度化施設	I1	I2	I3	I4	I6									
畑作物・地域特産物 (その他)	育苗施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	乾燥調製施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	農産物処理加工施設	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J11	J12						
	集出荷貯蔵施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J8	J10						
	産地管理施設	J1	J2	J3	J4	J5	J7	J9	J10						
	生産技術高度化施設	J1	J2	J3	H4	J5	J7	J9	J10						
果樹	育苗施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	農産物処理加工施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	集出荷貯蔵施設	K1	K2	K3	K5	K6	K7	K8	K9	K13					
	産地管理施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K9	K12					
	農作物被害防止施設	K2	K7	K8	K9	K10	K11	K12							
	生産技術高度化施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12	K13	K14		
	種子種苗生産関連施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
	有機物処理・利用施設	K1	K2	K4	K5	K6	K7								

	農業廃棄物処理施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12						
野菜	育苗施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11							
	農産物処理加工施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8								
	集出荷貯蔵施設	L1	L2	L4	L5	L6	L7	L8	L12								
	産地管理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11							
	農作物被害防止施設	L2	L6	L7	L9	L10	L11										
	生産技術高度化施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11	L12	L13					
	種子種苗生産関連施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11							
	有機物処理・利用施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6										
	農業廃棄物処理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11							
花き	育苗施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11							
	農産物処理加工施設	M1	M2	M3	M5	M6	M7	M8									
	集出荷貯蔵施設	M1	M2	M4	M5	M6	M7	M8									
	産地管理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M9							
	用土等供給施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8								
	農作物被害防止施設	M2	M6	M8	M9	M10	M11										
	生産技術高度化施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11	M12	M13					
	種子種苗生産関連施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11							
	有機物処理・利用施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7									
農業廃棄物処理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11								
環境保全型農業 (注) 1	育苗施設	N2	N3														
	用土等供給施設	N1	N2														
	農作物被害防止施設	N2	N3														
	種子種苗生産関連施設	N2	N3														
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	N1	N2														
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	N1	N2	N4													
国産原材料サプライ チェーン構築 (注) 2 (注) 3	育苗施設	01	02														
	乾燥調製施設	01	02														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	01	02														
	農産物処理加工施設	01	02														
	集出荷貯蔵施設	01	02														
	産地管理施設	01	02														
	農作物被害防止施設	01	02														
	生産技術高度化施設	01	02														
	種子種苗生産関連施設	01	02														
青果物広域流通システム構築(注) 4	集出荷貯蔵施設	03															
農畜産物輸出に向けた体制整備(注) 5	耕種作物産地基幹施設整備	04	05	06													

(注) 1：環境保全型農業の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、類別 N4 を必須とし、類別 N1 又は N2 の中から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

2：新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する場合、「協働事業計画」の到達目標に「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均 3 ポイント以上増加」を設定している場合に限り、「国産原材料サプライチェーン構築」又は「青果物広域流通システム構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。





	①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合・・・5ポイント	
	②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合・・・3ポイント	
A1	<p>・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上・・・10ポイント  25ポイント以上・・・8ポイント  20ポイント以上・・・6ポイント  15ポイント以上・・・4ポイント  10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10.0%以上。</p> <p>40.0%以上・・・5ポイント  32.5%以上・・・4ポイント  25.0%以上・・・3ポイント  17.5%以上・・・2ポイント  10.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について</p> <p>① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・5ポイント  ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・4ポイント  ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・3ポイント  ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・2ポイント  ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A5の現況値を選択することはできない。</p>
A2	<p>・10a 当たり物財費を1%以上削減。</p> <p>8%以上・・・10ポイント  6%以上・・・8ポイント  4%以上・・・6ポイント  2%以上・・・4ポイント  1%以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の10a 当たり物財費について</p> <p>都道府県平均値より15%以上下回る場合  ・・・5ポイント</p> <p>都道府県平均値より10%以上下回る場合  ・・・4ポイント</p> <p>都道府県平均値より5%以上下回る場合  ・・・3ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合  ・・・3ポイント</p>
A3	<p>・10a 当たり労働時間を10%以上削減。</p> <p>26%以上・・・10ポイント  22%以上・・・8ポイント  18%以上・・・6ポイント  14%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の10a 当たり労働時間について</p> <p>都道府県平均値より30%以上下回る場合  ・・・5ポイント</p> <p>都道府県平均値より20%以上下回る場合  ・・・4ポイント</p> <p>都道府県平均値より10%以上下回る場合  ・・・3ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合  ・・・3ポイント</p>
A4	<p>・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、事業実施年度の前（又は前5中3）より改善されているとともに、</p>	<p>・品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、事業実施年度の前（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。</p> <p>0.8ポイント以上・・・5ポイント  0.6ポイント以上・・・4ポイント</p>

	<p>タンパク値 (%) について分析結果が0.1ポイント以上低下。</p> <p>0.8ポイント以上 . . . . . 5 ポイント</p> <p>0.6ポイント以上 . . . . . 4 ポイント</p> <p>0.4ポイント以上 . . . . . 3 ポイント</p> <p>0.2ポイント以上 . . . . . 2 ポイント</p> <p>0.1ポイント以上 . . . . . 1 ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>(a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち4つの項目に反映する場合 . . . 5 ポイント</p> <p>3つの項目に反映する場合 . . . 4 ポイント</p> <p>2つの項目に反映する場合 . . . 3 ポイント</p> <p>1つの項目に反映する場合 . . . 2 ポイント</p>	<p>0.4ポイント以上 . . . . . 3 ポイント</p> <p>0.2ポイント以上 . . . . . 2 ポイント</p> <p>0.1ポイント以上 . . . . . 1 ポイント</p>
A5	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする)</p> <p>25ポイント以上 . . . . . 10ポイント</p> <p>20ポイント以上 . . . . . 8 ポイント</p> <p>15ポイント以上 . . . . . 6 ポイント</p> <p>10ポイント以上 . . . . . 4 ポイント</p> <p>5ポイント以上 . . . . . 2 ポイント</p>	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。</p> <p>38.0%以上 . . . . . 5 ポイント</p> <p>29.8%以上 . . . . . 4 ポイント</p> <p>21.5%以上 . . . . . 3 ポイント</p> <p>13.3%以上 . . . . . 2 ポイント</p> <p>5.0%以上 . . . . . 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について、</p> <p>① 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに90%以上 . . . 5 ポイント</p> <p>② 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに80%以上 . . . 4 ポイント</p> <p>③ 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに70%以上 . . . 3 ポイント</p> <p>④ 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦ともに70%以上 . . . . . 2 ポイント</p> <p>⑤ 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)で70%以上 . . . . . 1 ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A1の現況値を選択することはできない。</p>
A6	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積(有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上増加又は増加した結果取り組む面積の割合が100%に到達 . . . . . 10ポイント</p> <p>30ポイント以上 . . . . . 8 ポイント</p> <p>15ポイント以上 . . . . . 6 ポイント</p> <p>10ポイント以上 . . . . . 4 ポイント</p> <p>1ポイント以上 . . . . . 2 ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A7の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。</p> <p>60%以上 . . . . . 5 ポイント</p> <p>50%以上 . . . . . 4 ポイント</p> <p>40%以上 . . . . . 3 ポイント</p> <p>30%以上 . . . . . 2 ポイント</p> <p>25%以上 . . . . . 1 ポイント</p>
A7	<p>・以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者( (1) から (4) までの認定等を受けている農業者の合計) の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>(1) 有機JAS認定</p> <p>(2) 特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証</p> <p>(3) 環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(4) 特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>50ポイント以上 . . . . . 10ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。</p> <p>35%以上 . . . . . 5 ポイント</p> <p>20%以上 . . . . . 4 ポイント</p> <p>10%以上 . . . . . 3 ポイント</p> <p>5%以上 . . . . . 2 ポイント</p> <p>1%以上 . . . . . 1 ポイント</p>

	<p>40ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  25ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別A6の成果目標を選択することはできない。</p>	
A8	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  8ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  7ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・・・ 10ポイント  4割以上削減・・・・・・・・・・ 8ポイント  3割以上削減・・・・・・・・・・ 6ポイント  2割以上削減・・・・・・・・・・ 4ポイント  1割以上削減・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上。</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  70%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  60%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  50%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  40%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A9の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
A9	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合  ・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合  ・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合  ・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
A10	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、</p>

	<p>多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント</p>	<p>多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント</p>
A11	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密植育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密植育苗の導入面積の割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント</p>
土地利用型作物（新規需要米）	<p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <p>・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・・5ポイント</p> <p>・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・・3ポイント</p> <p>・事業対象作物について、GAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等をいう。以下同じ。）を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の②を選択する場合は、本項目は選べない）</p> <p>①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合・・・・5ポイント</p> <p>②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合・・・・3ポイント</p>	
A12	<p>・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。</p> <p>8.0%以上・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※）・・・・5ポイント</p> <p>※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p>
A13	<p>・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・3ポイント 25ポイント以上・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>50%以上・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・・5ポイント</p>

	<p>目に新たに取り組む場合</p> <p>(a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>(a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>(a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A18の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。</p> <p>※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p>
A14	<p>・新規需要米の10a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。</p> <p>85.0%以下・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>87.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>90.0%以下・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>92.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>95.0%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A16の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の水稲について</p> <p>10a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>10a 当たり物財費が都道府県平均値を8%以上下回る場合・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10a 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、</p> <p>2つ以上に取り組んでいる場合・・2ポイント</p> <p>1つに取り組んでいる場合・・・・1ポイント</p>
A15	<p>・新規需要米の10a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。</p> <p>65%以下・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>70%以下・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>75%以下・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>80%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>85%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の水稲について</p> <p>10a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>10a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、</p> <p>2つ以上に取り組んでいる場合・・2ポイント</p> <p>1つに取り組んでいる場合・・・・1ポイント</p>
A16	<p>・新規需要米の60kg 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。</p> <p>85.0%以下・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>87.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>90.0%以下・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>92.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>95.0%以下・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A14の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の水稲について</p> <p>60kg 当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>60kg 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、</p> <p>2つ以上に取り組んでいる場合・2ポイント</p> <p>1つに取り組んでいる場合・・・・1ポイント</p>
A17	<p>・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当りに換算）が50%以上増加。</p> <p>150%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>125%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>75%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について</p> <p>前年から増加・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>取組開始年から増加・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・・・・・・・・3ポイント</p>

	<p>A18</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平均単収に対して105%以上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>125%以上・・・10ポイント</li> <li>120%以上・・・8ポイント</li> <li>115%以上・・・6ポイント</li> <li>110%以上・・・4ポイント</li> <li>105%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A13の成果目標を選択することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種（※1）によって行われている割合が20%以上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>100%・・・5ポイント</li> <li>80%以上・・・4ポイント</li> <li>60%以上・・・3ポイント</li> <li>40%以上・・・2ポイント</li> <li>20%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>又は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・5ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平均単収より概ね1割以上高い品種。</p> <p>※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p>
<p>土地利用型作物（麦）</p>	<p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施地区において、施設の利用期間の異なる複数品種又は麦種による作付体系へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合。なお、この場合、作付面積比率が5ポイント以上上昇することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・5ポイント</li> </ul> </li> <li>※作付面積比率=A/B <ul style="list-style-type: none"> <li>A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計</li> <li>B：事業実施地区における麦作付面積</li> </ul> </li> <li>事業対象作物について、JGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合・・・5ポイント</li> <li>事業実施地区において、新たに品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている技術等に2つ以上取り組む場合・・・3ポイント</li> </ul>	
	<p>B1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>25%以上・・・10ポイント</li> <li>20%以上・・・8ポイント</li> <li>15%以上・・・6ポイント</li> <li>10%以上・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>25%以上・・・5ポイント</li> <li>20%以上・・・4ポイント</li> <li>15%以上・・・3ポイント</li> <li>10%以上・・・2ポイント</li> <li>5%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>
	<p>B2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>11ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>8ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>7ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>80%以上・・・5ポイント</li> <li>60%以上・・・4ポイント</li> <li>40%以上・・・3ポイント</li> <li>30%以上・・・2ポイント</li> <li>20%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul>
	<p>B3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を3%以上削減。 <ul style="list-style-type: none"> <li>7%以上・・・10ポイント</li> <li>6%以上・・・8ポイント</li> <li>5%以上・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近年の10a又は60kg当たり物財費について都道府県平均値を15%以上下回る場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・5ポイント</li> </ul> </li> <li>都道府県平均値を10%以上下回る場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・4ポイント</li> </ul> </li> <li>都道府県平均値を5%以上下回る場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・3ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p> <p>又は、</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul>
B4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における10a当たり労働時間を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の10a当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</li> <li>又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul>
B5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・5ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・4ポイント 3.4ポイント以内・・・・・・・・3ポイント 4.3ポイント以内・・・・・・・・2ポイント 5.2ポイント以内・・・・・・・・1ポイント</li> <li>・パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・・・・・・5ポイント 1.5ポイント以内・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・3ポイント 3.6ポイント以内・・・・・・・・2ポイント 4.6ポイント以内・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
B6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対するパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。 25%以上・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・4ポイント 17%以上・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・2ポイント 9%以上・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
B7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20.0ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15.0ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。 80%以上・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
B8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の</li> </ul>

		<p>中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>平均単収に対して101%以上。</p> <p>107.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>105.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>104.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>102.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>101.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	B9	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向上。</p> <p>15.0ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12.5ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>7.5ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5.0ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</p> <p>・事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4割以上削減・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3割以上削減・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2割以上削減・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1割以上削減・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>75%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>65%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。</p> <p>5つ以上取り組んでいる場合・5ポイント</p> <p>3つ以上取り組んでいる場合・3ポイント</p> <p>1つ以上取り組んでいる場合・1ポイント</p> <p>・病害虫耐性の強い新品種への転換</p> <p>・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成</p> <p>・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映</p> <p>・弾丸暗きょ施工等排水対策の徹底</p> <p>・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化</p> <p>・赤かび病等の防除の徹底</p> <p>・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組</p>
	B10	<p>・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された麦類の品種（麦類の品種を作付けたことがある場合にあっては、直近において作付けされた品種より後に育成されたものに限る。）をいう。</p>	<p>・麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>2.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
土地利用型作物（豆類）	C1	<p>・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2等）比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1、2等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</p> <p>・事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4割以上削減・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3割以上削減・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2割以上削減・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1割以上削減・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率（前7中5）が40%以上。</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>55%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>45%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。</p> <p>5つ以上取り組んでいる場合・5ポイント</p> <p>3つ以上取り組んでいる場合・3ポイント</p> <p>1つ以上取り組んでいる場合・1ポイント</p> <p>・病害虫耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換</p> <p>・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成</p> <p>・実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾丸暗きょ施工等の排水対策の徹底</li> <li>・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化</li> <li>・雑草防除や中耕培土等の雑草対策</li> <li>・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組</li> </ul>
C2	<p>・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始前年（直近7中5）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。）</p> <p>15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。</p> <p>30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p>又は、安定取引のため、以下の取組を新たに1つ以上実施。</p> <p>①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること）</p> <p>②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組</p> <p>3つ以上・・・5ポイント 2つ以上・・・3ポイント 1つ以上・・・1ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率（直近7中5）（入札取引数量を除く。）が全国平均値（直近7中5）と比較して3ポイント以上高い。</p> <p>15ポイント以上・・・5ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 9ポイント以上・・・3ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント 3ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>又は、安定取引のため、以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること）</p> <p>②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組</p> <p>3つ以上・・・5ポイント 2つ以上・・・3ポイント 1つ以上・・・1ポイント</p>
C3	<p>・豆類の単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。</p> <p>127.0%以上・・・5ポイント 120.8%以上・・・4ポイント 114.5%以上・・・3ポイント 108.3%以上・・・2ポイント 102.0%以上・・・1ポイント</p>
C4	<p>・豆類の作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。</p> <p>45%以上・・・5ポイント 35%以上・・・4ポイント 25%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
C5	<p>・豆類の10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。</p> <p>22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。</p> <p>22%以上・・・5ポイント 18%以上・・・4ポイント 14%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント</p>

		<p>6%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、豆類の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul>
C6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の10 a 当たり労働時間を7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>13%以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>13%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>9%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>7%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
C7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
C8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>45%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>40%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>35%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>30%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>
C9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</li> <li>28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</li> <li>26ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</li> <li>24ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>22ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。 70%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>67%以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>64%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>61%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>58%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</li> <li>15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul>

土地利用型作物（子実用とうもろこし）	D1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付面積が事業開始前年と比較して5%以上増加。 25%以上・・・10ポイント</li> <li>20%以上・・・8ポイント</li> <li>15%以上・・・6ポイント</li> <li>10%以上・・・4ポイント</li> <li>5%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年（複数年平均）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・5ポイント</li> <li>8%以上・・・4ポイント</li> <li>6%以上・・・3ポイント</li> <li>4%以上・・・2ポイント</li> <li>2%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	D2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単収が事業開始前年と比較して2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における直近（複数年）の平均単収が地域の平均単収と比較して1%以上高い。 5%以上・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	D3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※既存の作付品種より以下のいずれかが優れていること。</li> <li>・子実収量が高い品種</li> <li>・耐倒伏性の高い品種</li> <li>・既存の作付品種より後に育成された品種（子実用とうもろこしの栽培にとっての合理的な理由が明確であること） 35ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>30ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>25ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>20ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>15ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・5ポイント</li> <li>20%以上・・・4ポイント</li> <li>15%以上・・・3ポイント</li> <li>10%以上・・・2ポイント</li> <li>5%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	D4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性を2%以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 10%以上・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して1%以上高い。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 5%以上・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	D5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売金額を3%以上増加。 11%以上増加・・・10ポイント</li> <li>9%以上増加・・・8ポイント</li> <li>7%以上増加・・・6ポイント</li> <li>5%以上増加・・・4ポイント</li> <li>3%以上増加・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売金額が過去（複数年平均）と比較して1%以上増加。 5%以上・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・1ポイント</li> </ul>
土地利用型作物（稲、麦及び豆類の種子）	E1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>12ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>8ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・2ポイント</li> <li>※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90%以上の場合は、以下の成果目標とする。 10ポイント又は合格率が100%・・・10ポイント</li> <li>8ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年・・・5ポイント</li> <li>4年・・・4ポイント</li> <li>3年・・・3ポイント</li> <li>2年・・・2ポイント</li> <li>1年・・・1ポイント</li> </ul>
	E2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産面積が3ha以上増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上。</li> </ul>

	<p>15ha以上・・・10ポイント  12ha以上・・・8ポイント  9ha以上・・・6ポイント  6ha以上・・・4ポイント  3ha以上・・・2ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。  15%以上・・・10ポイント  12%以上・・・8ポイント  9%以上・・・6ポイント  6%以上・・・4ポイント  3%以上・・・2ポイント</p>	<p>15ha以上・・・5ポイント  12ha以上・・・4ポイント  9ha以上・・・3ポイント  6ha以上・・・2ポイント  3ha以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。  15%以上・・・5ポイント  12%以上・・・4ポイント  9%以上・・・3ポイント  6%以上・・・2ポイント  3%以上・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
E3	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。  30%以上・・・10ポイント  25%以上・・・8ポイント  20%以上・・・6ポイント  15%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。  &lt;稲&gt;  35h未満・・・5ポイント  38h未満・・・4ポイント  41h未満・・・3ポイント  44h未満・・・2ポイント  47h未満・・・1ポイント  &lt;麦&gt;  6.0h未満・・・5ポイント  6.5h未満・・・4ポイント  7.0h未満・・・3ポイント  7.5h未満・・・2ポイント  8.0h未満・・・1ポイント  &lt;大豆&gt;  12h未満・・・5ポイント  13h未満・・・4ポイント  14h未満・・・3ポイント  15h未満・・・2ポイント  16h未満・・・1ポイント</p>
E4	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減。  30%以上・・・10ポイント  25%以上・・・8ポイント  20%以上・・・6ポイント  15%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満。  &lt;稲&gt;  79,800円未満・・・5ポイント  84,850円未満・・・4ポイント  89,900円未満・・・3ポイント  94,950円未満・・・2ポイント  100,000円未満・・・1ポイント  &lt;麦&gt;  45,000円未満・・・5ポイント  48,000円未満・・・4ポイント  50,000円未満・・・3ポイント  53,000円未満・・・2ポイント  55,000円未満・・・1ポイント  &lt;大豆&gt;  35,000円未満・・・5ポイント  38,000円未満・・・4ポイント  40,000円未満・・・3ポイント  43,000円未満・・・2ポイント  45,000円未満・・・1ポイント</p>
E5	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。</p>	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。</p>

	<p>5ポイント以上又は種子更新率が100%  .....10ポイント</p> <p>4ポイント以上.....8ポイント</p> <p>3ポイント以上.....6ポイント</p> <p>2ポイント以上.....4ポイント</p> <p>1ポイント以上.....2ポイント</p>	<p>5年.....5ポイント</p> <p>4年.....4ポイント</p> <p>3年.....3ポイント</p> <p>2年.....2ポイント</p> <p>1年.....1ポイント</p>
E6	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。</p> <p>10%以上.....10ポイント</p> <p>8%以上.....8ポイント</p> <p>6%以上.....6ポイント</p> <p>4%以上.....4ポイント</p> <p>2%以上.....2ポイント</p>	<p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合2%以上。</p> <p>10%以上.....5ポイント</p> <p>8%以上.....4ポイント</p> <p>6%以上.....3ポイント</p> <p>4%以上.....2ポイント</p> <p>2%以上.....1ポイント</p>
E7	<p>・①から③までのうちいずれかひとつの取組を選択する。</p> <p>①稲、麦及び豆類の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。</p> <p>10歳以上.....10ポイント</p> <p>8歳以上.....8ポイント</p> <p>6歳以上.....6ポイント</p> <p>4歳以上.....4ポイント</p> <p>2歳以上.....2ポイント</p> <p>②稲、麦及び豆類の種子生産者を2名以上増加させる。</p> <p>10名以上.....10ポイント</p> <p>8名以上.....8ポイント</p> <p>6名以上.....6ポイント</p> <p>4名以上.....4ポイント</p> <p>2名以上.....2ポイント</p> <p>③稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。</p> <p>15ha以上.....10ポイント</p> <p>12ha以上.....8ポイント</p> <p>9ha以上.....6ポイント</p> <p>6ha以上.....4ポイント</p> <p>3ha以上.....2ポイント</p>	<p>・①から④までのうちいずれかひとつの取組を選択する。</p> <p>①稲、麦及び豆類の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。</p> <p>55歳未満.....5ポイント</p> <p>60歳未満.....3ポイント</p> <p>65歳未満.....1ポイント</p> <p>②種子更新率が現状において70%以上。</p> <p>90%以上.....5ポイント</p> <p>80%以上.....3ポイント</p> <p>70%以上.....1ポイント</p> <p>③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。</p> <p>3県以上.....5ポイント</p> <p>2県以上.....3ポイント</p> <p>1県以上.....1ポイント</p> <p>④稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。</p> <p>9ポイント以上.....5ポイント</p> <p>6ポイント以上.....3ポイント</p> <p>3ポイント以上.....1ポイント</p>
E8	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上.....10ポイント</p> <p>4ポイント以上.....8ポイント</p> <p>3ポイント以上.....6ポイント</p> <p>2ポイント以上.....4ポイント</p> <p>1ポイント以上.....2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上.....5ポイント</p> <p>4ポイント以上.....4ポイント</p> <p>3ポイント以上.....3ポイント</p> <p>2ポイント以上.....2ポイント</p> <p>1ポイント以上.....1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合.....5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上.....5ポイント</p> <p>4%以上.....4ポイント</p> <p>3%以上.....3ポイント</p> <p>2%以上.....2ポイント</p> <p>1%以上.....1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合.....5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合.....3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>

		<p>・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※(国研)農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種(若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。</p>	
	E9	<p>・事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	E10	<p>・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	E11	<p>・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上増加又は増加した結果複数年契約を結んでいる割合が100%</p> <p>・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
畑作物・地域特産物(いも類)	F1	<p>【でん粉原料用以外】</p> <p>・販売金額を4.8%以上増加。</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 19.2%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14.4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。</p> <p>12.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	F2	<p>【でん粉原料用以外】</p> <p>・販売数量を4%以上増加。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	F3	<p>【でん粉原料用以外】</p> <p>・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。</p> <p>14.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・契約取引割合が22.4%以上。</p> <p>45.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	F4	<p>【でん粉原料用】</p> <p>・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価(全用途の加重平均)を2.2%以上増加。</p>	<p>・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価(全用途の加重平均)が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。</p>

	11.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	5.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F5	<b>【でん粉原料用】</b> ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・1ポイント
F6	<b>【でん粉原料用】</b> ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F7	<b>【共通】</b> ・10a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F8	<b>【共通】</b> ・10a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F9	<b>【共通】</b> ・10a 当たり単収を2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
F10	<b>【共通】</b> ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・10ポイント 2.7%以下・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以下・・・・・・・・・・6ポイント 6.3%以下・・・・・・・・・・4ポイント 8.1%以下・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・5ポイント 5.4%以下・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 12.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 16.2%以下・・・・・・・・・・1ポイント
F11	<b>【共通】</b> ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・1ポイント

	F12	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。</li> <li>※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあつては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。</li> <li>20ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>13ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。</li> <li>40ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>38ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>36ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>33ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>30ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。</li> <li>40%以上・・・5ポイント</li> <li>32%以上・・・4ポイント</li> <li>26%以上・・・3ポイント</li> <li>18%以上・・・2ポイント</li> <li>10%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	F13	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</li> <li>・事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</li> <li>5割以上削減・・・10ポイント</li> <li>4割以上削減・・・8ポイント</li> <li>3割以上削減・・・6ポイント</li> <li>2割以上削減・・・4ポイント</li> <li>1割以上削減・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。</li> <li>・事業実施年度の直近7中5平均の値が</li> <li>1.0%以下・・・5ポイント</li> <li>1.5%以下・・・4ポイント</li> <li>2.0%以下・・・3ポイント</li> <li>2.5%以下・・・2ポイント</li> <li>3.0%以下・・・1ポイント</li> </ul>
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	G1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。</li> <li>10%以上・・・10ポイント</li> <li>8%以上・・・8ポイント</li> <li>6%以上・・・6ポイント</li> <li>4%以上・・・4ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。</li> <li>5%以上・・・5ポイント</li> <li>4%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	G2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。</li> <li>5%以上・・・10ポイント</li> <li>4%以上・・・8ポイント</li> <li>3%以上・・・6ポイント</li> <li>2%以上・・・4ポイント</li> <li>1%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。</li> <li>3.0%以上・・・5ポイント</li> <li>2.5%以上・・・4ポイント</li> <li>2.0%以上・・・3ポイント</li> <li>1.5%以上・・・2ポイント</li> <li>1.0%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	G3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。</li> <li>※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。</li> <li>25ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>20ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>15ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・4ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。</li> <li>40%以上・・・5ポイント</li> <li>35%以上・・・4ポイント</li> <li>30%以上・・・3ポイント</li> <li>20%以上・・・2ポイント</li> <li>10%以上・・・1ポイント</li> </ul>



	<p>5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>45ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	
G4	<p>・糖度が1%以上上昇。</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>2.5%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1.0%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>2.5%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2.0%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
G5	<p>【てん菜】</p> <p>・10a 当たり労働時間を3%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>【さとうきび】</p> <p>・10a 当たり労働時間を6%以上削減。</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>14.5%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>14.0%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における10a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり労働時間に対して1%以上短い。</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>2.5%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2.0%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
G6	<p>・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。</p> <p>40%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
G7	<p>・トン当たり製造コストを2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。</p> <p>5%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
G8	<p>・事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を6ポイント以上増加</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>24ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>18ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を3ポイント以上増加</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p>
G9	<p>・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>24ポイント以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>18ポイント以上・・・・・・・・6ポイント</p>	<p>・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合が3%以上</p> <p>15%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・3ポイント</p>

		<p>12ポイント以上・・・4ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合を2ポイント以上増加 15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※ただし、栽培面積のうち、現状のたい肥等有機物の活用面積割合が50%以上の地域にあつては1ポイント以上増加 7.5ポイント以上・・・10ポイント 6.0ポイント以上・・・8ポイント 4.5ポイント以上・・・6ポイント 3.0ポイント以上・・・4ポイント 1.5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p> <p>・事業実施地区における栽培面積のうち、たい肥等有機物の活用面積割合が2%以上 10%以上・・・5ポイント 8%以上・・・4ポイント 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント</p>
	G10	<p>・労働生産性を2%以上向上。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して1%以上高い。 (労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間) 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
畑作物・地域特産物（茶）	H1	<p>・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p>	<p>・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上。 38.0%以上・・・5ポイント 29.3%以上・・・4ポイント 20.5%以上・・・3ポイント 11.8%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント</p>
	H2	<p>・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。（なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 33以上・・・10ポイント 27以上・・・8ポイント 20以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上。 40ポイント以上・・・5ポイント 32ポイント以上・・・4ポイント 24ポイント以上・・・3ポイント 15ポイント以上・・・2ポイント 7ポイント以上・・・1ポイント</p>
	H3	<p>・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して5%</p>	<p>・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が3%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント</p>

	<p>以上増加。(なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。)</p> <p>22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p>	<p>5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p>
H4	<p>・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。(なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>12%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント</p>	<p>・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
H5	<p>・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。(なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>44%以上・・・10ポイント 36%以上・・・8ポイント 27%以上・・・6ポイント 18%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・5ポイント 41以下・・・4ポイント 43以下・・・3ポイント 45以下・・・2ポイント 47以下・・・1ポイント</p>
H6	<p>・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。(なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。)</p> <p>24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 16%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 8%以上・・・2ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・10a当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10a当たりの単収に対して8%以上増加。(なお、単収被害とは、災害等により10a当たりの単収が5%以上低下した被害とする。)</p> <p>24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 16%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 8%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 4%以上・・・1ポイント</p> <p>※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10a当たりの単収の増加率が4%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 4%以上・・・1ポイント</p>
H7	<p>・契約取引量指数を直近値より7以上増加。(なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。)</p> <p>35以上・・・10ポイント 28以上・・・8ポイント 21以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント</p>	<p>・契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・5ポイント 33以上・・・4ポイント 25以上・・・3ポイント 16以上・・・2ポイント 7以上・・・1ポイント</p>
H8	<p>・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。(ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。)</p> <p>40以上・・・10ポイント</p>	<p>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・5ポイント 20以上・・・4ポイント 15以上・・・3ポイント 10以上・・・2ポイント</p>

	<p>33以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  25以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  18以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  10以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>5以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
H9	<p>・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。(なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。)</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  11%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  8%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加(なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引幹旋時間当りに換算した値とする。)</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  11%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  8%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
H10	<p>・10a 当たり生産コスト(費用合計)を直近値の6%以上低減。</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  15%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  12%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  9%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。</p> <p>34%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  29%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  24%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  19%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  14%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・10a 当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率が3%以上。</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。</p> <p>17%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  12%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  7%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
H11	<p>・産物1kg当たり燃油量を直近値の2%以上低減。(なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。)</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  12%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  9%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・産物1kg当たり燃油量の過去3年間の低減率が1%以上。(なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。)</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  4%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
H12	<p>・産物1kg当たり労働時間を直近値の2%以上低減。(なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。)</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  8%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・産物1kg当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。(なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。)</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
H13	<p>・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。(ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>23%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  18%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p>	<p>・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  9%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>

	<p>13%以上・・・6ポイント 7%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>4%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
H14	<p>・主要品種指数を直近値の2%以上低減。(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>34%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の主要品種指数が75以下。</p> <p>50以下・・・5ポイント 56以下・・・4ポイント 63以下・・・3ポイント 69以下・・・2ポイント 75以下・・・1ポイント</p>
H15	<p>・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。(なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>22以上・・・10ポイント 17以上・・・8ポイント 12以上・・・6ポイント 7以上・・・4ポイント 2以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。</p> <p>24以上・・・5ポイント 19以上・・・4ポイント 13以上・・・3ポイント 8以上・・・2ポイント 2以上・・・1ポイント</p>
H16	<p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。(なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント</p> <p>※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H17の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近の仕向先多様化指数が13以上。</p> <p>35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント</p>
H17	<p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。(なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント</p> <p>※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H16の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・直近の主要茶種指数が66以下。</p> <p>50以下・・・5ポイント 54以下・・・4ポイント 58以下・・・3ポイント 62以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント</p>
H18	<p>・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。</p> <p>100%・・・10ポイント 80%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント 40%以上・・・4ポイント 20%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満</p> <p>1%未満・・・5ポイント 5%未満・・・4ポイント 9%未満・・・3ポイント 14%未満・・・2ポイント 19%未満・・・1ポイント</p>
H19	<p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント</p>	<p>・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。</p> <p>5ポイント以上・・・5ポイント</p>

		8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域 特産物（いぐ さ・畳表）	I1	・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	I2	・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2.4ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	I3	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 6%以上・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	I4	・一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント	・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	I5	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	I6	・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 21ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域 特産物（その他）	J1	・契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・・・・・・5ポイント 52.5%以上・・・・・・・・4ポイント 45.0%以上・・・・・・・・3ポイント 37.5%以上・・・・・・・・2ポイント 30.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	J2	・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加。

	<p>50%以上・・・10ポイント  40%以上・・・8ポイント  30%以上・・・6ポイント  20%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別I2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>50%以上・・・5ポイント  40%以上・・・4ポイント  30%以上・・・3ポイント  20%以上・・・2ポイント  10%以上・・・1ポイント</p>
J3	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取り組む農家戸数が10%以上増加</p> <p>50%以上・・・10ポイント  40%以上・・・8ポイント  30%以上・・・6ポイント  20%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別I1の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。</p> <p>50%以上・・・5ポイント  40%以上・・・4ポイント  30%以上・・・3ポイント  20%以上・・・2ポイント  10%以上・・・1ポイント</p>
J4	<p>・10 a 当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減。</p> <p>17%以上・・・10ポイント  14%以上・・・8ポイント  11%以上・・・6ポイント  8%以上・・・4ポイント  5%以上・・・2ポイント</p> <p>また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）を10%以上削減</p> <p>80%以上・・・10ポイント  60%以上・・・8ポイント  40%以上・・・6ポイント  20%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。</p> <p>86%以下・・・5ポイント  90%以下・・・4ポイント  93%以下・・・3ポイント  97%以下・・・2ポイント  100%以下・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。</p> <p>93%以下・・・5ポイント  97%以下・・・4ポイント  100%以下・・・3ポイント  103%以下・・・2ポイント  107%以下・・・1ポイント</p> <p>・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。</p> <p>60.0%以上・・・5ポイント  45.8%以上・・・4ポイント  31.5%以上・・・3ポイント  17.3%以上・・・2ポイント  3.0%以上・・・1ポイント</p>
J5	<p>・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。</p> <p>30%以上・・・10ポイント  25%以上・・・8ポイント  20%以上・・・6ポイント  15%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。</p> <p>72%以下・・・5ポイント  79%以下・・・4ポイント  86%以下・・・3ポイント  93%以下・・・2ポイント  100%以下・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10 a）と比較して114%以下。</p> <p>86%以下・・・5ポイント  93%以下・・・4ポイント  100%以下・・・3ポイント  107%以下・・・2ポイント  114%以下・・・1ポイント</p>
J6	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。</p>

	<p>※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。  ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。  ※こんにゃくいもについては、平成14年以降に育成された品種をいう。  ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。</p> <p>25.0ポイント以上・・・・・・10ポイント  22.5ポイント以上・・・・・・8ポイント  20.0ポイント以上・・・・・・6ポイント  17.5ポイント以上・・・・・・4ポイント  15.0ポイント以上・・・・・・2ポイント</p>	<p>※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。  ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。  ※こんにゃくいもについては、平成14年に育成された品種をいう。  ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。</p> <p>20%以上・・・・・・5ポイント  19%以上・・・・・・4ポイント  18%以上・・・・・・3ポイント  17%以上・・・・・・2ポイント  16%以上・・・・・・1ポイント</p>
J7	<p>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。  10ポイント以上・・・・・・10ポイント  8ポイント以上・・・・・・8ポイント  7ポイント以上・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の搾油歩留まりが25%以上。  37%以上・・・・・・5ポイント  34%以上・・・・・・4ポイント  31%以上・・・・・・3ポイント  28%以上・・・・・・2ポイント  25%以上・・・・・・1ポイント</p>
J8	<p>・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。  13ポイント以上・・・・・・10ポイント  11ポイント以上・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・6ポイント  7ポイント以上・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。  13%以上・・・・・・5ポイント  11%以上・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・3ポイント  7%以上・・・・・・2ポイント  5%以上・・・・・・1ポイント</p>
J9	<p>・単収を8%以上増加。  18.0%以上・・・・・・10ポイント  15.5%以上・・・・・・8ポイント  13.0%以上・・・・・・6ポイント  10.5%以上・・・・・・4ポイント  8.0%以上・・・・・・2ポイント  また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加  30%以上・・・・・・10ポイント  20%以上・・・・・・8ポイント  10%以上・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。  8.0%以上・・・・・・5ポイント  6.5%以上・・・・・・4ポイント  5.0%以上・・・・・・3ポイント  3.5%以上・・・・・・2ポイント  2.0%以上・・・・・・1ポイント  又は、  ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。  85%以上・・・・・・5ポイント  80%以上・・・・・・4ポイント  75%以上・・・・・・3ポイント  70%以上・・・・・・2ポイント  65%以上・・・・・・1ポイント  ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い  62.0%以上・・・・・・5ポイント  47.3%以上・・・・・・4ポイント  32.5%以上・・・・・・3ポイント  17.8%以上・・・・・・2ポイント  3.0%以上・・・・・・1ポイント</p>
J10	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。  ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。  ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。  25.0ポイント以上・・・・・・10ポイント  22.5ポイント以上・・・・・・8ポイント  20.0ポイント以上・・・・・・6ポイント  17.5ポイント以上・・・・・・4ポイント</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。  ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。  ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。  40%以上・・・・・・5ポイント  34%以上・・・・・・4ポイント  28%以上・・・・・・3ポイント  22%以上・・・・・・2ポイント</p>



		15.0ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	16%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	J11	<p>・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。</p> <p>150%以上・・・・・・・・・・10ポイント 125%以上・・・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・・・6ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。</p> <p>※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。</p> <p>112%以上・・・・・・・・・・5ポイント 106%以上・・・・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・・・・・3ポイント 94%以上・・・・・・・・・・2ポイント 88%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	J12	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
果樹	K1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。</p> <p>16.0ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	K2	<p>・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。</p> <p>38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 28.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 19.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	K3	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	K4	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別K6のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別K13のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	K5	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は</p>

	<p>量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を5%以上縮減。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別K6の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別03の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>22.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
K6	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。</p> <p>33%以上・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別K3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
K7	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K14の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。</p> <p>34.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 26.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 18.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
K8	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
K9	<p>・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
K10	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

		<p>16ポイント以上・・・・・・ 8ポイント  13ポイント以上・・・・・・ 6ポイント  9ポイント以上・・・・・・ 4ポイント  5ポイント以上・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。</p>	<p>9ポイント以上・・・・・・ 3ポイント  6ポイント以上・・・・・・ 2ポイント  3ポイント以上・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	K11	<p>・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・・・・ 10ポイント  25%以上・・・・・・ 8ポイント  19%以上・・・・・・ 6ポイント  12%以上・・・・・・ 4ポイント  5%以上・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>40.0%以上・・・・・・ 5ポイント  30.8%以上・・・・・・ 4ポイント  21.5%以上・・・・・・ 3ポイント  12.3%以上・・・・・・ 2ポイント  3.0%以上・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別K12の現況値を選択することはできない。</p>
	K12	<p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・ 10ポイント  16ポイント以上・・・・・・ 8ポイント  13ポイント以上・・・・・・ 6ポイント  9ポイント以上・・・・・・ 4ポイント  5ポイント以上・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K11の成果目標を選択することはできない。  ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・・・・ 5ポイント  12%以上・・・・・・ 4ポイント  9%以上・・・・・・ 3ポイント  6%以上・・・・・・ 2ポイント  3%以上・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別K11の現況値を選択することはできない。</p>
	K13	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・ 10ポイント  12%以上・・・・・・ 8ポイント  9%以上・・・・・・ 6ポイント  6%以上・・・・・・ 4ポイント  3%以上・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・ 5ポイント  12%以上・・・・・・ 4ポイント  9%以上・・・・・・ 3ポイント  6%以上・・・・・・ 2ポイント  3%以上・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	K14	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・・・・ 15ポイント  40%・・・・・・ 12ポイント  30%・・・・・・ 9ポイント  20%・・・・・・ 6ポイント  10%・・・・・・ 3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K7の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>
野菜	L1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・ 10ポイント  12ポイント以上・・・・・・ 8ポイント  9ポイント以上・・・・・・ 6ポイント  6ポイント以上・・・・・・ 4ポイント  3ポイント以上・・・・・・ 2ポイント</p> <p>なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・ 10ポイント  16ポイント以上・・・・・・ 8ポイント  12ポイント以上・・・・・・ 6ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>27%以上・・・・・・ 5ポイント  21%以上・・・・・・ 4ポイント  15%以上・・・・・・ 3ポイント  9%以上・・・・・・ 2ポイント  3%以上・・・・・・ 1ポイント</p>

		8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	L2	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L3	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10a当たり収量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別L5のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別L10及び類別L12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L4	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別L5の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別03の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L5	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・10ポイント 31%以上・・・・・・・・・・8ポイント 21%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別L3の成果	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

	目標を選択することはできない。	
L6	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>33ポイント以上・・・10ポイント 26ポイント以上・・・8ポイント 19ポイント以上・・・6ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加</p> <p>70%以上・・・10ポイント 55%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 25%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L13の成果目標を選択することはできない</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上・・・5ポイント 37.3%以上・・・4ポイント 26.5%以上・・・3ポイント 15.8%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上 (事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。</p> <p>0.70%以上・・・5ポイント 0.59%以上・・・4ポイント 0.48%以上・・・3ポイント 0.37%以上・・・2ポイント 0.26%以上・・・1ポイント</p>
L7	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。</p> <p>49%以上・・・5ポイント 38%以上・・・4ポイント 27%以上・・・3ポイント 16%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>
L8	<p>・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>
L9	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p>
L10	<p>・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 19%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>16.0%以上・・・5ポイント 12.8%以上・・・4ポイント 9.5%以上・・・3ポイント 6.3%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別L11の現況値を選択することはできない。</p>
L11	<p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p>

		<p>15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別L10の成果目標を選択することはできない。  ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、  本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、  類別L10の現況値を選択することはできない。</p>
	L12	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を  3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積  当たりの販売額」を選択した場合は、類別L3の成果目  標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位  収量当たりの販売額が3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年  の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	L13	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%  以上。  50%・・・・・・・・・・15ポイント  40%・・・・・・・・・・12ポイント  30%・・・・・・・・・・9ポイント  20%・・・・・・・・・・6ポイント  10%・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別L6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>
花き	M1	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、  外観品質）の割合を3ポイント以上増加。  15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要  取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上  高い。  20%以上・・・・・・・・・・5ポイント  15%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・3ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	M2	<p>・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次  に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）  の出荷割合を3ポイント以上増加。  ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生  産者に限定して供給している品種  ② 種苗会社又は生産者育成家が育成して当該都道  府県内の特定の生産者に限定して供給している品  種（新たに育成された品種であって、品種登録の  出願公表日から5年以内のものに限る。）  ③ 事業実施主体又はその構成員自らが育成して当  該都道府県内の特定の生産者に限定して供給して  いる品種 ただし、リレー出荷している場合に  あっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定  して供給している品種を含む。  15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナ  ル品種の割合が10%以上。  38%以上・・・・・・・・・・5ポイント  31%以上・・・・・・・・・・4ポイント  24%以上・・・・・・・・・・3ポイント  17%以上・・・・・・・・・・2ポイント  10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	M3	<p>・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の  経営指標の目標値に対して80%以上。  100%以上・・・・・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>

	<p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別M5のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別M12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。</p>	80%以上・・・・・・・・・・1ポイント
M4	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別M5の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
M5	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・10ポイント 30%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
M6	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷額が2億円以上の場合、下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M13の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
M7	<p>・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
M8	<p>・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸</p>

	<p>額の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>出向け割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・5ポイント  20%以上・・・・・・・・4ポイント  15%以上・・・・・・・・3ポイント  10%以上・・・・・・・・2ポイント  5%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	<p>M9</p> <p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・5ポイント  15%以上・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・3ポイント  5%以上・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
	<p>M10</p> <p>・当該品目の10a当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上高い・・・・・・・・10ポイント  25%以上高い・・・・・・・・8ポイント  19%以上高い・・・・・・・・6ポイント  12%以上高い・・・・・・・・4ポイント  5%以上高い・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M3及び類別M11の現況値を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・・・2ポイント  80%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別M11の現況値を選択することはできない。</p>
	<p>M11</p> <p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M10の成果目標を選択することはできない。  ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・・・2ポイント  80%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別M10の現況値を選択することはできない。</p>
	<p>M12</p> <p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
	<p>M13</p> <p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・・・・・・15ポイント  40%・・・・・・・・12ポイント  30%・・・・・・・・9ポイント  20%・・・・・・・・6ポイント  10%・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>
環境保全型農業	<p>N1</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。</p>



		30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	30%以上・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント
	N2	・事業の受益に係る販売農家のうち以下のいずれかの認定等を都道府県等行政機関から受けている農業者（（1）～（4）の認定等を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。 （1）有機JAS認定 （2）特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証 （3）環境負荷低減事業活動実施計画 （4）特定環境負荷低減事業活動実施計画。 50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	○環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が5%以上。 40%以上・・・・・・・・5ポイント 30%以上・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント ○環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・1ポイント
	N3	・販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント	・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	N4	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 55ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・・・・・・5ポイント 7%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
国産原材料サプライチェーン構築	01	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・10ポイント 75%以上・・・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5ポイント以上増加するものとする。	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一體的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・・・・・・5ポイント  ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。

		<p>なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内の出荷量を増加させること、かつ、協議会外へのお荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。</p> <p>50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  38ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  27ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	
	02	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  3.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  3.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・5ポイント  55%以上・・・・・・・・・・4ポイント  50%以上・・・・・・・・・・3ポイント  45%以上・・・・・・・・・・2ポイント  40%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
青果物広域流通システム構築	03	<p>・流通コスト（単位数量当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・10ポイント  16%以上・・・・・・・・・・8ポイント  13%以上・・・・・・・・・・6ポイント  9%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5及び類別L4のうち「流通コスト」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。</p> <p>協議会を組織して取り組んでいる  ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。</p>
農畜産物輸出に向けた体制整備※本成果目標中において、HACCP等認定とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定とする。	04	<p>・以下の①の中の1つを選択するものとする。</p> <p>①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷量又は出荷額の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合（※）</p> <p>20%以上増・・・・・・・・・・10ポイント  15%以上増・・・・・・・・・・8ポイント  10%以上増・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>また、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合（※）</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・10ポイント  4%以上・・・・・・・・・・8ポイント  3%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量（※）</p> <p>10トン以上・・・・・・・・・・10ポイント  9トン以上・・・・・・・・・・9ポイント  8トン以上・・・・・・・・・・8ポイント  7トン以上・・・・・・・・・・7ポイント  6トン以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>※本成果目標を選択する取組主体事業計画は、別記2の第4の5のアの（1）の⑤の産地パワーアップ計画の成果目標との整合性を図ること。</p> <p>・上記に加え、以下の②から⑨までの1つ以上を選択できるものとする。</p> <p>ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <p>②GAP認証等を取得していること・・・1ポイント  ③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・・・・・・・1ポイント  ④輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施すること・・・・・・・・・・1ポイント  ⑤上記の②から④までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・1ポイント</p>	<p>・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。  （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>③GAPについて、以下のいずれかであること  ・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>・GAP認証を取得していること。  ・GAP取得チャレンジシステムに則って生産し、第三者による確認を受けていること。</p> <p>④HACCP等認定を取得していること  ・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>⑤事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント</p> <p>⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・・・1ポイント</p>



		6%以上向上・・・・・・・・・・6ポイント ※成果目標に別記2の第4の5の(1)のアの⑥を設定する場合に選択できるものとする。	10%以上上回る・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上上回る・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上上回る・・・・・・・・・・3ポイント
	P4	受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※整備した施設で製造された資材を施用する面積を算出すること。 ※一つの取組において本成果目標を選択した場合は、類別N1の成果目標を選択することはできない。	受益面積のうち堆肥、バイオ炭等の施用面積の割合。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※整備予定の施設で製造される資材と同種の資材を施用する面積を算出すること。

3 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用※米、麦又は大豆等の乾燥調製、保管に係る施設	a1	<p>○施設の再編利用による利用率の向上</p> <p>・以下の①の取組を必須とし、②又は③のいずれかの取組を選択するものとする。</p> <p>①再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②再編後の施設の利用率の伸び幅が10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%・・・・・・・・・・5ポイント 6%・・・・・・・・・・4ポイント 5%・・・・・・・・・・3ポイント 4%・・・・・・・・・・2ポイント 3%・・・・・・・・・・1ポイント</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡ-2の第1の1に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント</p>

<p>a2</p>	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>96%以上・・・5ポイント</li> <li>92%以上・・・4ポイント</li> <li>88%以上・・・3ポイント</li> <li>84%以上・・・2ポイント</li> <li>80%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>かつ、</li> <li>策定する再編利用計画において、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取り組む場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・5ポイント</li> </ul> </li> <li>②担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組む計画となっている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・3ポイント</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①重点再編地域に選定されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・5ポイント</li> </ul> </li> <li>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>100%以上・・・5ポイント</li> <li>95%以上・・・4ポイント</li> <li>90%以上・・・3ポイント</li> <li>85%以上・・・2ポイント</li> <li>80%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</li> <li>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 <ul style="list-style-type: none"> <li>5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント</li> <li>0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント</li> <li>5ポイント以下（低下）・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</li> <li>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・2ポイント</li> </ul> </li> <li>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・2ポイント</li> </ul> </li> <li>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</li> <li>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>
<p>a3</p>	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>96%以上・・・5ポイント</li> <li>92%以上・・・4ポイント</li> <li>88%以上・・・3ポイント</li> <li>84%以上・・・2ポイント</li> <li>80%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>かつ、</li> <li>策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに取り組む場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・5ポイント</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※作付面積比率=A/B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①重点再編地域に選定されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・5ポイント</li> </ul> </li> <li>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>100%以上・・・5ポイント</li> <li>95%以上・・・4ポイント</li> <li>90%以上・・・3ポイント</li> <li>85%以上・・・2ポイント</li> <li>80%以上・・・1ポイント</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</li> <li>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 <ul style="list-style-type: none"> <li>5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント</li> <li>0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント</li> <li>5ポイント以下（低下）・・・1ポイント</li> </ul> </li> <li>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのい</li> </ul>

	<p>B：事業実施地区における麦作付面積</p> <p>②人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ハイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合  ..... 3ポイント</p>	<p>れかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合  ..... 2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合  ..... 2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上  ..... 2ポイント</p>
a4	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上..... 5ポイント  92%以上..... 4ポイント  88%以上..... 3ポイント  84%以上..... 2ポイント  80%以上..... 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・再編利用計画に基づく事業実施地区において、以下のいずれかを取り組む場合  （ただし、現況値より増加させる場合のみ選択できることとする。）</p> <p>①担い手への農地集積が60%以上</p> <p>80%以上..... 5ポイント  75%以上..... 4ポイント  70%以上..... 3ポイント  65%以上..... 2ポイント  60%以上..... 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>②新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上</p> <p>80%以上..... 5ポイント  75%以上..... 4ポイント  70%以上..... 3ポイント  65%以上..... 2ポイント  60%以上..... 1ポイント</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。  ..... 5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上..... 5ポイント  95%以上..... 4ポイント  90%以上..... 3ポイント  85%以上..... 2ポイント  80%以上..... 1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。</p> <p>5ポイント以上（上昇）..... 3ポイント  0ポイント以上（上昇）..... 2ポイント  5ポイント以下（低下）..... 1ポイント</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合  ..... 2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合  ..... 2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上  ..... 2ポイント</p>
a5	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上..... 5ポイント</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。  ..... 5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p>

		<p>92%以上・・・4ポイント  88%以上・・・3ポイント  84%以上・・・2ポイント  80%以上・・・1ポイント</p> <p>かつ、  ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、効率的な作業を行うため、以下のいずれかを取り組む場合（ただし、現状値より増加させる場合にのみ選択できることとする。）  ①基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・5ポイント  ②基幹作業のうち2以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・3ポイント  ※「基幹作業」とは以下の①から④までをいう。  ①耕起・整地  ②播種・移植  ③収穫  ④乾燥・調製</p>	<p>100%以上・・・5ポイント  95%以上・・・4ポイント  90%以上・・・3ポイント  85%以上・・・2ポイント  80%以上・・・1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。  ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。  5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント  0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント  5ポイント以下（低下）・・・1ポイント  ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。  ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。  ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合  ・・・2ポイント  ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合  ・・・2ポイント  ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。  ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上  ・・・2ポイント</p>
集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き、いも類）	b1	<p>・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。  100%以上・・・10ポイント  95%以上・・・8ポイント  90%以上・・・6ポイント  85%以上・・・4ポイント  80%以上・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。  23ポイント以上（上昇）・・・5ポイント  15ポイント以上（上昇）・・・4ポイント  7ポイント以上（上昇）・・・3ポイント  1ポイント以下・・・2ポイント  9ポイント以下・・・1ポイント  ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	c1	<p>・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。（ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。）  18以上・・・10ポイント  15以上・・・8ポイント  11以上・・・6ポイント  8以上・・・4ポイント  4以上・・・2ポイント</p>	<p>・施設稼働率指数が102以上。  172以上・・・5ポイント  154以上・・・4ポイント  137以上・・・3ポイント  119以上・・・2ポイント  102以上・・・1ポイント</p>
	c2	<p>・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。）  22%以上・・・10ポイント  18%以上・・・8ポイント  14%以上・・・6ポイント  9%以上・・・4ポイント  5%以上・・・2ポイント</p>	<p>・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。  12%以上・・・5ポイント  10%以上・・・4ポイント  8%以上・・・3ポイント  5%以上・・・2ポイント  3%以上・・・1ポイント</p>

c3	<p>・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>44%以上・・・10ポイント  36%以上・・・8ポイント  27%以上・・・6ポイント  18%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の下級茶歩留指数が47以下。</p> <p>39以下・・・5ポイント  41以下・・・4ポイント  43以下・・・3ポイント  45以下・・・2ポイント  47以下・・・1ポイント</p>
c4	<p>・契約取引量指数を直近値より7以上増加。（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。）</p> <p>35以上・・・10ポイント  28以上・・・8ポイント  21以上・・・6ポイント  14以上・・・4ポイント  7以上・・・2ポイント</p>	<p>・契約取引量指数の直近値が7以上。</p> <p>44以上・・・5ポイント  35以上・・・4ポイント  26以上・・・3ポイント  16以上・・・2ポイント  7以上・・・1ポイント</p>
c5	<p>・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。</p> <p>24%以上・・・10ポイント  20%以上・・・8ポイント  16%以上・・・6ポイント  12%以上・・・4ポイント  8%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。</p> <p>18.0%以上・・・5ポイント  14.5%以上・・・4ポイント  11.0%以上・・・3ポイント  7.5%以上・・・2ポイント  4%以上・・・1ポイント</p>
c6	<p>・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。（ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。）</p> <p>40以上・・・10ポイント  33以上・・・8ポイント  25以上・・・6ポイント  18以上・・・4ポイント  10以上・・・2ポイント</p>	<p>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。</p> <p>25以上・・・5ポイント  20以上・・・4ポイント  15以上・・・3ポイント  10以上・・・2ポイント  5以上・・・1ポイント</p>
c7	<p>・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。（なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。）</p> <p>15%以上・・・10ポイント  12%以上・・・8ポイント  9%以上・・・6ポイント  5%以上・・・4ポイント  2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1%以上。</p> <p>11%以上・・・5ポイント  8.5%以上・・・4ポイント  6%以上・・・3ポイント  3.5%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
c8	<p>・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。</p> <p>18%以上・・・10ポイント  15%以上・・・8ポイント  12%以上・・・6ポイント  9%以上・・・4ポイント  6%以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。</p> <p>34%以上・・・10ポイント  29%以上・・・8ポイント  24%以上・・・6ポイント  19%以上・・・4ポイント  14%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。</p> <p>11%以上・・・5ポイント  9%以上・・・4ポイント  7%以上・・・3ポイント  5%以上・・・2ポイント  3%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。</p> <p>18%以上・・・5ポイント  15.3%以上・・・4ポイント  12.5%以上・・・3ポイント  9.8%以上・・・2ポイント  7%以上・・・1ポイント</p>
c9	<p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。（なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶</p>	<p>・直近の仕向先多様化指数が13以上。</p> <p>35以上・・・5ポイント</p>



		<p>製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>45以上・・・10ポイント</p> <p>40以上・・・8ポイント</p> <p>35以上・・・6ポイント</p> <p>30以上・・・4ポイント</p> <p>25以上・・・2ポイント</p>	<p>30以上・・・4ポイント</p> <p>24以上・・・3ポイント</p> <p>19以上・・・2ポイント</p> <p>13以上・・・1ポイント</p>
	c10	<p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。（なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>24%以上・・・10ポイント</p> <p>20%以上・・・8ポイント</p> <p>15%以上・・・6ポイント</p> <p>11%以上・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の主要茶種指数が66以下。</p> <p>34以下・・・5ポイント</p> <p>42以下・・・4ポイント</p> <p>50以下・・・3ポイント</p> <p>58以下・・・2ポイント</p> <p>66以下・・・1ポイント</p>
	c11	<p>・主要品種指数を直近値の2%以上低減。（なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。）</p> <p>34%以上・・・10ポイント</p> <p>26%以上・・・8ポイント</p> <p>18%以上・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近の主要品種指数が75以下。</p> <p>50以下・・・5ポイント</p> <p>56以下・・・4ポイント</p> <p>63以下・・・3ポイント</p> <p>69以下・・・2ポイント</p> <p>75以下・・・1ポイント</p>
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	d1	<p>・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用いもの3割以上について新たな出荷先を確保。</p> <p>8割以上・・・10ポイント</p> <p>7割以上・・・8ポイント</p> <p>6割以上・・・6ポイント</p> <p>5割以上・・・4ポイント</p> <p>3割以上・・・2ポイント</p>	<p>・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。</p>
	d2	<p>・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・10ポイント</p> <p>10%以上・・・8ポイント</p> <p>8%以上・・・6ポイント</p> <p>5%以上・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・2ポイント</p>	
	d3	<p>・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の工場を廃止。</p> <p>3工場以上の廃止・・・10ポイント</p> <p>2工場の廃止・・・8ポイント</p> <p>1工場の廃止・・・5ポイント</p>	
	d4	<p>・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上</p> <p>10%以上・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・2ポイント</p>	
	d5	<p>・再編後の工場の操業率が75%以上。</p> <p>95%以上・・・10ポイント</p> <p>90%以上・・・8ポイント</p> <p>85%以上・・・6ポイント</p> <p>80%以上・・・4ポイント</p> <p>75%以上・・・2ポイント</p>	
	d6	<p>・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。</p>	

		10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d7	・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d8	・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	

(注) 成果目標で「販売額」「所得額」の増加、「労働生産性」の向上を選択する場合、別記2第16の1の評価における価格補正については、別記2第16の2の価格補正に準じて行うものとする。

#### 4 都道府県加算ポイント

2又は3までに定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。ただし、2から4までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
<p>整備事業の取組主体が策定する整備事業計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算対象とする取組主体事業計画を選択できることとする。</p> <p>これらの取組主体事業計画については、各都道府県において加算するポイントの合計が年間2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）に別記2の第17の1のポイントを増減したポイントを超えない範囲で、1又は2ポイントを加算できるものとする。</p>

#### 5 優先枠加算ポイント

2から4に定めるポイントに加え、以下の（1）又は（2）の取組を行う場合はポイントを加算できるものとする。ただし、2から5までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

優先枠加算ポイントの内容
<p>（1）別記2の別紙1のⅡの(10)のAに定める中山間地域の体制整備の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。</p> <p>ただし、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携する産地パワーアップ計画の合計が優先枠の範囲内に満たない場合には、中山間地域所得向上計画又は中山間地域所得確保計画と連携しない中山間地域の産地パワーアップ計画にも加算できるものとする。</p> <p>（2）別記2の別紙1のⅡの(10)のイに定める農産物輸出に向けた体制整備の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。</p>

#### 6 重点品目加算ポイント

輸出拡大が有望な品目及び輸入シェアの奪還が重要な品目に係る取組を優先するため、以下の重点品目又は準重点品目を対象とし、産地において輸出実績がある又は目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している取組（以下「輸出の取組」という。）である場合は、2から5までに定めるポイントに加え、ポイントを加算するものとする。

また、これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。

ただし、以下の「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日農林水産省・地域の活力創造本部決定）に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。

重点品目加算ポイントの内容		
ポイント	重点品目 10ポイント	準重点品目 5ポイント
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき	うめ、くり、キウイフルーツ、日本なし、おうとう
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く。）、ばれいしょ（生食用を除く。）	薬用作物、いぐさ
土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類（二条大麦、六条大麦、はだか麦）、豆類（小豆、いんげん、落花生）

注：複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

共通9 基金事業における配分基準

収益性向上対策の成果目標等に関するポイントの基準について、以下のとおり定める。

成果目標等に関するポイントの内容
○取組主体事業計画の目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること。ただし、「燃油使用量の15%以上の低減」については、施設園芸エネルギー転換枠に限って選択できることとする。）
・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・販売額又は所得額の10%以上の増加、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・輸出向け出荷額の割合5%以上
10%以上・・・10ポイント
9%以上・・・8ポイント
8%以上・・・6ポイント
7%以上・・・4ポイント
5%以上・・・2ポイント
・輸出向け年間出荷量10トン以上
20トン以上・・・10ポイント
18トン以上・・・8ポイント
15トン以上・・・6ポイント
13トン以上・・・4ポイント
10トン以上・・・2ポイント
・労働生産性の10%以上の向上
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・農業支援サービス事業体の利用割合の向上
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント

<ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上・・・2ポイント</li> <li>・燃油使用量の15%以上の低減 <ul style="list-style-type: none"> <li>60%以上・・・10ポイント</li> <li>50%以上・・・8ポイント</li> <li>40%以上・・・6ポイント</li> <li>30%以上・・・4ポイント</li> <li>15%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>
<p>○波及性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地パワーアップ計画の実施面積が、面積要件に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>200%以上・・・10ポイント</li> <li>180%以上・・・8ポイント</li> <li>150%以上・・・6ポイント</li> <li>130%以上・・・4ポイント</li> <li>100%以上・・・2ポイント</li> </ul> </li> </ul>
<p>○実効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県の普及組織等による技術的なサポート及び技術普及の取組を実施・・・5ポイント</li> </ul>
<p>○重点品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通8の6の重点品目の取組を実施（輸出の取組）・・・10ポイント</li> <li>・共通8の6の準重点品目の取組を実施（輸出の取組）・・・5ポイント</li> </ul> <p>※これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。</p> <p>ただし、「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。</p>
<p>○輸出優先枠との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備事業の輸出優先枠の取組と連動した取組・・・5ポイント</li> </ul>
<p>○都道府県加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算・・・1～2ポイント</li> </ul> <p>（各都道府県において加算するポイントの合計は、年間2ポイント（北海道にあつては3ポイント）に別記2の第17の1の加算ポイントを増減したポイントを上限とする。）</p>

（注）成果目標で「販売額」「所得額」の増加、「労働生産性」の向上を選択する場合、別記2第16の1の評価における価格補正については、別記2第16の2の価格補正に準じて行うものとする。